

Title	世界的民主主義のためのソーシャルメディアデザイン
Sub Title	Social media design for global democracy
Author	大久保, 理穂(Okubo, Riho) 稲蔭, 正彦(Inakage, Masahiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科
Publication year	2011
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2011年度メディアデザイン学 第124号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40001001-00002011-0124">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40001001-00002011-0124</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2011 年度修士論文

世界的民主主義のための  
ソーシャルメディアデザイン

大久保 理穂

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科

本論文は慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科に  
修士（メディアデザイン学）授与の要件として提出した修士論文である。

大久保 理穂

指導教員：

稲蔭正彦教授（主指導教員）

加藤朗教授（副指導教員）

審査委員：

稲蔭正彦教授（主査）

加藤朗教授（副査）

岸博幸教授（副査）

修士論文2011年度（平成23年度）

# 世界的民主主義のための ソーシャルメディアデザイン

## 要旨

近年ではグローバル市場の拡大・深化を受けて、国内及び国際的な経済格差をはじめとする様々な問題が生じている。そうした中でグローバルガバナンスの構築が求められているが、現在の主権国家体制の延長にどのようなグローバルシステムを築けるのか、明確なビジョンは存在していない。本論ではそうしたビジョンを得るために、財産権保障により成立する「市場に基盤を置いた社会システム」が、現代のグローバル社会へ繋がる歴史的展開を追う。その過程で、財産権保障を内包する議会制度における民主主義とは「市場に基盤を置いた社会システム」のビジョンであると捉え直す。そして今後のグローバルシステムのビジョンとしてそうした民主主義のグローバル化を求める。その上で世界的民主主義の実現に必要な新しい制度のデザイン条件を探り、それを具現化するようなソーシャルメディアのデザイン提案を行う。

キーワード

民主主義、財産権保障、グローバルシステム、ソーシャルメディア、デザイン

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科  
大久保 理穂

# **Social Media Design for Global Democracy**

## **Abstract**

In recent years, numerous problems such as domestic and international economic disparities have surfaced due to the highly globalized economy. Despite the urgent demand for construction of global governance, there is currently no clear vision of how to structure a global system as extension to the current sovereign state. This thesis first traces how the market-driven social system that is based on property rights has led to the emergence of modern global society. Through such historical analysis, parliamentary democracy is reviewed as the part of mechanism of “market-based social system”. The thesis outlines the functional conditions of a new governance system necessary to practice the global-scale democracy. Finally, the design of social media that satisfies the functional requirement is proposed.

### **Keywords**

Democracy, property rights, global system, social media, design

## 目次

<b>1. はじめに</b> .....	1
<b>2. グローバル化に伴う問題と解決の指針</b>	
2.1. 「経済格差問題とガバナンス問題の普遍性」と 「解決指針の多様性」 .....	3
2.2. 社会システムの歴史的展開.....	4
2.2.1. グローバル化に適した社会システム	
2.2.2. 成熟と衰退	
2.2.3. 復活	
2.2.4. 発展	
2.2.5. ウェストファリア体制の拡大と 社会システムの普及の遅れ	
2.2.6. 現代グローバル世界の出現	
2.3. グローバル化に伴う問題と解決の指針.....	16
2.3.1. 国内及び国際的な経済格差と グローバルガバナンス問題の発生	
2.3.2. グローバルガバナンス問題の解決の指針	
<b>3. グローバルガバナンスの要件</b>	
3.1. 個人の財産権保障のグローバル化.....	19
3.2. 政治的権力による搾取の抑止 .....	22
3.2.1. 民主的議会制度の普及	
3.2.2. 財産権保障規定の国際法化	
3.3. グローバル市場における 利益追求機会の確保と人類益との調和.....	25
3.3.1. 民主的議会制度の普及	
3.3.2. グローバルな経済・社会基盤の構築機能の制度化	

## 4. 新しい制度の基本構造とデザイン条件

4.1. 新しい制度の基本構造 .....	29
4.2. 民主的議会の主要機能と機能条件 .....	31
4.2.1. 民主的議会の主要機能	
4.2.2. 民主的議会の原則的な機能条件	
4.2.3. 参加民主主義の立場から要請される機能条件	
4.3. 新しい制度のデザイン条件 .....	36
4.3.1. デザイン条件を抽出する方法	
4.3.2. 新たな制度の基本型	
4.3.3. 争点明示機能	
4.3.4. 変換機能	
4.3.5. 国民代表の原則	
4.3.6. 審議の原則	
4.3.7. 行政監督の原則	
4.3.8. 組織形成、参加自由	
4.3.9. 表現の自由	
4.3.10. 投票の権利	
4.3.11. 公職への被選挙権	
4.3.12. 政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利	
4.3.13. 多様な情報源	
4.3.14. 自由かつ公正な選挙	
4.3.15. 政府の政策を、投票あるいは その他の要求表現にもとづかせる諸制度	
4.3.16. 個人主義化の防止、 グローバル問題への関心喚起	
4.3.17. 新しい制度のデザイン条件の纏め	
4.4. ソーシャルメディアの役割と重要性 .....	53

## 5. ソーシャルメディアのデザイン要件

5.1. 問題提示パート .....	55
5.1.1. 基本のコンセプト	
5.1.2. ディスカッション対応	

5.1.3.	コメント非表示制度	
5.1.4.	閲覧者が設定する独自ルール	
5.1.5.	国際輿論の状況把握	
5.1.6.	フォーラムの評価制度	
5.1.7.	プロフィール制度	
5.1.8.	グローバルな問題への関心拡大	
5.1.8.1.	問題意識を共有できる個人を見つけ出すための支援	
5.1.8.2.	問題意識を実施に共有するための支援	
5.1.8.3.	共感を深めるための支援	
<b>5.2.</b>	<b>解決活動の紹介パート</b>	<b>78</b>
5.2.1.	情報収集の方法	
5.2.2.	解決活動の表示方法	
5.2.3.	ホームページ上での紹介	
<b>5.3.</b>	<b>批評・評価パート</b>	<b>83</b>
5.3.1.	批評・評価の主体性	
5.3.2.	批評・評価の基本形式	
5.3.3.	表現の自由への配慮	
<b>5.4.</b>	<b>経済的支援パート</b>	<b>87</b>
5.4.1.	経済的支援の主体性	
5.4.2.	経済的支援の評価に基づく必要性	
5.4.3.	経済的支援の基本的ルール	
<b>5.5.</b>	<b>SNS全般</b>	<b>88</b>
5.5.1.	コミュニティーの登録	
5.5.2.	スポンサーシップにより生じる危険性への対策	
5.5.3.	多言語への対応	
<b>6.</b>	<b>考察</b>	<b>94</b>
<b>6.1.</b>	<b>フォーラムページ</b>	<b>95</b>
6.1.1.	フォーラムページ・トップ	
6.1.2.	各フォーラムページ	
6.1.3.	トピックページ	

6.2. ホームページ .....	124
6.3. アカウントページ .....	131
6.4. プロファイルページ .....	133
<u>7. 考察</u> .....	140
<u>8. おわりに</u> .....	142

## 図目次

図 1 : 新制度の基本構造.....	29,46
図 2 : コミュニティ作成ボタン (mixi) .....	56
図 3 : コミュニティの詳細設定画面 (mixi) .....	56
図 4 : コメント表示 (mixi).....	58
図 5 : コメントの階層表示(TED Conversations) .....	59
図 6 : ブログのコメント件数表示 (「中韓を知り過ぎた男」) .....	60
図 7 : 返信コメントの表示方法 (YouTube) .....	71
図 8 : 「ナイス」ポイントの総数表示(YouTube) .....	71
図 9 : スпам報告を受け非表示になったコメント (YouTube) .....	62
図 10 : ディスカッション終了までの期限表示 (TED Conversations) .....	63
図 11 : Conversation の冒頭説明 (TED Conversations) .....	64
図 12 : コミュニティのトップ画面 (mixi) .....	65
図 13 : 人気トピックスの表示 (TED Conversations) .....	67
図 14 : トピックス一覧 (TED Conversations) .....	66
図 15 : カテゴリー一覧 (mixi) .....	67
図 16 : トピックス一覧 (mixi) .....	68
図 17 : トレンド画面(Twitter) .....	69
図 18 : プロファイルの冒頭 (TED Conversations) .....	71
図 19 : プロファイルの後半部① (TED Conversations) .....	71
図 20 : リツイート画面 (Twitter) .....	72
図 21 : プロファイルの後半部② (TED Conversations) .....	73
図 22 : 注目のコミュニティ画面 (mixi) .....	74
図 23 : コミュニティリンカー一覧の画面 (mixi) .....	74
図 24 : 自己表現キーワードの選択表示 (TED Conversations) .....	75
図 25 : キーワードによる紹介画面 (TED Conversations) .....	75
図 26 : 他のユーザーをフォローしている画面 (Twitter) .....	76
図 27 : 「いいね！」ボタン (Facebook ページ) .....	79
図 28 : ニュースフィード上の表示 (Facebook).....	79
図 29 : 関連動画の紹介画面 (YouTube).....	81
図 30 : フラグマーク (TED Conversations) .....	90
図 31 : Translation Dashboad (TED Conversations).....	91
図 32 : 翻訳者の名前の掲載 (TED Conversations) .....	92

図 33 : トップバーの項目 .....	94
図 34 : フォーラムページ・トップ .....	95
図 35 : フォーラム一覧 .....	96
図 37 : パネリスト参加依頼メール画面 .....	98
図 38 : パネリスト登録画面 .....	99
図 39 : 各フォーラムのトップ画面 .....	100
図 40 : 各フォーラムのメニューバー .....	101
図 41 : パネリスト紹介ページ .....	102
図 42 : 評価マトリクスメニュー .....	103
図 43 : 評価マトリクス .....	103
図 44 : テーマごとのフォーラム一覧 .....	104
図 45 : トピックページ .....	104
図 46 : 翻訳者登録ログイン画面 .....	106
図 47 : 翻訳言語の選択画面 .....	107
図 48 : 翻訳作業の画面 .....	108
図 49 : 翻訳チェック画面 .....	109
図 50 : 翻訳対応言語の表示法 .....	109
図 51 : 翻訳者紹介画面 .....	110
図 52 : フォーラム画面 .....	111
図 53 : フォーラムの表示形式 .....	112
図 54 : パネリスト用の投稿画面 .....	113
図 55 : ファシリテーター用の画面 .....	114
図 56 : 関連活動の一覧 .....	115
図 57 : 関連活動紹介のメニュー画面 .....	116
図 58 : 関連活動の並び替え方法 .....	116
図 59 : サポーター分析画面 .....	117
図 60 : サポーター紹介画面 .....	118
図 61 : 関連活動の紹介画面 .....	119
図 62 : 「Support」 ボタンとホームページの表示対応 .....	120
図 63 : 「共感!」「コメント」「スパム報告!」 ボタン .....	121
図 64 : 非表示画面 .....	122
図 65 : 非表示に対する抗議法 .....	122
図 66 : 非表示禁止措置の画面 .....	122
図 67 : 関連活動の比較法 .....	123
図 68 : ホームページ .....	124
図 69 : コミュニティー紹介メニュー .....	125

図 70 : コミュニティー一覧画面 .....	125
図 71 : コミュニティー紹介画面 .....	126
図 73 : ホームページの中央画面 .....	129
図 74 : 全活動の紹介メニュー .....	130
図 75 : ログイン画面 .....	131
図 76 : セキュリティーチェック画面 .....	131
図 77 : アカウント登録画面 .....	132
図 78 : アカウントのプルダウンメニュー .....	133
図 79 : プロファイルページのメニュー .....	134
図 80 : フォーラム評価後の「Favorite 登録」ボタン .....	135
図 81 : プロファイル内の「Favorite 登録」ボタン .....	136
図 82 : プロファイル中央画面 .....	137
図 83 : Support 活動の紹介 .....	138

## 1. はじめに

近年、国際貿易の活発化と地域経済圏の増加等を背景にグローバル市場が拡大し、そうした中で2つの重大な問題が指摘されている。1つは国内および国際的な経済格差の問題であり、もう1つはグローバルガバナンスの不足の問題である。これら二つの問題はその他の多くの諸問題を引き起こす原因となっているため特筆すべき重要な課題として指摘されている (WEF,2011)。

国内における経済格差の問題を改善するためには、後述するように各国の経済・社会基盤を改良する必要がある、国際間の経済格差を是正するためには特に途上国の経済・社会基盤の改良を各国の協力のもと促しながら、その過程で先進国や新興国の知識や経験、技術を活かしていくことが望ましい。またグローバルガバナンスの観点からは、各国の経済・社会基盤を改良する過程において、地球規模の持続可能性という視点にたった国際輿論を形成し反映させていく必要がある。

しかし現在の主権国家体制においては他国の経済・社会基盤の構築プロセスに対して政治的主権を侵害するような国際干渉はなし得ない。一方で、近年では各国の経済・社会基盤事業の多くを政府のみならず国、際的な企業や非営利団体、個人が積極的に行っており、そうした活動に対して政治的プロセスを介さずに直接的に国外から支援・支持することは可能である。そこで本論においては、そうした各国における基盤構築活動を国際的に比較・評価し、支持することで改良活動そのものを促進し、その過程で地球規模の持続可能性を考慮し得るような、ソーシャルメディアのデザイン提案を行う。

ここで述べる「経済基盤」とは経済的生産活動や経済的生産物の運搬を直接的に支える基盤をいうものとする (Hansen, 1965)。また「社会基盤」とは終局的には公共便益や経済的生産活動を促進する効果のある基盤をいう (Hansen, 1965)。どちらの場合も中心的機能が物質的であるハードな基盤のみならず、いわゆるソフトな基盤をも含むものとし、それらは広い意味で市場活動を支えるという性質を備えたものである。ただし、個人に備わる知識・技術・能力といった人的資源 (OECD, 2001) に代表されるような人的基盤は含まないものとする。なぜなら人的基盤の改良は経済・社会基盤の改良に帰するからである。

一方、構築しようとする「ソーシャルメディア」とは一般に双方向性を重視した主にインターネット上のメディアのことを指している (前島 2010)。特にユーザーが情報を発信しながら、ユーザー同士の社会的なつながりを深めていくことに重点が置かれているため、「ソーシャル」という名前がついており、2008年前後から爆発的に世界中で利用者が増えている (前島 2010)。たとえば映像発信サイトである「YouTube」や、ミニブログである「Twitter」、既知の人々と

の交流をネット上で展開する交流サイトである「Facebook」などが挙げられる。

以下 2 章では、指摘されている「国内および国際的な経済格差」と「グローバルガバナンスの不足」という問題がどの様に生じているのか、解決するための指針は何かを、社会システムの歴史的展開の経緯から探り、述べる。3 章では、そうした解決の指針にのっとして、グローバルガバナンスの要件を検討する。4 章では、グローバルガバナンスの要件を満たすために必要な新しい制度と、そのデザイン条件について考え、それを具現化する上でソーシャルメディアが果たし得る役割と重要性について述べる。5 章では、新制度のデザイン条件を満たすようにソーシャルメディアのデザイン要件を検討し、6 章ではより具体的なデザイン提案を行う。7 章では、本論の全体を通じた考察を行い、8 章では、今後の展望を述べ本論を結ぶ。

## 2. グローバル化に伴う問題と解決の指針

### 2. 1. 「経済格差問題とガバナンス問題の普遍性」と「解決指針の多様性」

マルクスとエンゲルスはその共著『共産党宣言』の冒頭において「今日までのあらゆる社会の歴史は階級闘争の歴史でもある」(Marx, Engels, 1848: 訳書 40 ページ)と述べている<sup>1</sup>。これは経済的格差が存在する状態において、相対的に貧しい者が豊かさを求めるという行為が人類にとって本質的であること、また階級闘争の結実としてあらわれる新たな社会システムにおいても、常に新しい経済的格差と階級闘争が生じることを表している。そのため安定的な社会システムを望むならば、階級闘争の動機となる経済的利益追求の欲求に対して、社会全体が持続可能なように、「社会の全体益と調和するような利益の道筋を設け、維持し続けること」が不可欠であると考えられる。こうして経済格差問題とガバナンス問題は、安定的な社会システムを求める人類にとって普遍的な課題となり現代に至っている。

経済格差問題に関してマルクスは、その主著『資本論』において、生産手段の所有を前提とした近代資本主義体制においては、資本の拡大再生産が資本家と賃金労働者間、労働者間の経済格差を拡大させ、階級闘争を招き、やがては社会システムを破綻させることを示唆している (Marx, 1867)。しかし経済発展過程に伴う経済格差の拡大化傾向や、階級闘争激化による社会システムの崩壊といった現象は、生産手段の所有を前提とする近代資本主義の展開を待たずとも、規模の差こそあれ、剰余生産物の存在を前提に古代史において数多くみられた現象であった<sup>2</sup>。

これについてロストツェフは古代オリエント諸王国やヘレニズム諸王国、古代ローマ帝国においても、19、20 世紀のヨーロッパ商業資本主義にかなり近い古代資本主義の発展がみられ、後にはその過程で生じた経済格差の拡大と階級闘争の激化により衰退したことを述べている (Rostovtzeff, 1926)。また金によれば中国封建王朝においても、資本主義の要素が全くなかったわけではなく、都市、商業の発展はヨーロッパ資本主義の初期段階にまさるとも劣らないレベルに達しながら、一定程度までくると官僚による搾取が過度になり、大農民反乱が起きて社会システムが崩壊したと主張している (金観濤・劉青峰 1983)。

このように経済格差問題に関しては資本主義的発展に伴う拡大化傾向や、そ

---

<sup>1</sup>後にハクストハウゼンらにより土地の共有制を認める村落共同体は社会の原始的形態であったことが発見されると、エンゲルスにより「あらゆる文書をもって伝わってきた歴史」と注が書かれるようになった。

<sup>2</sup>ヘルナンド・デル・ソトは、財産権保障がマルクスの指摘するような経済格差拡大させる働きよりも、貧困層にとって市場利益を得る可能性を広げる働きをすると主張している。

れにより引き起こされる階級闘争の激化など、時間的、地域的な共通性、普遍性が見受けられる。一方でそうした経済格差拡大の問題を乗り越え安定的な社会システムを築くために、「利益の道筋を、社会のどこに求め、社会全体の利益とどの様に調和させるか」といった、いわゆるガバナンス問題に関しては、社会構造により時間的、地域的な多様性が存在する。例えば後述するように古代ローマのガバナンス構造は、中国封建王朝のそれとは全く異なっていた。

そこで現代のグローバル社会における国内および国際的な経済格差を改善し、安定を齎すためのグローバルガバナンスの問題を考える際にも、目指すべき社会構造と解決の指針が何であるかを知ることが最も重要であると考え。そしてそれを知るためには、現代のグローバル世界がどのような社会システムの拡大として出現し、どこへ向かおうとしているのか理解する必要がある。

そこで次節においては、古代ローマで誕生した財産権保障に基づく「市場に基盤を置いた社会システム」がヨーロッパにおいて成熟し、一度は衰退したが後に復活して主権国家という枠組の中で発展を遂げ、そうした主権国家が連なって現代のグローバル社会が出現していることを述べる。

## 2.2. 社会システムの歴史的展開

### 2.2.1. グローバル化に適した社会システム

一般にガバナンスの問題は、社会システムが拡大していく過程で、極めて難しくなるといえる。なぜなら社会システムの拡大過程において内部に取り込まれた異民族、思想や信仰が異なる者に対して共通した利益の道筋を設け、そうした人々をも含む社会全体の利益と調和させることは非常に困難だからである。例えば異民族を被征服民や奴隷として扱えば、のちに階級闘争の激化を招くことは明らかである。また仮に異民族に対して平等な利益の道筋を設けたとしても、それが宗教的行為であったとすれば、他宗教の人々の利益追求は難しくなり、非搾取階級に陥ったそれらの人々による階級闘争が生じることが予想される。

この点で、中国封建王朝が利益の源泉を学問に求め、学問の内容を儒教とし、その実践が社会全体益に繋がるとしたことは秀逸であった。儒教の始祖である孔子は人がもつ欲望や感情を基礎に「仁」という最高の道徳原則を提起し、家長に対する「考」こそ、「仁」を行う根本であるとした。そして人々が共感し得るこの家庭内の道徳観を、国家の組織原理にまで拡張させたのである。家長に

対する「考」を社会組織に拡張したものとして、臣下の君主に対する「忠」があり、君には「仁」に基づいた政治を行うことが求められていた<sup>3</sup>（金観濤・劉青峰 1983）。中国封建王朝では商人は存在していたものの種々の制約を受けて相対的に弱い存在であり、こうした儒教を学んで後に科挙という試験制度を通じて登用される通常 0.5%以下の官僚層が、儒教という統一信仰に基づいて軍隊と事務員を率いる巨大な官僚機構を形成し、（金観濤・劉青峰 1983）地位・名誉・財産の全てを集約していた（宮崎 1963）。

しかしこのように優れた中国封建王朝の社会システムも、他の多くの社会システムと同様に、グローバルに発展して現代に至ることはなかった。これについて金は中国の封建王朝のシステムは、二、三百年ごとに周期的な大動乱を生じて社会の不安定要素を取り除き、その直後に古い構造が回復されたために社会システムが発展し得なかったと指摘している。大動乱の後、古い構造が復活して社会が安定し始めると、官僚は再び肥大化して腐敗が加速し、経済の発展に対して過度の干渉・搾取を行うようになり、困窮化した農民を基礎に再び大動乱は生じ、社会システムも再度初期化せざるを得なかったというのである（金観濤・劉青峰 1983）。

エンゲルスはコンラート・シュミットにあてた手紙の中で、国家権力が経済発展と逆方向の作用を及ぼす場合には、今日のどの様に強大な国家権力であってもやがては崩壊するだろうと述べている（Engels.F 1980）。中国封建王朝の場合、国家権力に相当する社会システムの調整を担うべき官僚が、経済の発展を阻害する搾取行為を行っていた。また社会システムの性質上、儒生官僚に利益を集中させる必要があり、市場経済に対する種々の干渉や制約もある程度は肯定されるべきものであった。そのため中国封建王朝の社会システムは、まさしく経済発展に対して逆方向に働く構造をもち、周期的な崩壊を免れ得なかったといえる。

その点で、古代ローマの社会システムは市場に基盤を置き、経済発展に対して極めて調和的であった。そのことがこの社会システムを発展させ、現代のグローバル化へと導いたと考えられる。以下、古代ローマで誕生した市場に基盤を置いた社会システムが現代へ繋がる歴史的展開を具体的にみていく。

### 2.2.2. 成熟と衰退

紀元前 753 年に建国されたとされる古代ローマは、建国当初は農業と牧畜業を営む小集団として始まった（Livius）。そして人口の増加と軍事力の増大を望むローマは、繰り返される戦闘に勝利する中で、敗者となった他民族に対して

---

<sup>3</sup> 皇帝は人民の「父」とみなされ、封建官僚たちは「父母官」と称されていた。

も完全なローマ市民権を与えて同化政策を行い、拡大を続けていった<sup>4</sup>。その過程でエトルリアやギリシャといった周辺民族から技術を吸収し、ローマは農本国から商業国へと変貌を遂げていった (Livius)。

紀元前 4 世紀半ば以降になると、ローマは異民族に対して市民権を与えることに制限的になった<sup>5</sup>。しかし財産権に関する紛争では、非市民の数が比較的少数であったため市民と擬制することで対応していた。そして紀元前 3 世紀のポエニ戦争でローマがカルタゴに勝利を収めると、ローマの支配権は西地中海全域にまでおよび非市民の数が増加した。そのためローマではローマ法をローマ市民に固有の儀式的法と、自然的理性から非市民にも適用される法とに区分するようになり、後者を「万民法」と呼んで、非市民にも公式に適用するようになった (Stein1996)。このようにローマでは財産権保障という点においては、市民、非市民の区別を設けず、当初から徹底していたといえる。

そうした財産権保障が経済発展に大きく寄与することについては既に多くの研究がなされている (Gerald,P. O’Driscoll.Hoskins 2003, Soto2001)。さらに紀元前 4 世紀半ば以降になるとローマは軍事、政治目的での街道敷設事業を本格的に行い、それが物理的な市場基盤をも提供することになった。そのため紀元前 4 世紀以降のローマでは市場経済が急速に発展し、帝国内部の離反は防がれ軍事力は増大し、帝国の領土も拡大されていった(塩野 2001)。

しかしそうした経済発展の過程では、政治的・社会的・経済的成功が市民権の有無に左右され、財産権を保障していても結果的に市場利益が一部の貴族層に集中するなど、社会的、経済的格差の拡大が齎されることになった (Stein1996)。そのため紀元前 1 世紀になると、イタリア諸都市のブルジョワ階級である非市民を中心に、階級闘争が生じ、激しい内乱となって各地に吹き荒れた<sup>6</sup>。

こうした内乱を終結させ、軍政改革を行い、常備軍を設置して陸上、海上の平和を回復させ、ローマを共和制都市国家から帝国へと導いたのが初代皇帝アウグストゥスであった。アウグストゥスは「ローマを瓦礫の町として引き継ぎ、大理石の都として残す」と自ら誇った (Suetone1961-64) といわれる通り、首

---

<sup>4</sup> プルタルコス「列伝」において、こうした同化政策ほどローマを強大化させたものはないと述べている。

<sup>5</sup> 「ムニチピア」の人々には投票権なしのローマ市民権が与えられ、「コロニア」や「ソーチ」の人々にはそうした市民権も認められなかった。

<sup>6</sup> その際にローマ人は事実上同盟諸都市の全市民の市民権を付与したが、それにより主要な抗争はより大きな規模で再開されることになった。この点につきロストフツェフは「イタリア人をローマ市民団の中に編入したことは不満分子の数をふくれあがらせ、その中で、土地をもたないプロレタリアートが大きく増大した。」(Rostovtzeff,1926:訳書 35 頁)と述べている。

都の中心部から周辺部に至る基盤の整備を積極的に行った<sup>7</sup>。また世界初の年金制度を設置するなどローマ市民の権利を増大させ、以降 300 年つづくこととなる基軸通貨も設定して社会基盤を整えた。その一方で、商業活動そのものには干渉をせずレッセ・フェールを基本とした(Stein1999)。そうした諸政策によりローマ帝国の市場経済は急速に回復され市場利益の獲得機会が増え、財産権保障も機能し得る前提をとりもどした。そのためアウグストゥスの治世以降の 2 世紀間にローマは「パックスローマ」と呼ばれる帝国史上の最盛期を迎えることとなった。

この時代のガバナンス構造については解放奴隷であったトリマルキオの逸話から窺うことができる。

彼は、一介の奴隷、ただし彼の主人のお気に入りとして出発し、主人から大きな財産を相続し、それを商取引事業、特にぶどう酒の大口取引に投資した。その生涯の終りには、彼は、あるカンパニアの都市にある自分の美しい家で、彼の大所領からの収入と、好条件の担保をとって貸した彼の金の利子とによって暮らした。(Rostovtzeff,1926:訳書 58 頁)

ここで重要なことは、奴隷といういわば被搾取階級の代表ともいえる存在に対して、最盛期のローマ帝国では事実状態として財産権が保障され<sup>8</sup>、市場利益追求の機会が実際に存在していたということである。それにより一般には内乱へ向かうはずの階級闘争のエネルギーが市場活動へ注がれ、またそうした人々の市場活動が帝国経済を豊かにし、離反や内乱を防いで軍事力を高めていたのである。すなわち、最盛期のローマ帝国では、財産権保障がローマ法として、万民法として、事実状態として、あらゆる階級の人々に適用され、市場利益も実際にあらゆる階級に開かれ、ローマ全域に市場に基盤を置いたガバナンス構造をもつ社会システムが築き上げられていたのである。

しかしそうしたローマ帝国の発展過程においても、トリマルキオの逸話からも分かるように、経済的に豊かな人々の多くが金融や不動産への投資を行って金利生活に陥ったことで市場は徐々に衰退し、階級格差は拡大していった(Rostovtzeff,1926)。そして 2 世紀後半から市場に陰りが見え始めると、3 世紀には激しい内乱が再び生じるようになった。そしてはやアウグストゥスの

---

<sup>7</sup> 「永遠の都ローマ」という言葉もこの時代に生まれた表現である。

<sup>8</sup> 本来は所有権や相続権を認められていない人々にも法務官が公平の観点から認めるべきとして認めた所有権や相続権は「法務官法上の所有権」「法務官法上の相続」と呼ばれ、それらが後に万民法を形成していった。

時代のような市場開明的な政策は行われず、4、5世紀になるとオリエント的な官僚の組織化や、土地と職業の固定化が行われた（Rostovtzeff,1926）。また軍事的搾取や特別税や食料、原料、手工業製品の特別な納入の強制といった諸政策がとられた結果、帝国の市場は極端に衰亡していった。新しい富の源泉は、もはや商・工・農業の改良を通じた市場ではなく、帝国の特権的地位を利用した帝民搾取に存在していた（Rostovtzeff,1926）。ここに古代ローマ帝国で誕生し成熟した市場に基盤を置いた社会システムは完全に崩壊したといえる。

そして395年になると帝国は最終的に東西に二分され、東ローマ帝国はその後約100年間つづいたが、西ローマ帝国はゲルマン民族の大移動を受けるなかで476年に滅亡を迎えた。

### 2.2.3. 復活

市場に基盤を置いた社会システムは中国封建王朝の社会システムとは異なり、一度衰退すると市場が再び十分に機能するまで数世紀間に渡り回復されることがなかった。その間に伸長したのは、ローマ帝国が衰亡する過程で帝国の搾取に対して救済を説き、その衰亡と反比例して勢力を拡大したキリスト教であった（Rostovtzeff,1926）。キリスト教は当初は数々の迫害を受けたものの、380年には国教化され、392年には他の宗教が禁止されるまでに至った。また西ローマ帝国が崩壊した後は、キリスト教会が西ヨーロッパ全域に中央集権的な階級組織をもち、数々の封建領主と荘園を束ねてヨーロッパ文化圏を形成するようになった（Stein1996）。

このキリスト教会は相続や婚姻関係など属人法に関しては裁判権をもっており、その際にヨーロッパ全土でローマ法を用い、後に作成された教会法もローマ法を基礎として形成されていた（Stein1996）。そのためローマ法は、聖職者にとっての教養となり、キリスト教会によって温存され続けることになった<sup>9</sup>。そこでローマ法はキリスト教会法と一体となり、「ユス・コムーネ<sup>10</sup>」と呼ばれ、ヨーロッパ文化の基礎をなしていた。

一方で市場に基盤を置いた社会システムを形成していた「万民法」に代表される財産権保障を定めたローマ法については、4、5世紀からギリシャ法など東部の法の影響をうけはじめ、ゲルマン人の慣習法と融合するなど、卑俗化と呼ばれる衰退現象<sup>11</sup>をみせるようになっていた（柴田 1976）。当時のローマ法は、ローマ帝国の威光を象徴するものとして、形骸化していたといえる。

<sup>9</sup> リブアリア法典には第61条は「教会はローマ法によって生活する」と規定されている。

<sup>10</sup> ユス・コムーネとは普通法という意味である。

<sup>11</sup> 古典期の法は、例えば財産処分契約の場合に、契約は債権債務関係、すなわち引渡しの請求権と債務とを発生させるが、所有権は引渡がなされるまで移転しない物権であるとして、債権と物権を明確に区分した。卑俗化によってそうした厳密性や正確性は失われた。

そうしたローマ法の状況も、11、12世紀になると改善の兆しを見せ始め、法学研究も再び盛んに行われるようになった。封建社会が安定して農業生産が増大し剰余生産物の交換が盛んになったことと、十字軍の影響で交通が発達して遠隔地貿易も行われるようになったことで、都市と商業が復活を遂げ、基盤としてのローマ法の価値が高まったためである。それでもローマ法は教会法や封建法、慣習法では解決が困難な場合の最終手段として用いられる法であり、または地域法を成文化するための、あるいは訴訟法を生み出すための法であって（Stein1996）、かつての社会システムを基礎づける生きた法となるまでには至らなかった。

ローマ法のうち財産権を保障した「万民法」の部分が再び注目を集めるようになったのはようやく16世紀に入ってからである。15世紀末になるとヨーロッパでは海外進出が盛んになり大航海時代を迎え、16世紀になると新世界におけるスペイン領先住民族インディオの法的地位が問題となった。フランシスコ・デ・ヴィトリアは、先住民のインディオはたとえ異教徒であってもローマ法における自然法の下で完全な所有権を有していると主張した。それ以降法律家は、ローマ法の一般的命題である「自然法<sup>12</sup>および万民法」と狭義のローマ市民法を再び区別するようになった（Stein1996）。

このローマ法の「自然法および万民法」部分は、17世紀に締結された三十年戦争後のウェストファリア条約で確立されるヨーロッパの主権国家体制を受けて、後に2つの方向で進展を遂げるようになった。一方は主権国家間の国際関係を支配する国際法への進展であり、他方は主権国家の内部における統一民法典としての進展である。

国際法はアルベリコ・ジェンティーリが市民法大全<sup>13</sup>を、「市民法」と「自然法および万民法」に区別し、国際法は後者に基づくとしたことから始まった。その後、フーゴー・グローティウスが国際法は人間本性に由来する「自然法」のみに基礎づけられるとしたため、国際法は理論的にはローマ法から独立に論じられるようになった。さらにグローティウスの死後、国際法は自然法主義か

---

<sup>12</sup> 自然法とは万人が人間本性として共有する自然的理性に基づく法であり、万民法は全ての文明人の法に見出される法であるとされた。奴隷制はあらゆる古代社会にみられるため、万民法であるが、常識の命ずるものでないことも明らかなので、自然法には当たらない。

<sup>13</sup> 6世紀に、ユスティニアヌス帝がローマ帝国の再興事業の一環として編纂を命じた法典で古典期ローマ法を纏めた法典をいう。1816年にガイウスの「法学提要」が発見されるまで古典期ローマ法がどのようであったかを示す極めて希少な資料であった。

ら実証主義<sup>14</sup>へと移行し、その後エメール・ヴァッテルにより実証主義は自然法主義と融合されることとなった。そこでは、「自然法が課す義務を実体法の一部として取り扱うことに明示的に合意しない限り、国は、自らの良心に対してのみ責任を負う」とされるようになった。そのため国際法では財産権保障の社会システム構築機能が骨抜きとされ、市場に基盤を置いた社会システムの構築機能が失われることとなった。

その結果、主権国家間においては、市場に基盤を置いた社会システム機能が不在となった。そしてその状態が現代まで引き継がれ、今日のグローバルガバナンスの不足に繋がっているといえる。

他方、1789年にフランス革命が勃発すると、アンシャン・レジーム時代における不合理や不平等を取り除く必要が生じ、フランス全土において慣習法ではなく、すべての市民が理解できる明確な用語で成文化された合理的な法が必要であるという成文法優位の思想が生まれるようになった（山口1976）。そして法の完全な成文化、とりわけ統一民法典編纂の構想が高まり、1791年憲法にその旨が定められるに至った（山口1976）。

その際、統一民法典の三度の草案作成を行い、その後の共和暦8年草案を司法大臣として監修したカムバセレスは、第一草案において「自然こそわれわれが諮問した唯一の信託である」と述べている。また共和8年草案における第一条でも「あらゆる実定的法律の源泉として、普遍的、不可侵の法があり、この法は地球上の全人類を支配するものとしての自然的理性にほかならない」と記述している（北村2006）。そのためフランス民法典の成立をもって、ローマ法のうち「自然法」の部分が、まずはフランス国内において完全な復活を遂げることになった。

更に1860年代になるとドイツにおいても統一的な民法典編纂の計画が持ち上がるようになった（村上1999）。1874年に連邦参議院により立法委員会（第一委員会）の委員の選任が行われ、その大多数は上級裁判官や本省の官吏といった実務家であった。学者からはロマニストのヴィントシャイト、ゲルマニストのロートが任命された。彼らはみな当時隆盛であったローマ法を基礎とするパンデクテン法学を教養として身につけた熟練法曹家であり、またゲルマニストのロートが何ら提案をしなかったのに対して、ロマニストのヴィントシャイト

---

<sup>14</sup> ここで実証主義とは、法の大部分は自然的理性から普遍的に得られるものではなく、人が定立した実体法であって、法と正義は時代や場所により異なり、国際法に適用されるには国家の実行が基礎になるという考え方である。

は積極的に数多くの提案を行った（石部1999）。

特にヴィントシャイトがそこで試みたことはローマ法の究極の思想を把握し、その最も秘密の生命を会得するまで、ローマ法と格闘し、会得したものを国民的法意識の秤にかけることであった（Windscheid, 1858）。そして起草された法案はごく部分的な修正を受けてそのまま法典化されるに至った（石部1999）。そのためここでもローマ法の「自然法」の部分が、完全な復活を遂げたといえる。

これら二つの民法典を範として、その後ヨーロッパ各国で自然法としてのローマ法を継受する民法典が次々に成立することになった<sup>15</sup>（Knutel, 2000）。そのためローマ法の「自然法」の部分、すなわち財産権保障のコードは、国際法には引き継がれなかったものの、各主権国家の枠内で、民法典として完全な復活を遂げ<sup>16</sup>、重商主義をはじめとする政府の市場重視の姿勢とも相まって、市場に基盤を置いた社会システムの復活を導くこととなった。

#### 2.2.4. 発展

そのような18世紀以降の主権国家内における市場に基盤を置いた社会システムの復活は、単なる復活である以上に社会システムの発展をも意味していた。そもそもローマ法が定めた財産権保障とは「私人間<sup>17</sup>による搾取」に歯止めをかけるための規定であって、「国家権力による搾取」に対しては何ら規定していない<sup>18</sup>。そうしたいわば「上からの搾取」に対する調節機能の不足を補うものとして、18世紀のヨーロッパ諸国には市民革命を通じて確立された国民議会制度が既に存在していた。

この議会制度について佐々木は、中世ヨーロッパで共通して誕生した封建制議会（Myers1975）に由来し、封建制議会はゲルマン諸部族の伝統である民会に起源をもっていると述べている（佐々木 2010）。民会では「小事については首長たちが、大事については人民全体が相談する（佐々木 2010：61頁）」としており（Maitland1950）、後に民会の機能が衰退して王や封建領主により慣習によらない課税や立法がなされるようになると、民会にかわるものとして封建議会在誕生したという。さらにそうした民会と封建制議会に共通する、王権に対する自由民の権力という存在が、その後の国民議会の成立へと繋がったと述

---

<sup>15</sup> クニューテルはローマ法がほとんどすべての民法典の基礎となっており、その限りでローマ法は世界法となったと述べている。

<sup>16</sup> ヨーロッパ諸国の成文化された大陸法系の民法典に対して、英米法系の民法は判例法主義を採用してその積み上げにより発展したが、これもローマ法を起源としたものである。

<sup>17</sup> 私人とは公的な立場を離れた一個人をいう。

<sup>18</sup> そのため3世紀の内乱後にローマ帝国が搾取的な諸政策を実施した際にも、ローマ法は完全に無力であった。

べている（佐々木 2010）。

すなわち、古代ローマにおいて誕生し、数世紀をかけて成熟した財産権保障の制度と、その後の封建制時代においてやはり数世紀をかけて成熟したゲルマン諸部族の民会精神の結実である議会が、主権国家という新たな枠組のなかで結合し、補完しあって、市場に基盤を置いた社会システムを高度に発展させたのである。

さらにこの議会制度が齎す機能は上からの搾取に対する調節機能だけに留まらなかった。もともとローマでは建国当初から財産権という点では市民と非市民を区別せずに一貫して保障していた。それにも関わらず紀元前 1 世紀においても、3 世紀においても階級闘争による内乱が生じたのは、たとえ財産権が保障されていても、経済発展の過程で社会的・経済的格差が拡大して、市場利益獲得の機会が現に失われてしまえば、財産権保障制度は社会システムの基礎として機能する前提をなくすということを意味している。

18 世紀以降、経済が伸長していく過程でやはり社会的・経済的格差が拡大した際に、ヨーロッパ諸国では新たな階級闘争としての社会主義運動が激しく展開されるようになっていった。しかし近代ヨーロッパ諸国では既に議会制度が存在し、労働基本法など社会主義的諸政策を、議会制度を通じて制度的に実施することが出来たのである<sup>19</sup>。また議会制度を通じて市場そのものを活性化させる諸政策<sup>20</sup>や、国民が円滑に市場活動を行えるような教育や医療をはじめとする様々な公共政策<sup>21</sup>も行われるようになっていった。それにより、市場利益の獲得機会の現実的な確保と、全体益との調和の可能性を大幅に高めることで、ガバナンス構造が強化されたといえる。

そのように市場に基盤を置いた社会システムは民主的な議会制度を伴うことにより飛躍的な発展を遂げた。そしてそれによりヨーロッパ諸国はローマ帝国とは異なり、「上からの搾取」という限界を乗り越え、産業革命を引き起こし、社会主義運動という階級闘争にも対処して、世界的規模での経済繁栄を享受できるようになったといえる<sup>22</sup>。

---

<sup>19</sup>社会主義運動は主として議会を通して平和的に目標を実現させようとする「社会民主主義」と、暴力革命によって社会変革を行おうとする「共産主義」とに分かれて展開していった。

<sup>20</sup>イギリスの議会的重商主義に始まり、その後重農主義や自由貿易主義へ移行していった後も様々な公共政策により直接・間接に行われるようになっていった。ローマではレッセ・フェールが基本であったので、この点も議会制度を通じた発展といえる。

<sup>21</sup>義務教育制度や医療制度などはその代表例である。

<sup>22</sup>ペルーの著名な経済学者であるソトは、その著書の中で、マルクスの説を述べた上で、それとは異なり、財産権保障制度は貧困層に対して搾取的に働くというよりも、市場利益を獲得する機会を広げるものだと主張している。この点で本論は同様の立場に立っている。

### 2.2.5. ウェストファリア体制の拡大と社会システムの普及の遅れ

しかしそのような市場に基盤を置いた社会システムも、主権国家ごとに発展を遂げており、既に述べたようにローマ法の自然法部分は国際法に引き継がれなかったため、主権国家間では市場に基盤を置いた社会システムは不在となり、国際関係においてはいわゆるバランス・オブ・パワーが強く志向されるようになっていった<sup>23</sup>。フランス革命後にナポレオンがヨーロッパにフランス帝国を構築しようとした際にも、ヨーロッパ諸国はこれに対抗してナポレオン戦争を引き起こして阻止すると、1815年のウィーン会議において列強国のバランス・オブ・パワーをあらためて確認している（Regina Titunik）。

ただし主権国家が立ち並ぶそうしたウェストファリア体制は当初はヨーロッパのみに存在すると考えられていたため、ヨーロッパ諸国は新大陸やアジアやアフリカに対しては、帝国主義を展開して植民地とし、天然資源の搾取を行っていた。そうした中で、ヨーロッパ以外の地域からも、独立して国民国家を形成しようとする動きが生じるようになった。

最初の例は早くもフランス革命の前に起きていた。大英帝国の植民地であった北米地域の開拓者たちは自分たちを統治するのは自分たちであるべきだと主張して、1776年にアメリカの独立を宣言し、1783年にはパリ講和条約においてイギリスから公式に認められるに至った。

その後、クリミア戦争の終結を受けて1856年にパリ条約が締結されると、その第7条では「トルコ皇帝はヨーロッパ公法およびヨーロッパ・コンサートに参加することを許される」と規定した。そして付随文書には、オスマン・トルコを「ヨーロッパの一員」として迎え、「その独立と領土を尊重する」旨も書き込まれた（河上 2009）。オスマン・トルコは異教徒の国であったことから、これにより非キリスト教圏であってもウェストファリア体制に参加し得ることがはじめて示されたといえる。

---

一方で、ソトは西欧諸国が資本主義で成功し、途上国の多くが失敗している原因について、財産権保障に関する情報開示制度が不十分なためだと主張している。それは必要なことではあるが、それだけでは情報開示制度が不十分であった古代においても財産権保障を通じて資本主義的経済が伸長したことの説明ができない。またそうした古代資本主義において経済格差と階級闘争が生じてそれらが崩壊した一方で、近代西洋諸国が経済格差による階級闘争であった社会主義運動を乗り越えられたことへの説明が困難である。

ロストフツェフが著書の最後に提起した、「なぜ現代の資本主義は古代資本主義の発展の延長として築かれず、一度崩壊した後にゼロから構き直されなければならなかったのか、なぜ産業革命や現代の高度な資本主義は可能になったのか」という問いへの答えは、やはり「財産権保障を内包した議会制民主主義」、市場に基盤を置いた社会システムの高度発展にあったと考えるのが本論の立場である。

<sup>23</sup> 歴史的に様々な意味で使われてきたが①パワー関係の極端な劣勢に陥らない程度のほぼ均等なパワーの分布状況②そのような状況を目指す戦略、という意味はほぼ共有されている（Sheehan1996）。

さらに日本も、1853年にペリー提督が江戸湾で開国を要求して以来、植民地化を避けるべく西洋規範を受け入れる努力を続けていたが、1904-05年の日露戦争で西洋列強に勝利すると、この仲間入りを果たすことになった。オスマン・トルコが異教国とはいえヨーロッパ地域に巨大な版図をもつ帝国であったのに対して、日本は異教徒である上にアジアの島国でもあり、その点で日本の参入は、ウェストファリア体制がグローバルに拡大し得ることを示す重要な転換点となったといえる。

一方、ナポレオン戦争を通じて、フランス革命で開花したナショナリズム精神がヨーロッパ各地に広がると、イタリアやドイツでは小さな領土を統一合併して新たな主権国家が成立し、ヨーロッパ内においてもウェストファリア体制が数の上で拡大することになった。特に1871年のドイツ第二帝国の建国は、数多くの新興列強国を生み出し、1815年に設立されたバランス・オブ・パワーシステムを不安定にさせることになった。そうした国際的緊張関係の中で1914年には第一次世界大戦が勃発し、終戦間近の1918年になると、アメリカ大統領ウィルソンは新しい世界秩序構想として「14カ条原則の提唱」を発表することになった。この中で推進された国民の自治・自決権と、オーストリア＝ハンガリー帝国、ロシア帝国、オスマン帝国の崩壊により、東ヨーロッパにはさらに多くの新しい主権国家が設立されることになった。

第一次世界大戦の原因には複雑なものがあつたが、戦後に締結されたヴェルサイユ条約では、ドイツに第一次世界大戦の全責任があるとされ、ドイツは法外な戦争賠償金を支払わされることになった。そうした事情を背景にドイツではヒトラーが首相になり、チェコスロバキア、さらにはポーランドへ侵略を開始したことから、はやくも1939年には第二次世界大戦が勃発することになった。日本とイタリアはドイツと枢軸同盟を結び、フランス、イギリス、ソ連、中国は連合軍を結成してこれに対抗した。1941年に日本が真珠湾を攻撃するとアメリカは連合軍側で参戦し、1945年にアメリカが広島と長崎に原子爆弾を投下したことで第二次世界大戦は終結を迎えることになった。

第二次世界大戦が終結すると、枢軸国の国境は引き直され、荒廃した世界にアメリカとソ連という二大超大国が誕生したが、ウェストファリア体制そのものには変更がなかった。また第一次世界大戦後に設立されたものの実効性に問題があつた国際連盟に代わって、新たに国際連合が設立された<sup>24</sup>が、国際連合も

---

<sup>24</sup> 国際連盟は侵略国に対し、複数国で対抗する集団安全保障を目的としていたが、最も戦力のあるアメリカの参加なしで設立されたため機能し得なかった。一方国際連合では国際平和と安全保障を維持するための「安全保障理事会」が存在し、アメリカやソ連（現ロシ

また国際政府などを設立する趣旨のものではなく、各国の主権と領土保全を基に作られたものであり、ウェストファリアシステムを維持するものであった。

その後アメリカ、ソ連という二大大国は朝鮮戦争（1950－53）、ベトナム戦争（1957－75）、アフガン戦争（1979－89）において代理戦争を行い、同盟国を拡大して対立を深めていった。しかし1985年にソ連でゴルバチョフがリーダーになると、ペレストロイカと呼ばれる自由化政策<sup>25</sup>を開始し、グラスノスチと呼ばれる社会問題の公開討論も許可するようになった。さらにゴルバチョフは東ヨーロッパの共産体制をソ連軍で支援することをやめた。その結果、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアなどで共産党の首脳が追放され、1989年には東西ドイツを分断していたベルリンの壁が崩壊することになった。そうした流れを受けてソ連ではナショナリズムが勃興し、リトアニアやグルジアをはじめ、一民族ずつがソ連から分離独立を宣言して主権国家が設立されるようになっていった<sup>26</sup>。

さらに第二次世界大戦が終結すると、植民地支配下にあった民族の間でも民族主義が高揚し、反帝国主義が世界中に広がりを見せていった。その結果としてヨーロッパ諸国の植民地支配は崩壊し、旧植民地からも多数の主権国家が誕生することになった（C.I.A.2002）。そうした民族主義的感情に根差した国内の少数グループによる独立運動は現在でも各地で続いている。

## 2.2.6. 現代グローバル世界の出現

以上にみてきたように三十年戦争後にヨーロッパで誕生したウェストファリア体制、主権国家という社会の枠組は、市場に基盤を置いた社会システムにより繁栄を遂げたヨーロッパ諸国の世界的な帝国主義活動とそれへの抵抗、あるいは民族主義的ナショナリズムという文脈で、グローバルに普及し、数の上では現在も拡大を続けている。一方で社会を安定させるために必要な市場に基盤を置いた社会システムそのものについては、普及が大きく遅れをとっている。

日本の場合には、主権国家としてウェストファリア体制に参入するにあたって、議会制度など西洋のシステムを整え、とりわけ財産権保障を定めた民法典を制定することが、主権国家として認められるための不可欠な条件であった（岸上 1997）。そのため日本は主にフランス民法典とドイツ民法典を範に日本民法

---

ア) ほかに戦勝連合国がすべて含まれていた。

<sup>25</sup> ペレストロイカは自由市場の導入やある程度の公開選挙の許可を含んでいた。

<sup>26</sup> そうした流れをうけて1991年にはゴルバチョフの後任となったエリツィンによりソ連は終わりを告げるようになった。

典を制定させ（小柳 1998）、財産権保障の機能を取り込むことに成功した。議会制度については未熟であったため、第二次世界大戦へむけて「国家による搾取」を制約することができなかったが、戦後は憲法の改正によりそうした機能も大幅に改善されている<sup>27</sup>。日本の場合のみならず、大韓民国や、アフリカにおけるボツワナ共和国のように、主権国家という枠組をもつことで隣国の状況に比較的影響されることなく、市場に基盤を置いた社会システムの構築に成功し、高い経済成長を果たした国も存在している（Acemoglu, Johnson, Robinson 2002）<sup>28</sup>。

しかし植民地から独立を果たした多くの国々ではいまだに財産権保障も議会制度も十分に整備されているとは言い難い。市場に基盤を置いた社会システムは今日ではいわゆる議会制民主主義とほぼ同義になっているが、2010年のイギリスのエコノミスト誌の民主主義ランキング調査によると、世界167カ国のうちで、民主主義を完全に備えた国は26カ国であり、欠陥のある民主主義では53カ国、混合政治体制では33カ国、独裁政治体制は16カ国であった（E.I.U.L. 2010）。そして下位の国の多くは第二次世界大戦後に独立を果たしたアフリカ諸国など、植民地支配から独立を果たした諸国であり、それらの諸国が主権国家という枠組を継受する一方で、市場に基盤を置いた社会システムそのものを殆ど引き継がなかったことが分かる。

## 2.3. グローバル化に伴う問題と解決の指針

### 2.3.1. 国内及び国際的な経済格差とグローバルガバナンス問題の発生

前節から分かるように、今日では市場に基盤を置いた社会システムの成熟度に大きな開きが存在する主権国家群が、グローバル市場の進展により地球規模の1つの枠の中で捉えられるようになってきている。しかし前述の通り国際法に自然法が継受されなかったため、国際関係における市場に基盤を置いた社会システムの不在が現在も続いており、国際的な経済格差を是正する国際議会や国際政府も存在していない<sup>29</sup>。

そうした中で、グローバル市場の急速な拡大・深化に伴って、市場に基盤を

---

<sup>27</sup> 天皇象徴制や国民主権、平和主義、軍人官僚の禁止、公益目的の財産権制約に対して制限的になるなど、戦後の日本国憲法では様々な改良がなされている。

<sup>28</sup> acemoglu らによると、ボツワナ共和国がアフリカ諸国の中で異例の経済成長と社会的安定を享受し得た大きな理由は財産権保障制度の確立にあったと指摘している。

<sup>29</sup> こうした状態から、国際関係は無政府状態であるといわれる。

置いた社会システムが未熟な国家では、国内的にも国際的にも経済格差の拡大を経験している (Birdsall2005)。そして近年頻発している国際的なテロリズムは国際的階級闘争の側面を持つと指摘されている (Kahn,Weiner,2002) <sup>30</sup>。

こうした脅威に対応しようと、各国では軍事費を増加させる傾向があり、2001年の9月11日の事件以降、テロリスト対策として支出されたホームランド・セキュリティ費は、イラクおよびアフガニスタン戦争を含めると年間2000億ドルに上ると推計されている (C.C.2008)。さらに2005年~2009年の5年間の世界における通常兵器取引は2000年~20005年の5年間に比べて22%増加し、特に中東、北アフリカ、南アジア、東南アジアなどで軍拡競争が広がる可能性があるという指摘がなされている (SIPRI2010)。

そうしたことから現代では、人類が歴史上幾度となく経験してきた資本主義的発展に伴う経済的格差の拡大とそれにより生じる内乱、軍拡競争といった諸問題を、人類史上はじめて国内と同時にグローバルなレベルで経験し始めているといえる。

また社会システムがグローバルに拡大されていくことにより、社会の全体益は、国家の経済力や軍事力を超えて、人類の環境調和といった観点をも含むようになってきている。しかしここでも国際関係における社会システムの不在により、十分に継続的な対処をなし得ないのが現状である。

こうして本論の冒頭で述べたような国内及び国際的な経済格差問題と、それにどの取組み、その過程で人類の環境調和という観点をも含めた世界全体益をどのように反映させるのかといったグローバルガバナンスの不足の問題が生じることになる。

### 2.3.2. グローバルガバナンス問題の解決の指針

前節を通じて述べたように、現代のグローバルな社会システムは市場に基盤を置いた社会システムの拡張段階で出現しているため、グローバルガバナンス問題とは、「市場に基盤を置いた社会システムのグローバル化問題」に等しいと考える。

こうした考え方に対して、中国やロシアなど民主主義的議会制度を前提とし

---

<sup>30</sup> Kruger と Laitin(2003)、Piazza(2004)らはテロリズムの発生の原因は経済的な貧困ではないと主張するが、これに関しては、経済的影響力を低く見積もり過ぎている、あるいはそこで原因として主張されている政治的衝突も経済的影響によって導かれ得る、という反証が Abadie らによってなされている。Abadie は民主制と独裁制の中間段階にある国においてテロリズムは生じ易いと主張するが、そうした事実も経済的格差の影響を必ずしも否定するものではないと考える。

ない新興諸国の経済市場における台頭を受けて、今後のグローバルガバナンスの問題は全く異なる新たなグローバルシステムを模索する余地があるという考え方も存在し得る。しかし既に述べたように、資本主義的な経済発展そのものは、古代ギリシャや古代オリエント諸文明、古代中国の封建王朝などの諸社会システムにおいても数多くみられた現象であった。そうした社会システムが持続性や拡張性に問題を抱え、その多くが崩壊し、グローバル化に至らなかった事実を看過すべきでないと考える。

少なくとも現代のようなレベルでのグローバル化に至った社会システムを、人類はこの市場に基盤を置いた社会システム以外に経験知として持ち合わせていないのである。そこでグローバル化を志向するならば、少なくとも市場に基盤を置いた社会システムの成立要件を理解し、それらを何らかの形で踏襲しつつ、今後のグローバルシステムの構築を目指す必要があると考える。

そこで現代のグローバルガバナンス問題の解決の指針を得るにあたっては、前節を通じて述べた市場に基盤を置いた社会システムの歴史的変遷から、その誕生のメカニズム、崩壊と回避のメカニズム、復活や発展のメカニズムを学び、それらを現代のグローバル世界に適用、応用する必要があると考える。

### 3. グローバルガバナンスの要件

前章で既に述べたように本論では現代におけるグローバルガバナンスの問題を市場に基盤を置いた社会システムのグローバル化問題に等しいと捉えている。そこでグローバルガバナンスとは「世界中の個人にグローバル市場における利益獲得の機会を保障し、市場利益追求行為が人類益をも含んだグローバル世界全体の利益と調和するようにグローバルシステムを築くこと」と言い換えることができる。以下では、そうしたグローバルガバナンスの構築要件について、前章で述べた市場に基盤を置いた社会システムの歴史的変遷から得られる示唆に基づきながら、具体的に検討していく。

#### 3.1. 個人の財産権保障のグローバル化

市場に基盤を置いた社会システムの誕生のメカニズムは、財産権保障制度を異民族や奴隷など社会の非搾取階級に対しても広く認めることであった。それにより階級闘争へ向かうはずのエネルギーを市場活動へ注がせ、結果として、社会全体の経済力と軍事力などの全体益を高めたのである。そこで市場に基盤を置いた社会システムをグローバル化するに当たっては、世界各国の個人に、財産権を保障し、グローバル市場における利益獲得機会を保障することが必要となると考える。

しかし今日では、各主権国家で財産権保障の程度に大きな開きが存在している（E.I.U.L.2010）。また財産権が形式上保障されていても、公示制度の不足により機能が不十分である国も途上国において多くみられる（Soto;2001）。そこでそうした各国ごとの財産権保障制度の整備格差を埋めグローバルに財産権保障を実施していく必要があると考える。

この点について近年、各国民法典の改良整備に向けた動きが活発化しており<sup>31</sup>、さらに財産権のうち取引の基本法を含む債権法については地域共通法化<sup>32</sup>、その

---

<sup>31</sup> ドイツでは2001年に凡そ100年ぶりの大改正が行われ、フランスでは制定から200年以上を経て大改正事業が準備中であり、オーストリア、スイス、スペイン等でも改正事業が進行中である。他方アジアにおいては中国が1999年に契約法を、2007年には物権法を制定させ、現在は不法行為法や総則の制定作業が進められている。また韓国では2009年から4カ年計画の民法改正事業が進められている。さらに日本においても、1896（明治29）年に制定されて以来はじめてというべき、債権法の大改正事業が進行中である。

<sup>32</sup> 内田は世界の市場がグローバル化するなかで、市場の一番基礎にある法的インフラとして、普遍性のある共通法としての債権法を目指す動きとみるべきであると述べている（内田 2009）。

先で世界共通法化する動きも見られる<sup>33</sup>。こうした動きは世界中の個人に財産権を保障するという要請に沿うものである<sup>34</sup>。また同時に、自然法が国際法に継受されなかったことにより生じている、国際関係における社会システムの不足を、各国の民法典の国際的拡張により下から部分的に補うものであると考える。

こうした考えに対してメイヨールは以下のように述べている。

「グロティウスの考えでは、国際社会とは、自然法が想定した人類共同体の管理に責任を持つ一種の持ち株会社のようなのだととらえることができた。だが国家間システムとそれを下支えする実体法が発展したことで、この可能性は一掃されてしまった。現在でも一部のコスモポリタンはそう考えているらしいが、あらゆる政治的権威を超える個人の人権を数多く立法化したところで、それによってこのようなビジョンが復活することにはならなかった。もし個人がそれぞれ主権者なら、そして結局は権利が義務を等閑視するのなら、いったい人類共同体という概念にはどんな内容が残るのだろうか。」(Mayall 訳書 52 ページ)

既に述べたように、グロティウスは国際法を人間本性に由来する「自然法」に基礎づけられるとしたが、後に国際法が実証主義に転じたことから「自然法」は国際法に継受されなかった。そのため市場に基盤を置いた社会システムは、国際関係において不在となり、部分的に機能する国家間システムや様々な国際法上の実体法が制定されても、その断絶を埋めることにはならなかった。この点で本論はメイヨールと同様の立場に立つものである。

しかし、「現在でも一部のコスモポリタンはそう考えているらしいが、あらゆる政治的権威を超える個人の人権を数多く立法化したところで、…このようなビジョンが復活することにはならなかった」という指摘にはやや異論がある。自然法は主権国家の枠組みの中では民法として制定されたが、民法は私人間に関する規定であるため、政治権力の搾取から守るためには別途、議会制度を通じて政治的権威を超える個人の権利の立法化、すなわち基本的人権の制定を必要とした。そうしたことは、主権国家内部において完結したことであり、それが主権国家間の国際関係に直接影響を及ぼさず、グロティウスのビジョンが復

---

さらに河上は21世紀、地域ごとの文明に基礎をおく各「地域共通法」の確立、そして地域共通法間における欧米で成立した国際法を超越する「世界法の成立」という夢の実現が少しずつではあるが、確実に始まっている、と指摘している。

<sup>34</sup> ただし、地域経済圏内で完結することが、かえって地域外の経済との格差を広げるという指摘もなされており、その点で注意を要する。

活しなかったことは当然である。また世界人権宣言なども制定されているが、自然法の中核である個人の財産権保障とは内容が異なり、法的拘束力にも大きな限界があるため、自然法が国際法へ継受されなかったことの埋め合わせにはなっていない。そこでこの点においても、グロティウスのビジョンは復活しなかった。

しかし、現在各地で取組まれている個人の財産権とりわけ債権法を主権国家の枠組を超えて共有するような実体法制定の試みについては、グロティウスの国際関係のビジョンを部分的に復活させるだけの効果があると考えられる。そもそもグロティウスのビジョンとは外国人も含めたあらゆる個人に適用されるべき自然法を国際関係の新たな主体である主権国家に対しても適用するべきであるとする世界観である。それはあらゆる主体が主権国家という枠組を超え、財産権保障という共通ルールに服する世界観に他ならず、債権法をはじめ財産権の地域共通化や世界共通化とは、まさにそうした世界観を私人間レベルで推進することに他ならない。

また、「個人が主権者なら…人類共同体という概念にはどのような内容が残るのだろうか」という主張もやや次元の異なる指摘であるという印象を受ける。個人が主権者であるということは、政治権力の搾取を個人が抑止でき、国家の方向性に個人が参与し得るという実質的意義をもつが、そのことが人類共同体という概念の内容を希薄化させるという根拠はない。むしろ個人に主権が認められたことにより、個人の財産権は主権国家単位で政治権力から強固に守られ、市場に基盤を置いた社会システムは主権国家単位で発展し得たことは既に述べたところである。そこでの人類共同体とはそうした主権国家という単位をもった人類の連なりであるということが出来る。あるいは財産権が主権国家の枠を超えて共有されるようになれば、主権国家という枠を超えて財産権保障というミニマムな共通ルールを保持し、共存し得る人類の連なり、という内容をもつといえる。

## 3.2. 政治的権力による搾取の抑止

### 3.2.1. 民主的議会制度の普及

市場に基盤を置いた社会システムは財産権保障により始まったが、それらは私人間の規定であり、上層権力による搾取に対して何ら規定していなかった。そこで議会制度を通じて政治的権力による搾取を抑止することで、市場に基盤を置いた社会システムは、主権国家の枠内で発展を遂げ、財産権保障を内包する議会制民主主義として確立されていったことは既に述べた。しかしこうした議会制民主主義の現状には、各国ごとに大きな開きが存在している（E.I.U.L.2010）。そこで市場に基盤を置いた社会システムをグローバル化させる際には、そうした議会制度の普及、各国間格差の是正を進めていく必要がある。

こうした考え方に対して極端な多元主義的立場からは、国家とは個人同様に多様であるので、国際社会とは、そうした多様な国家が共存するための枠組み、ウェストファリア体制の維持という意味に限定されるべきだと主張する（）。そうした主張と連動するかのように、1999年のパキスタンでの軍事クーデター以降、世界の民主化は「後退期」にあるといわれている（Diamond2008）。欧米による民主化支援活動に対してもジンバブエのムガベ政権や、中国やロシアが参加する上海協力機構（SOC）のように、内政干渉だと非難する例も増加している。またベラルーシのルカシェンコ政権、ロシアのプーチン政権のように民主化支援活動全般に抵抗する国家も目立ちはじめている（杉浦2010）。

しかし市場経済がグローバル化して世界が1つの枠で捉えられ、国内および国際的な経済格差の拡大問題がますます鮮明化していく中で、そうした問題にグローバルに取り組むこと、諸国家間の最低限度の内政干渉はもはや不可欠となっている。またロシアや中国のように現在は経済成長を達成している諸国も、歴史を振り返るならば、市場に基盤を置いた社会システム以外の社会システムでは、長期的な安定が望めない可能性が極めて高い。そうした諸国は資本主義的発展の末期段階において、軍事的搾取に陥り、他国に対して侵略行為を行う可能性が極めて高く、グローバルシステム全体の安定を脅かす危険性を孕んでいる。

そこでやはり今後の問題としては、議会制民主主義の普及と各国間格差を是正していくことが必要であると考えられる。

他方、楽観的な連帯主義の立場からは、経済がグローバル化すると主権国家はその役割の多くを手放しグローバルな市民社会が自然に登場するので、現在

のような各国の議会制度は不要になるという主張もなされている（）。しかし経済のグローバル化を支えている個人の財産権保障は、市場に基盤を置いた社会システムの基礎ではあるものの、政治的権力による上からの搾取に対して抑止機能を欠いているため、その部分を補うものとして各国の議会制度は発展してきたのである。そして、アメリカ合衆国の独立やその後もつづく主権国家の独立化傾向をみるならば、政治権力の搾取を抑止するには適した国家規模というものがある<sup>35</sup>。

そこで現在、各地で行われ始めた債権法をはじめとする財産権の地域共通化、世界共通化によってグローバルな市民社会が登場するとしても、政治的権力による搾取を抑止するためには、適切な規模の主権国家という枠組と、民主的議会制度の存在が必要不可欠になると考える。

### 3.2.2. 財産権保障規定の国際法化

ところで、そのように主権国家を国際関係の不可欠な主体として捉えると、避けられない課題として「国家間搾取」という問題が浮上してくる。この「国家間搾取」は、最終的に非搾取国の国民への搾取に転嫁されるため、こうした「国家間搾取」もまた政治的権力による搾取のケースに含まれることになる。そこで、こうした「国家間搾取」を防ぐために、現在は決め手を欠いている、国際関係における社会システムの構築が必要になってくる。

この点、市場に基盤を置いた社会システムのグローバル化、という指針に照らしてみるならば、財産権保障制度を国際関係に再び取り込み、国際法化する努力は必要不可欠になると考える。それはグロティウスの国際関係のビジョンを完全に復活させるものでもある。

メイヨールは今後の国際関係の指針について以下のように述べている。

「・・・観念が進化し、それによって知的・道徳的な混乱が生じたからといって、国際レベルを含むすべての社会関係で驚くべき継続性があることを、われわれは無視してはならない。実際、おそらく変化したものより変化しなかつたものの方こそ、説明する必要がある。貧困同様、変化はこの世の常である。変化に耐えて存続するものこそが、真に注目すべきものではないか。われわれはこ

---

<sup>35</sup>政治権力による搾取とは、財産の不適切な徴収、または徴収された財の公共目的以外での不当な利用、という二側面をもっている。こうした搾取を避けるには、国民間で公益概念に対する一定の共通認識、ある種の文化的同質性が要求されると思われ、それが主権国家の適切な規模を左右すると考える。

のことを直感的に知っている。…国際社会の存在根拠を確定し、その不易の性質に光をあて、それが近年経験している挑戦を理解するのに役立つように、しつかりとした言葉で事の本質を語ることはできないだろうか。

わたしの考えでは、このような種類の定式化は存在する。」（Mayall2000：訳書 53 ページ）

そしてメイヨールは新たな千年紀の国際関係論における指針として、古典的思想家ヒュームの正義に関する3つの基本ルールが有効であると主張している。この正義に関する3つのルールとは、「所持の安定」「承諾による所持の移転」「約定の履行」であるとするが、それは自然法のうち財産権保障に関する原則規定である。

ヒュームは、国家は1つの政治体として個人に類似するが、他の点では個人と大きく異なっており、有毒武器禁止や国家間で行われる特異な交際を主眼にする種類の義務に関する国際法と呼ばれる新しい規則が生まれるのは当然であるとする。ただしそうした諸規則は自然法に付け足されるのであって、自然法を全く廃絶するものではないとする（Mayall.2000）。

ここでヒュームが想定しメイヨールが支持する世界観とは、国際関係の主体として個人とともに国家があり、そのいずれも財産権保障の原則規定に服するというものである。そして主権国家内において法人格をもつ営利目的の企業が私法の一般法である民法に服しながら商事法という特別法にも服するがごとく、国家という政治主体もまた一般法となる自然法とともに特別法である国際法に服するということである。

こうした世界観はまさに、国際関係に自然法のうちの財産権保障規定を取り込ませようとするものであり、グロティウスのビジョンの完全なる復活である。それを自然法と呼ぶか国際法の規定の中にも含めるのかといった、呼称の問題は別として、この点で本論はメイヨールと同様の立場にたつものである。

### 3.3. グローバル市場における利益獲得機会の確保と人類益との調和

#### 3.3.1. 議会制民主主義の普及

古代ローマにおいては財産権が、ローマ市民に対しても外国人に対しても建国当初から積極的に認められていたことは既に述べた。しかし政治的立場の違いにより、あるいは金利生活者が増加してイノベーションが生じない場合に市場利益獲得の機会は現実には確保されなくなり、市場に基盤を置いた社会システムは機能し得なくなった。そのため古代ローマにおいては紀元前 1 世紀においても 3 世紀においても激しい内乱が生じることとなった。

その際に紀元前 1 世紀の内乱の後には、経済・社会基盤の改良により市場利益獲得の機会を現実には確保できた結果、市場に基盤を置いた社会システムは栄華を極め、古代ローマはパックスロマーナと称される黄金期を迎えるに至った。逆に上層権力による搾取と軍事的統制が強化された 3 世紀の内乱の後には、市場に基盤を置いた社会システムは完全に崩壊を迎え、古代ローマは分裂崩壊を免れなかった。

そうしたことから、市場に基盤を置いた社会システムを機能不全から免れさせるためには、財産権保障を維持するのみならず、市場利益追求の機会を現実には確保するため、またイノベーションを引き起こして産業を活性化させるため、経済・社会基盤の改良整備が必要になると考える。ここで「経済基盤」とは経済的生産活動や経済的生産物の運搬を直接的に支える基盤をいうものをいい、「社会基盤」とは終局的には公共便益や経済的生産活動を促進する効果のある基盤をいう (Hansen, 1965)。

ところで古代ローマにおいては経済・社会基盤の構築能力をアウグトゥスなどの歴代皇帝の個人的能力に大きく依存していた。そのことが古代ローマにおける 3 世紀の経済・社会基盤の改良構築を困難にさせたともいえる。後のヨーロッパにおいては主権国家の枠内で、議会制民主主義が確立されていく過程で、民主的議会が経済・社会基盤の構築を制度的に担うようになっていった。

それは議会の誕生契機が「課税権の制約」という政治的権力による搾取への対抗措置であったことを思えば、当然の帰結と思われる。搾取とは、財産権の過度の徴収と、徴収された財産の公益目的以外での不当な利用という二側面をもっている。そのため搾取を抑止するためには徴収された財産の用途を公益目的に限定する必要が必ず生じる。財産権保障を内包する議会制民主主義国家における公益とは、市場利益の獲得機会を確保しそこで行われる市場活動が国家全体の経済力と軍事力を高めるようにすることであった。そのため議会は搾取を抑止するという当初の設立趣旨の流れから、市場活動を支える経済・社会基

盤の改良を制度的に担うようになったのである。

そうした議会制度の経済・社会基盤の構築能力については、既に述べたように各国ごとに大きな格差が存在する。そこで市場に基盤を置いた社会システムをグローバル化させるに当たっては、そうした観点からも、民主的議会制度の普及と成熟をこれまで以上に進めていく必要があると考える。

### 3.3.2. グローバルな経済・社会基盤の構築機能の制度化

一方で、各国の議会制度が実現しようとするのは第一に当該国の国民の市場利益追求機会の確保であり、社会全体益も当該国の経済力や軍事力が主となる。しかし市場に基盤を置いた社会システムをグローバル化するためには、各国は外国人に対しても国内市場における利益追求機会を確保し、社会全体益としては人類益を含む世界全体の利益を考慮して経済・社会基盤を構築していく必要がある。そこでそうしたグローバルな経済・社会基盤の構築にあたっては既存の議会制度とは異なった新たな制度が別途、必要になると考える。

ところで「政治的権力による搾取を抑止する」という点を強調すれば、それに適した規模の主権国家という枠組を設定し議会制民主主義を実施することが不可欠であることは既に述べた。そのため課税行為と徴収された財産をどのように再分配するかという具体的決定については、各国は排他的な権利、厳格な主権を有するというべきである。

一方、「市場利益の追求機会を現実的に確保し、市場活動が社会全体益と調和するように経済・社会基盤を構築する」という点を強調する場合は、主権国家という単位設定は必ずしも重要ではない。たしかに各国内での経済・社会基盤の構築事業は、自ずと当該国の政府方針や法政策の影響下に行われることになるため、主権国家ごとに事業を整理して考える必要性は高い。しかし事業そのものを当該国が排他的に行わなければならない理由はない。

市場に基盤を置いた社会システムをグローバル化するに当たっては、経済・社会基盤の構築において外国人の市場利益追求機会の確保や人類益への配慮が不可欠であり、国際的な主体による経済・社会基盤の構築が寧ろ望ましいともいえる。そこで既存の議会制度とは異なったグローバルな経済・社会基盤構築のための制度を新たに検討するに当たっては、主権国家という枠に捉われないグローバルな視点に立った制度を考えるのが良いと考える<sup>36</sup>。

そうしたものの一例として、近年では国際的な金融取引に対して課税を行い、

---

<sup>36</sup> ただし、前述の通り、各国ごとに事業整理する必要性は依然として高いと考える。

収益の再分配により経済・社会基盤をグローバルに調整する、国際政府や国際議会に類似した国際機関の設立を主張する向きもある。しかしそうした機関の設立は各国の主権を侵害する危険性があり、また搾取行為がなされた場合に個人がそれを抑止する手段が間接的になり過ぎるという問題がある。

そもそも議会の設立とは、「政治的権力」による搾取という、既に不可避免的に存在していた具体的問題への対処として、その搾取を社会システムに不可欠な機能にまで逆転的に昇華させる工夫であったといえる。現代の国際社会においては各国の主権が認められており、そうした政治的中央権力はいまだに存在していない。そうした状況において国際的な政治的中央権力を新たに創出して、その搾取への対抗措置として国際議会を設け、その機能の中で経済・社会基盤の構築を行うことは、グローバルな基盤構築という目的に対して婉曲であり、リスクが高過ぎるのではないだろうか。

たしかに経済・社会基盤の構築をグローバルシステムの一環として行うには、活動をグローバルな視点で常に議論し評価し、必要な活動が継続し得るように、資金調達を制度的に保障していく必要がある。しかしそうした制度は、必ずしも議会制度のように、徴税等により資金をひとところに徴収して代表者審議を通して決定した方法によりそれを再分配する、という構造によらなければならないわけではない。

現在では各国の経済・社会基盤の構築を当該国の政府のみならず、国際企業や国際非営利団体、外国の個人などの様々な主体が積極的に行う傾向が高まっている (Torrance, 2009, CPD, 2010)。そこでグローバルな新制度を検討するにあたっては、議会の仕組みを国際レベルに押し上げるのではなく、そうした様々な主体が現に行う経済・社会基盤の構築活動そのものを、人類益といった観点も含む国際輿論の形成と連動させながら、経済的支援も含めグローバルに支援する制度を検討するのが良いと考える<sup>37</sup>。

そうした新しい制度はこれまでに述べた他のグローバルガバナンスの要件も

---

<sup>37</sup> そうした方法についてもなお、主権侵害または内政干渉であるという反論が予想できる。思うに、そうした活動は政府方針に明確に反しない限り、政治的な政策決定プロセスに直接関与するわけではないので、主権侵害には当たらない。しかし国の基盤形成を直接行う以上、内政干渉の側面を少なからず有している。ただし、主権国家であるということは、国際社会の構成員として諸外国に認知され、グローバル市場から何らかの恩恵を受けており、少なくとも当該国の政府方針に明確に反しない範囲において、諸外国の非政府主体が市場環境改善をなす行為については受け入れるべきである。まして国際社会全体の利益、人類益に繋がるような活動については、それを受け入れることが国際社会の構成員である主権国家という存在そのものに内在する制約であると思われる。

推進できるものである。なぜなら他の要件もまたグローバルな経済・社会基盤の構築の一部を担っているからである。そこで次章では、他の要件も推進できるような、そうした制度の「基本構造」と「デザイン条件」について述べる。

## 4. 新しい制度の基本構造とデザイン条件

本章ではまず、グローバルな経済・社会基盤を構築するための新しい制度の基本構造を考える。次に、そうした基本構造が十分に機能するための条件は何かを考え、そうした条件を満たすように新しい制度のデザイン条件を提案する。最後に、そうした新しい制度のデザイン条件を具現化する上で、ソーシャルなメディアが果たし得る役割と重要性について述べる。

### 4.1. 新しい制度の基本構造

前章では、議会制度がもつ「税金を徴収して再分配する」という構造は国際レベルに引き上げるにはリスクが高過ぎると述べた。そして様々な主体が現に行っている経済・社会基盤の構築活動そのものを、人類益といった観点も含む国際輿論の形成と連動させながら、経済的支援も含めてグローバルに支援する新しい制度が必要であるとした。またそうした制度は、これまでに述べた他のグローバルガバナンス要件も推進できるように配慮するものとした。

新しい制度において、そうした議会制度との根本的な転換点や相違点が必要だとしても、議会制度が「市場に基盤を置いた社会システム」における経済・社会基盤の構築制度として優れていることに変わりはない。そこで新しい制度を考える際にも、そうした転換点や相違点を踏まえつつ、それ以外の点では、議会制度の構造をできる限り取り込むことが望ましいと考える。

そこで新しい制度の基本構造として以下のようなものを想定する。

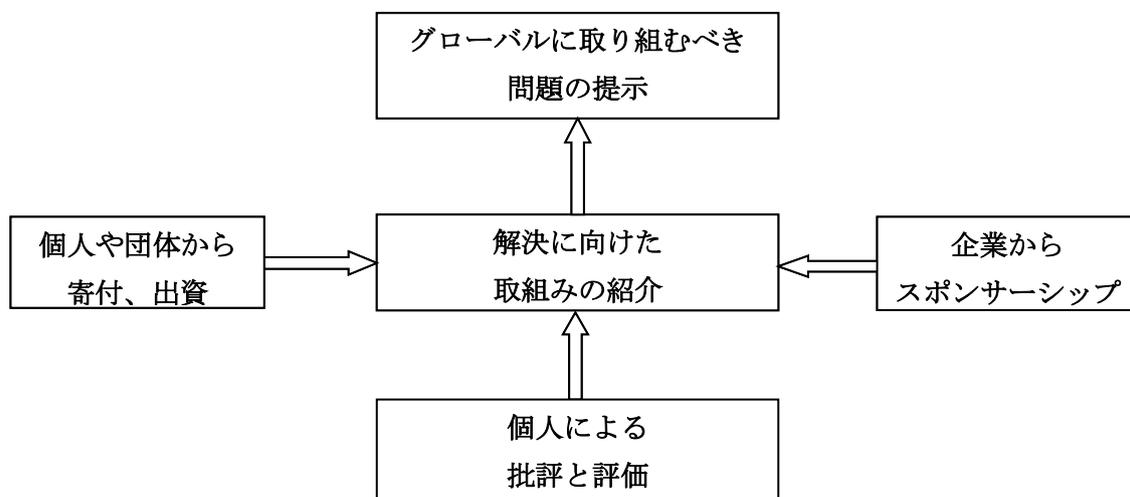


図 1. 新制度の基本構造

まず議会制度の構造から、「常に現に生じている新たな問題を取り上げ」、「有識者を交えて議論し」、「解決策について何らかの評価を行い」、「評価の高いものに対して資金提供する」という基本構造を受け継ぐ。また、そこでの評価は個人が単位となり、個人は議論への参加や視聴を通じて政治意思を形成するものとする。**(議会制度との構造上の類似点)**

その上で既に述べたように、評価や資金提供の対象は、議論中に提案された解決策ではなく、現に行われている解決活動そのものとする。また資金の源泉は徴税ではなく、市場活動の中からグローバルに行われる経済支援によるものとする。そうしたものの例として個人や団体による寄付や出資、あるいは CSR 企業によるスポンサーシップなどが考えられる。**(議会制度との構造上の転換点)**

提示される問題の中には、財産権保障の問題（個人レベルでの保障、そのグローバル化、国際法レベルでの保障）と、議会制民主主義の普及の問題（搾取を抑止する機能、経済・社会基盤の構築機能の双方の普及）を必ず含むようにする。それにより他のグローバルガバナンス要件も推進する、という要請に対応する。

さらに財産権保障制度の整備状況や民主的議会制度の成熟度などの各国格差を是正するために、ある問題に対する解決活動を各国ごとに、また解決活動の主体ごとに比較検討できるようにする。そうすることで各国の格差状況を認識できるとともに、解決の手法について他国から、また他の企業や団体、個人から参考事例を得ることができ、自国の問題解決に役立てることができると考えられるからである。**(議会制度との構造上の相違点)**

ところで、新しい制度がこうした基本構造を備えたとしても、それが「市場に基盤を置いた社会システム」のグローバル化を実現する装置として十分機能するか、というのはまた別の問題である。それは例えば議会制度の基本構造が存在していても、議会制民主主義が実現されるには基本構造における主要機能や機能条件が別箇に要求されるのと同様である。

本論では議会制民主主義が志向するのは「市場に基盤を置いた社会システム」であると捉え、グローバルガバナンスはそのグローバル化であるとした。そのため新たな制度を考える際にも、国内とはいえ同じ社会システムを志向して、経済・社会基盤の構築を制度的に行う議会制度から、修正を加えつつも、基本構造を受け継いだのである。

そこでそうした新しい制度の基本構造が十分に機能するための、主要機能や機能条件も、議会制度におけるそれらと重なると考える。

次節では新しい制度の基本構造が備えるべき主要機能と機能条件を把握するため、民主的議会制度における主要機能と機能条件を考える。

## 4.2. 民主的議会の主要機能と機能条件

本節では新たな制度の主要機能と機能条件を求めるために、それと重なると考えられる民主的議会の主要機能と機能条件を抽出する。機能条件については、原則的とされるものがある一方、民主主義の解釈から要求される解釈上の機能条件も存在する。そこで本節では、民主主義に対する解釈を幾つか取り上げて、本論における立場を示すとともに、その解釈上の立場から求められる機能条件も示すことにする。

### 4.2.1. 民主的議会の主要機能

民主的議会には立法（変換）、政府監視、代表、統合、利益調整、争点明示、政治教育、正当性付与といった数多くの機能があり（加藤・水戸 2009）、それらによりはじめて、経済・社会基盤の構築を制度的に行えるようになっている。ポルスビーによるとそうした機能のうち、「争点明示機能」と「変換機能」のどちらを重視するかにより、議会は 2 類型に分けられるという（Polsby,1975）。そこで民主的議会の機能のなかでも、この 2 つの機能が最も重要であると思われる。「争点明示機能」とは議会討論を通じて国民に争点を明確にする機能であり、「変換機能」とは、社会的な要求を法律に変えていく、政策を生み出す機能である（加藤・水戸 2009）。

### 4.2.2. 民主的議会の原則的な機能条件

現代の民主的議会は、スイスの一部のカントンなどで直接民主制が採用されているのを除くと、間接民主制を採用するのが一般的となっている（加藤、水戸 2009）。そうした民主的議会が機能するためには幾つかの原則的機能条件が必要であるとされる。加藤、水戸はそうした原則として「国民代表の原則<sup>38</sup>」「審

---

<sup>38</sup> 「国民代表の原則」とは、議員は国民全体の代表として、選出母体に縛られずに、自らの意思で行動できるという原則。

議の原則<sup>39)</sup>」「行政監督の原則<sup>40)</sup>」を挙げている。そして行政監督については、現代の行政国家化の進展により、議会による監督が難しくなっていると指摘している。

#### 4.2.3. 参加民主主義の立場から要請される機能条件

上記のような原則的な機能条件の他に、民主主義に対する解釈から求められる機能条件があることは既に述べた。そこでまずは現代民主主義理論の祖といわれる<sup>41)</sup>、シュンペーターの解釈からみていくことにする。シュンペーターは「民主主義的方法とは、政治的決定に到達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度的装置である。」(Schumpeter1942:訳書 430 ページ)と述べ、議会制民主主義において、人民の役割は選挙で政治を行う行為主体を選ぶことにあり、政府ないしは政府を創り出す中間体を創り出すことであると主張している<sup>42)</sup>。

これは 18 世紀型の古典的民主主義が、「民主主義的方法とは、政治的決定に到達するための一つの制度的装置であって、人民の意志を具現化するためにあつめられるべき代表者を選出することによって人民自らが問題の決定をなし、それによって公益を実現せんとするものである。」(Schumpeter1942:訳書 465 ページ。)と主張していたことに対置するものである。

シュンペーターは、古典的な解釈は「公益」を自明とした点に主な問題があると指摘する。なぜなら「公益なるものの内容が個々人や集団のあいだでおのおの異なるを得ない」以上、「すべての人民が一致しうるか、あるいは合理的な議論の説得力をもって一致せしめうるような、一義的に規定された公益なるものはまったく存在しない。」(Schumpeter1942:訳書 401 ページ。)からであるという。

しかし本論で述べたように、議会制民主主義は、市場に基盤を置いた社会シ

---

<sup>39)</sup> 「審議の原則」とは、議会の内外における十分な審議とその連携が不可欠であるという原則。

<sup>40)</sup> 「行政監督の原則」とは、議会が行政を効果的に監督しなければならないという原則。議会の成り立ちは国王に対する課税同意権の確立であったことから、議会の最も本質的の原則であるとされる。

<sup>41)</sup> シュンペーターは 1942 年に *Capitalism, Socialism, and Democracy* を出版して、現代民主主義の最初の理論家といわれている (岩崎 2002)。

<sup>42)</sup> こうしたエリート民主主義を主張する代表者として他に、サリトーリやダウンズが挙げられる。サリトーリは、政治は「統治する者」と「統治される者」との関係であり、現代民主主義とは、主権者である多数者が「統治する者」を選択することで、いかに統治されるかを定めるものだとする。またダウンズは、政治を行う行為主体として「政党」をとりあげ、有権者は自己の選好に従って、政治の行為主体である「政党」を選択するのだと主張する。

システムの一装置として定着してきた背景があり、そこで志向されているのは、「個人の市場における利益追求機会を確保し、そうした市場利益追求行為が、社会全体益と調和すること」である。そうであるならば、「公益」とは、シュンペーターが想定したような、すべての人民に共通する利益である必要はなく、例えば経済的に搾取を受け易いごく一部の人々に対して、搾取を防ぎ市場利益追求機会を確保することは、まさに「公益」に当たるといえる。

シュンペーターらのそうしたいわゆるエリート民主主義の考え方に対して、参加民主主義という考え方が存在する。ペイトマンによると、「参加民主主義の理論は、個人とその制度は相互に孤立してはならないという基本的な主張を中心に組み立てられている。国家レベルでの代議制度の存在は民主主義にとって十分なものではない。国家レベルでのすべての民衆による最大限の参加のためには、民主主義の社会化ないしは『社会的訓練』が他の領域においても行われ、必要な個人的態度や心理的資質の発達が可能にならなければならない。」(Pateman,1942.訳書 77 ページ。)とする。さらに電子ネットワークの発展を受け、直接民主制を阻む困難が克服されている、あるいはされ得ることを受け、現代における直接民主制の可能性と必要性を主張する立場も現れている<sup>43</sup>。

こうした参加民主主義や直接民主主義の特徴は、既存の議会制度を否定するのではなく、むしろそれを補完するものとして、民衆の参加を捉えている点にある。そこでハーバーマスらは、民主主義を実現するには議会における討議と、そうした議会の外での市民的公共圏における討議を、繋がったものとして形成すべきだとする、討議民主主義という考え方を主張している(Habermas1998)。

そうした市民参加重視の考え方に対して、大衆の参加が強制されると、それは参加民主主義というよりも全体主義に近くなるという指摘がなされている(岩崎 2002)。しかし現実には、1960年代以降、市民の政治活動はその原型である政党活動への参加や投票率に低下がみられ、NPOなど個別の問題に特化した活動が活発化しており、全体主義よりは寧ろ個人主義化の問題が指摘されている(Robert,1992)。そのためベラーらは、民主主義とは自分中心から他者へ「注意を払うことである」とも主張している(Robert,1992)。

本論では、民主的議会は、市場に基盤を置いた社会システムを志向しており、

---

<sup>43</sup> バッジはその著書『直接民主制の挑戦—電子ネットワークが政治を変える』の中で、「民主政は、重要な初決定に市民が積極的に関与することに基礎をおいている。それは直接民主制によって十全となる」(Budge)と述べている。

「個人の市場における利益追求機会を確保し、市場利益追求行為が社会全体益と調和すること」を目指していると解釈している。そこで民主的議会が機能するためには、個人が搾取行為に対抗できること、また市場利益追求機会を現実  
に確保できるよう、あるいは市場利益追求行為が社会全体益と調和するように  
経済・社会基盤の構築を促せることが重要になると考える。

そうした考え方からは、個人の審議への参加は極めて重要ということになる。  
また市場利益追求行為を社会全体益と調和させる必要性からは、個人が、他者  
の市場利益追求行為がもつ社会的影響力や経済・社会基盤の構築行為に関心  
をもち、批評、支援することが望ましく、ある程度は不可欠であるともいえる。

そこで本論では参加民主主義の立場に立ち、議会制度に対して補完的な現代  
の直接民主主義や討議民主主義とも通じているといえる。そして民主的議会の  
機能条件を抽出するにあたって、そうした参加民主主義の立場に立って要求  
されるものを考えることにする。

以下では参加民主主義論者の代表者であるダールによる「多数の民衆の間に  
民主主義が生まれる必要条件」を民主的議会の機能条件の例として提示する。

ダールは、「要求の形成」「要求の表現」「政府に平等な対応をさせる」という、  
3要件を述べるとともに、それらを制度的に保障する条件として、表1のように  
纏めている。

表 1 : 「ダール教授による多数の民衆の間に民主主義が生まれる必要条件」

I. 要求を形成する	1.組織を形成し、参加する自由 2.表現の自由 3.投票の権利 4.政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利 5.多様な情報源
II. 要求を表現する	1.組織を形成し、参加する自由 2.表現の自由 3.投票の権利 4.公職への被選挙権 5.政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利 6.多様な情報源 7.自由かつ公正な選挙
III. 政府の対応において 要求を平等に扱わせる	1.組織を形成し、参加する自由 2.表現の自由 3.投票の権利 4.公職への被選挙権 5.政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利 6.多様な情報源 7.自由かつ公正な選挙 8.政府の政策を、投票あるいはその他の要求の表現 にもとづかせる諸制度

表 1 : (出典) Robert. A. Dahl (1971), *Polyarchy: Participation and Opposition*  
(高島・前田訳『ポリアーキー』7ページ)

### 4.3. 新しい制度のデザイン条件

本節では、グローバルな新しい制度の基本構造に、前節で抽出した機能条件を当てはめたとき、そうした条件はどう変質するのか検討する。そしてそれにより求められる条件を、新しい制度のデザイン条件として纏める。

#### 4.3.1. 新しい制度の機能条件

前節では議会制度の機能条件を抽出したが、それが新しい制度の機能条件と重なる、と考えることは既に述べた。そこで前節で抽出した機能条件を新しい「グローバルな経済・社会基盤の構築制度」の機能条件として、まずは以下に纏めてみる。

- ・争点明示 ・変換 ・国民代表 ・審議 ・行政監督
- ・要求の形成 ・要求の表現 ・政治における要求の平等なとり扱い

さらに後段の 3 要件を制度的に保障する条件として 8 つの条件が必要であるとされる。

- 1.組織を形成し、参加する自由
- 2.表現の自由
- 3.投票の権利
- 4.公職への被選挙権
- 5.政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利
- 6.多様な情報源
- 7.自由かつ公正な選挙
- 8.政府の政策を、投票あるいはその他の要求の表現にもとづかせる諸制度

また参加民主主義の立場から、政治活動の個人主義化を防ぐ必要があるので、個人がグローバルな問題に関心を持ち批評、評価し易くなることも、機能条件に含むものとする。

以下では、そうしたそれぞれの機能条件を、新しい制度の基本型にあてはめた場合に、どのようなデザイン条件が生まれるかを個別に検討していく。

#### 4.3.2. 争点明示機能

「争点明示機能」とは議会討論を通じて国民に争点を明確にする機能であり、民主的議会の最重要機能の1つである。専門的な知見を踏まえた討議を通じて、国民は現在、国内にどのような問題が存在しているのか、何が問題なのか、どのような考え方が存在するのかわかり、理解する機会が提供される。それにより国民の政治的意思形成が促されるといえる。

そこで「争点明示機能」を新制度の基本型にあてはめてみると、「問題提示」の場面において、1) 世界で現在どのような問題が存在しているのか分かり易くみせる必要があるといえる。

また2) 各問題に関して複数の専門家による問題の解説、何が問題で、解決策としてどのような考え方が存在するのかわかり、閲覧者がそれらの見解を選択的に解釈しながら、自らの政治意思を形成し易いようにする必要があると考える。

#### 4.3.3. 変換機能

「変換機能」とは、社会的な要求を法律に変えていく、政策を生み出す機能である。一般大衆の要求が議会に汲み上げられ、それらが満たされるように、経済・社会基盤を具体的に構築していくための機能であるといえる。

こうした「変換機能」を新制度の基本型に置きかえると、3) 誰でも社会的要求、問題提示を行えることが必要になると考える。問題提示の権利に条件を課すと要求が偏り、または汲み上げられない要求が出てくる可能性が生じるからである。民主的議会制度では国民の代表である政治家や政党がこれを代行するが、エリート民主主義ではなく参加民主主義を採用する立場からは、そうした代行は必ずしも必要ではない。そこで物理的に可能な限りは、問題提示は誰でも行えることが必要であると考えられる。

また4) 問題提示に対して解決活動の紹介が紐付けされていない場合に、そのことを積極的に示して、解決活動が現れて紹介されるのを促していく必要があると考える。そうすることで、社会的な要求を解決活動に変換していくことを誘導することになると考えるからである。

さらに5) 評価の高い解決活動を積極的に取り上げて、各国に普及、応用され易いようにするのが望ましいと考える。それによって、提示された要求（問題）の自発的改善や、それらを踏まえたより良い解決活動が促されると考えるからである。

#### 4.3.4. 国民代表の原則

「国民代表の原則」とは、議員は国民全体の代表であり、選出母体に縛られずに、自らの意思で行動できるという原則である。「議員の権限が事細かに規定され、その行動が選出母体に拘束されている場合は、議会政治は機能不全に陥りかねない」（加藤・水戸 2009）からである。

新制度の基本型では議員という政治行為主体は存在しない。専門家や一般人による問題提示と問題解説、審議の先にあるものは、そうした問題に現に取り組んでいる解決活動そのものの紹介である。そして一般人が選好を行うのもそうした解決活動そのものである。あるいは、そうした解決活動を行う様々な国の企業やNPOなどの非営利団体、個人である。

そこで「国民代表の原則」を新制度の基本型にあてはめるならば、6) 様々な解決活動の内容や、解決活動主体の行動は、専門家や一般人の見解に縛られない必要があると考える。また、そうした条件は、活動行為に対するスポンサーシップや寄付行為などの経済的支援が行われた場合であっても、変わらないというべきである。それによってもはじめて、活動主体は支持者の見解に拘束されずに、迅速で柔軟な活動を常に行えるようになるからである。

#### 4.3.5. 審議の原則

「審議の原則」とは、議会の内外における十分な審議とその連携が、議会が機能する上で不可欠であるという原則である。これは、「慎重に審議が行われないうまま決定が下されるのでは、議会政治は形骸化する。また間接民主制が機能するには、選挙を実効性あるものにしなければならず、有権者が代表を選挙するには、日頃から公開の場で十分に審議が行われることが不可欠である」（加藤・水戸 2009）からである。

慎重な審議については、それによってもはじめて社会的要求が十分にくみ上げられ、専門的な知見を踏まえつつ複数の見解を選択的に考慮し、国民の理解を得ながら政策決定が行えるということである。この点を新制度の基本型にあてはめた場合、問題提示の場面で、7) 専門家の解説や見解を複数のせつつ、それを踏まえた「一般人の議論」をとりあげる必要があると考える。それによって個人は専門的意見を踏まえながら選択し、意思を形成し、要求を効果的に主張することができるからである。

さらに 8) どの様な意見がより多くの共感を得ているか示すことで輿論を伝える必要があると考える。輿論の全体的傾向を伝えることで、不足している主張

も見えるようになり、結果として社会的要求が十分に表現され、汲み上げられるようになるからである。

また有権者が代表を選挙するために公開の場での十分な審議が必要であると  
する点に関しては、新制度の基本型では政治家や政党に対する選挙がそもそも  
存在しない。選考対象となるのは「解決活動」または「解決活動の行為主体」  
である。

そこで公開の場での十分な審議を新制度の基本型に置きかえるならば、9)「解  
決活動」や「解決活動の行為主体」に関するできるだけ詳細で多様な情報提供  
が求められると考える。それによっではじめて適切な選考や評価を行うことが  
できるからである。

また 10)「解決活動」に対する、特に関係者による、事後的批評を活発化させ  
る必要があると考える。そうした批評が解決活動の真価を図る上で最も重要だ  
からである。

さらに 11)「解決活動」のうち、評価が高いものを積極的に取り上げることで、  
企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為が、評価に基づいてな  
されるようにするものとする。政治家や政党を選挙することは、最終的には税  
をはじめとする国費の使い道を個人の要望に沿わせることを目的としている。  
そこで新制度における経済的支援も、税と同様に、できる限り個人の評価に応  
じて提供されることが望ましいと考えるからである

#### 4.3.7. 行政監督の原則

「行政監督の原則」とは、議会在行政を効果的に監督しなければならないと  
いう原則である。議会の成り立ちは国王に対する課税同意権の確立であったこ  
とから、議会の最も本質的な原則であるとされる（加藤・水戸 2009）。そして  
行政国家現象によりそうした行政監督が現在では極めて難しくなっていると指  
摘されている（加藤・水戸 2009）。

新制度の基本型においては、解決活動を行う主体が行政であるとは限らない。  
そこで 12) 様々なタイプの活動主体や解決活動に対して、問題当事者や関係者  
も含めた様々な人々の批評や評価を継続的に集め、その経緯を示せるようにす  
る必要があると考える。そうすることで当初評価の高かった活動が問題を抱え  
るようになった場合には、批判が集まり、資金が集まりにくくなるなど、ネガ  
ティブなフィードバックをかけることができるからである。また逆に長期的に

成功している活動にはより多くの支援を行うことができるからである。

これまでは民主的議会の「原則的な機能条件」を新しい制度の基本型に当てはめて新制度のデザイン条件を検討してきた。この先では参加民主主義の立場から要求される「解釈上の機能条件」、ダールが示した「多数の大衆の間で民主主義が生まれる条件」を、新制度の基本型に当てはめて新制度のデザイン条件を検討していく。

ところで、ダールはまず「要求の形成」「要求の表現」「政府の対応において要求を平等に取り扱わせる」という 3 要件を挙げ、それを満たすために制度的に保障すべき 8 条件を列挙している。そこで最初にこの 3 要件が新制度の基本構造のどこに、どの様に現れるのか押えておく。

「要求の形成」とは、問題提示箇所において、どの様な問題が提示されているのか、専門家はどの様な意見を持ち、一般人は何を思い、輿論の傾向はどの様なものかを理解して、それらを踏まえて自らの意思を形成し要求を認識することである。あるいは紹介されている解決行動をみて、その批評に共感して、不足を感じることである。

「要求の表現」とは問題提示箇所の問題を提示することであり、そこにおける議論で意見を表明することである。あるいは解決活動に関して不足点を主張することである。

「政府の対応において要求を平等に取り扱わせる」に関しては、新制度の基本構造にそもそも政府が存在していない。そこで新制度においては、どの様な立場の人間であれ、差別されることなく、平等のルールのもとに、意見や活動を平等に取り扱わせること、であると考ええる。

ダールは上記 3 要件を制度的に保障するために 8 条件を掲げ、それについて「これらの条件と三つの基本的な機会との関係については、この表以上に詳説することが不必要なほど明白だと仮定したい」と述べて詳説を省いている (Dahl1971)。以下ではそうした 8 条件について、なぜ必要なのか簡単に整理しながら、それらの条件を新制度の基本形にあてはめ、新制度のデザイン条件を導いていく。

#### 4.3.8. 組織形成、参加自由

ダールによると、「要求の形成」「要求の表現」「政府の対応において要求を平等に取り扱わせる」という、3要件の全てを満たすために、組織形成、参加自由が、制度的に保障されている必要があるとする。

そこで 13) コミュニティーを形成してディスカッションを行えるようにすることで、コミュニティとしての要求形成ができるようにする必要があると考える。

また 14) コミュニティーを通じて、あるいはコミュニティの一員として、特定の問題を提示し、あるいは意見表明を行える必要があると考える。それにより個人の要求以上に、深みや説得力のあるコミュニティとしての要求表現が可能になると考えるからである。

さらに 15) コミュニティーを通じて、寄付や出資を行うなど特定の解決活動を支持できるようにする必要があると考える。そうすることで個人の要求の影響力を、企業や団体の要求の影響力と同等にまで高めていくことができるからである。

#### 4.3.9. 表現の自由

表現の自由もまた、3要件の全てを満たすために制度的に保障される必要があるとされている。他者の表現の自由が認められることで、多様な情報を取得することができ、それを踏まえて要求を形成することができるようになる。また自分の表現の自由が認められることで、要求を表現することができるようになる。さらに新制度において不平等な扱いがなされた場合に、表現の自由があることで、その不当な扱いを是正するよう要求することができる。

そこでそうした表現の自由を新制度において認めるには、16) 希望に応じて匿名性を認めるべきであると考え。特に政治的に表現の自由が認められない国の国民が情報提供を行い、あるいは意見を表明する場合に、匿名性を認めることが表現の自由を保障する上で不可欠になると考えるからである。

また 17) 政治的問題も含め、問題のある発言がなされた場合には、表現そのものを認めた上で、受け手の評価に基づいて非表示にするなどの方法で対処するのが良いと考える。それにより表現の自由が不当に制約されるのを防ぐことができるからである。

さらに 18) 新制度において不平等な扱いがなされた場合に、不当な状況を訴える表現の自由を、制度的に確保しておくべきであると考え。そうした道を

予め設けておかなければ、いざ不当な扱いがなされた場合に不当を訴える表現の自由を認めてそれを改善に結びつけることは困難だと考えるからである。

#### 4.3.10. 投票の権利

投票の権利も、3要件の全てを満たすために必要な条件であるとされている。投票の権利が認められることに促されて要求が形成され、投票を通じて要求を表現し、投票権が認められることで政府に要求を平等に取り扱わせることができるのである。しかし新制度においてはそもそも選挙が存在しない。代わりに紹介された解決活動に対する批評や評価と、その先で寄付や出資といった経済的支援が行われる。

そこで 19) 情報の受け手は、誰でも登録さえすれば「解決活動」を評価する権利があり、寄付や出資といった経済的支援活動を行えるものとする。それにより新制度においても要求の形成が促され、要求を表明することができ、また平等の影響力を持ち得るからである。

#### 4.3.11. 公職への被選挙権

公職への被選挙権は、「要求の表現」と「政府の対応において要求を平等に取り扱わせる」ために必要とされる条件である。被選挙者としての選挙活動と、当選されればその後の議会活動を通して、自らの要求や他者の要求を表現することができるのである。また議員になることで、要求を議会で平等に取り扱われる可能性が飛躍的に高くなるのである。しかし新制度においては選挙が存在しないし、間接民主制度を採用する必要性もない。問題を提示し、そこに解決案が紐づけられて紹介されるのである。

そこで 3) 誰でも制限なく問題を提示できる必要があると考える。それにより新制度においても誰でも要求の表現を行うことができるようになる。

また 20) どの様な「解決活動」であっても、紐づけて紹介することができるものとする。そうすることで、どの様な解決活動も、評価を受けて資金提供などの支援を受ける機会を平等に得られるからである。

#### 4.3.12. 政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利

政治指導者が、民衆の支持を求めて競争する権利もまた 3要件の全てを満たすために必要とされる条件である。政治指導者は競争するために行う選挙演説

や議論の中で、様々な民衆の要求に言及していく。それにより民衆は要求を選択的に認識して形成できる。

また政治指導者が競争的に要求をくみ取ろうとすることで、民衆はそうした政治指導者を通じて意見を政治的に表現できるといえる。さらに競争的に要求を汲み取る活動によって、そうでなければ放置されがちな様々な立場の人々の要求が政治的に平等な取扱いを受けられる可能性が高まるといえる。

しかし新制度においては政治指導者が、競争的に民衆の要求を汲み上げて表現し、実現していくわけではない。民衆が直接的に要求（問題）を提示し、それに対して様々な主体が解決活動を行い、要求（問題）に紐づけて紹介する。そして民衆は解決活動そのものを評価して、経済的に支援していくのである。

そこで新制度においては、21)「解決活動の行為主体」が積極的にプロモーション活動を行えるようにする必要があると考える。プロモーションを通じて、問題と解決活動の重要性を訴え、それが民衆の具体的な要求の形成に役立つと考えられるからである。そして解決活動の主体がプロモーションを積極的に行えば、そうでなければ放置されがちな個人の要求に対しても企業や団体の要求と同様の真剣さで応えようとする傾向が高まると考えられるからである。

また 22) 解決活動の行為主体に対しても、閲覧者コメントや要求に迅速かつ適切に対応しているかどうか評価できるようにするのが良いと考える。それによって、そうしたプロモーションを積極的に行う動機を高めることができるといえる。

さらに、23) 解決活動に対する評価も、活動主体に対する評価も、評価が高いものは積極的にとりあげて紹介するのが望ましいと考える。そうすることで、評価を得るための競争はし易くなるからである。

#### 4.3.13. 多様な情報源

多様な情報源もまた 3 要件の全てを満たすために必要とされる条件である。多様な情報源が確保されてはじめて、必要十分な情報から要求を形成し表現することができ、少数派の要求も平等に取り扱われる可能性が高まるからである。

新制度においては、3)+7) 提示された問題について、複数の専門家の意見や、それらを踏まえた一般人の見解が示されるものとする。また、24) 問題提示や解決活動について、他のメディア情報（ブログ、新聞サイト等）や、当事者、関係者、その他の一般人など、多様な立場・多様な国からの情報提供や批評が

なされることが望ましいと考える。

それにより民衆は専門家、一般人、様々な社会的立場からの問題提示や見解を踏まえて、要求を形成し表現できるようになるからである。また各々の立場の要求を平等に捉えて、考慮し合い、平等に取り扱うことができるからである。

さらに 25) 情報提供者、批評を行う人々の国籍や職種、年齢、性別など、社会的立場が分かるようにする必要があると考える。それにより問題提示や批評が本当に多様な立場から出されているのか確認できるからである。

#### 4.3.14. 自由かつ公正な選挙

自由かつ公正な選挙は、「要求の表現」と「政府の対応において要求を平等に取り扱わせる」ために必要な条件とされる。自由で公正な選挙が行われることで、民衆は様々な情報を取得でき、不当な圧力を受けずに自由に要求を形成することができる。また間接民主制度においては、自由かつ公正な選挙が行われることではじめて、民衆は自らの要求を代弁する政治家や政党を自由に選ぶことができ、それが重要な要求表現になる。自由かつ公正な選挙が行われることで社会的に弱い立場の人々の要求も、平等に取り扱わせることができるようになる。

しかし新制度においては、要求は政治家を介さずとも誰でも直接的に提示できる。さらに新制度では選挙制度は存在しておらず、民衆は解決活動そのものに対して評価を行い、経済的支援を行う。

そこで新制度においては、要求表現の自由を保障するため、3) 個人が誰でも問題提示を行える必要があると考える。

また 21) どの様な「解決活動」であっても、紐づけて紹介することができるとする。

さらに 19) 閲覧者は誰でも登録さえすれば「解決活動」を評価する権利があり、寄付や出資といった資金提供活動を行えるものとする。

一方、新制度においても社会的に弱い立場の人々の要求を平等に扱わせるためには、26) 1つの「解決活動」に対する評価は誰でも1度しか行えないものとする。そして一度の評価の価値は誰の評価も同じであるとする。これは選挙において1人1票の原則が公正な選挙に繋がるのと同じ理由である。

また 27) 時間の経過とともに評価が変わった場合には変更ができるものとする。

る。選挙においてはそうした変更は次の選挙まで物理的に不可能であるが、それを倣わなければならない必然性はない。継続的に批評情報を確認しながら、評価を適宜変えていけることが、要求表現の自由を、時間的制約を超えて認めることになる。さらに一度評価を受けた活動が問題を抱えるようになった場合に、関係者が行為主体に新たに要求を主張する自由を与え、その批評に応じて人々が評価を変えていくことが、そうした要求を平等に取り扱うことに繋がるからである。

また 28) 一般人が行うコメントへの評価、共感ポイントの付与も同様に 1 度しか行えないものとする。理由は解決活動に対する評価の場合と同様である。

#### 4.3.15. 政府の政策を、投票あるいはその他の要求表現にもとづかせる諸制度

政府の政策を、投票あるいはその他の要求表現にもとづかせる諸制度は、「政府の対応において要求を平等に扱わせる」ために必要であるとされる。要求の形成や要求の表現を積極的に認める理由は、そうした要求が最終的に政府政策に変換される必要があるからである。要求が形成され、表現され、すなわち本節で掲げた全ての他の条件が満たされたとしても、要求が政策に変換されないとしたら、民主主義は実現されない。そうした要求の政策変換の重要性から、それを担保するための諸制度を設けることが、民主主義が生じる条件であるとされる理由である。

新制度において要求を解決活動に変換させるための諸制度としては、4) 問題提示に対して解決活動の紹介が紐付けられていない場合に、そのことを積極的に示して、解決活動が現れて紹介されるのを促していくことがある。そうすることで社会的な要求を解決活動に変換させていく圧力になると考える。

また、5) 優れた解決活動を積極的に取り上げて、各国に普及、応用され易いようにするのが望ましいとする。それにより提示された要求（問題）の自発的改善や、より良い解決活動が促されるからである。

さらに 22) 解決活動の行為主体に対しても、閲覧者コメントや要求に迅速かつ適切に対応しているかどうかを評価できるようにする。

その上で、23) 解決活動に対する評価も、活動主体に対する評価も、評価が高いものは積極的にとりあげて紹介するものとする。そうすることで、評価を得るための競争が行われ、要求を満たそうとする強い動機が形成されるからである。

#### 4.3.16. 個人主義化の防止、グローバル問題への関心喚起

最後に参加民主主義の立場から要求される機能条件が、新制度の基本構造にあてはめた場合にどのようなデザイン条件を導くのか検討する。

国内の政治活動が個人主義化している理由の一つとして、「国民の同質性が崩れ、何が国民全体の利益であるのかが不明確になった」（加藤・水戸 2009、13 ページ。）という点が指摘されている。グローバルなレベルでは、そうした同質性はさらに崩れるとあってよい。そこでグローバルなレベルでは国内以上に、他者の抱える問題に対する関心を高め、政治活動を個人主義かさせない工夫が必要になると考える。グローバルなレベルで同質性を高めることは危険であるが、他者の問題への共感を高めることで、関心が高まり、グローバルな政治的活動の共有も可能になると考える。

そこで新制度においてそうした共感を高めるためには、29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示する必要がある。また 30) ドキュメンタリームービーを情報提供の手段として活用することで、そうした共感を飛躍的に高めることができると考える。さらに 31) 専門家による問題解説は、親しみやすく、情感に訴えるもので、分かり易いものである必要があると考える。さらに、32) 自らが興味のある他者の意見や視点を通じて、関心をグローバルに広げていくのが良いと考える。

#### 4.3.17. 新制度のデザイン条件の纏め

次にこれまでに検討した、機能条件から導かれるデザイン条件を、新制度の基本構造のパートごとに纏める。

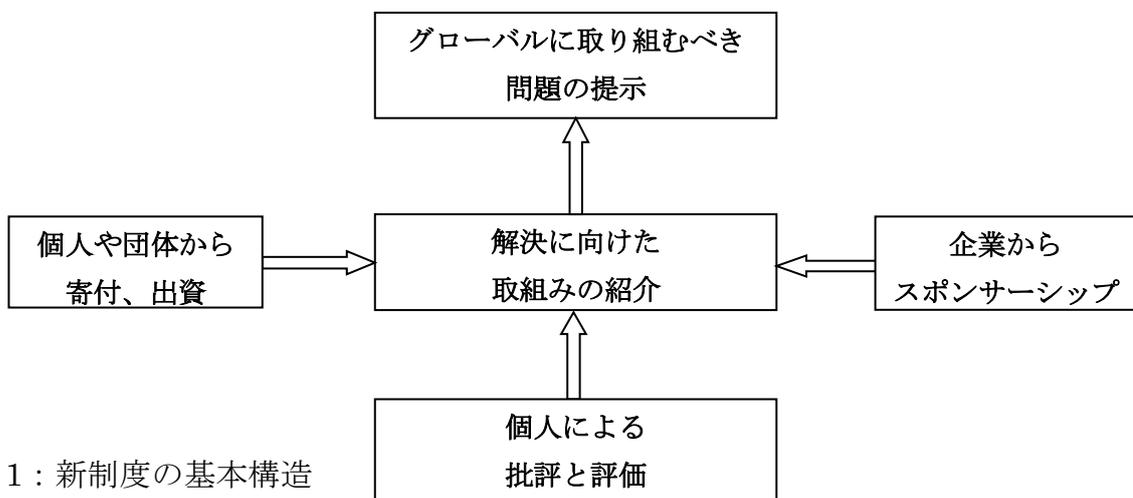


図 1：新制度の基本構造

### <問題提示について>

- 0) 財産権保障の問題（個人レベルでの保障、そのグローバル化、国際法レベルでの保障）と、議会制民主主義の普及の問題（搾取を抑止する機能、経済・社会基盤の構築機能の双方の普及）を必ず含む。
- 1) 世界で現在どのような問題が存在しているのか分かり易くみせる必要がある。
- 2) 各問題に関して、複数の専門家が問題の解説、何が問題で、解決策としてどのような考え方が存在するのかを示し、受け手がそれらの見解を選択的に解釈しながら、自らの政治意思を形成し易いようにする。
- 3) 誰でも、どの様な問題でも、問題提示できる。
- 4) 解決活動の紹介が紐付けされていない問題がある場合には、それを積極的に示して、解決活動が現れ紹介されるのを促していく。
- 7) 専門家の解説や見解を複数のせるだけでなく、それを踏まえた一般人の議論をとりあげる。
- 8) どのような意見がより多くの共感を得ているか、輿論のあり方を示す。
- 14) コミュニティーを通じて、あるいはコミュニティーの一員として、特定の問題を提示し、あるいは意見表明を行える。
- 16) 希望に応じて匿名による投稿を認める。
- 17) 政治的問題も含め、問題のある発言がなされた場合には、表現そのものを認めた上で、受け手の評価に基づいて非表示にするなどの方法で対処する。
- 24) 問題提示や解決活動について、他のメディア情報（ユーチューブやブログ、新聞サイト等）や、当事者、関係者、その他の一般人など、多様な立場や多様な国からの情報提供や批評がなされることが望ましい。
- 25) 情報提供者、批評を行う人々の国籍や職種、年齢、性別など、社会的立場が分かるようにする。

- 29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示する。
- 30) ドキュメンタリームービーを情報提供の手段として活用する。
- 31) 専門家による問題の解説は、親しみやすく、情感に訴えるもので、分かり易いものである必要がある。
- 32) 自らが興味のある他者の意見や視点を通じて、関心をグローバルに広げていく。

#### <解決活動の紹介について>

- 4) 問題提示に解決活動の紹介が紐付けされていない場合には、そのことを積極的に示して、解決活動が現れて紹介されるのを促していく。
- 5) 優れた解決活動は積極的に取り上げ、各国で普及、応用され易いようにする。
- 6) 様々な行為主体の行う活動は、専門家や一般人の見解に縛られない。そしてそれは活動行為に対する評価が行われ、場合によってスポンサーシップや寄付行為が行われた後であっても変わらない。
- 7) 専門家の解説や見解を複数のせるだけでなく、それを踏まえた一般人の議論をとりあげる。
- 8) どのような意見がより多くの共感を得ているか、輿論のあり方を示す。
- 9) 「解決活動」や「解決活動の行為主体」に関する、できるだけ詳細で多様な情報提供が求められる。
- 20) 誰でも、提示された問題に対して、どの様な解決活動であっても紐づけて紹介することができる。
- 21) 「解決行動の行為主体」が積極的にプロモーション活動を行えるようにする。
- 22) 「解決行動」に対する評価だけでなく、「解決行動の行為主体」に対しても、閲覧者のコメントや要求に迅速かつ適切に対応しているかどうかを評価で

きるようにする。

- 23) 解決活動に対する評価も、活動主体に対する評価も、評価が高いものは積極的にとりあげて紹介する。
- 24) 問題提示や解決活動について、他のメディア情報（ユーチューブやブログ、新聞サイト等）や、当事者、関係者、その他の一般人など、多様な立場や多様な国からの情報提供や批評がなされることが望ましい。
- 30) ドキュメンタリームービーを情報提供の手段として活用して共感を高める。
- 32) 自らが興味のある他者の意見や視点を通じて、関心をグローバルに広げていく。

#### <情報の受け手による批評・評価について>

- 5) 評価の高い解決活動を積極的に取り上げて、各国に普及、応用され易いようにするのが望ましい。
- 8) どのような意見がより多くの共感を得ているか、輿論のあり方を示す。
- 10) 「解決活動」に対する、特に関係者による、事後的批評を活発化させる。
- 11) 「解決活動」のうち、評価が高いものを積極的に取り上げることで、批評に基づいた企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為がなされるようにする。
- 12) 様々なタイプの活動主体や解決活動に対して、問題当事者や関係者も含めた様々な人々の批評や評価を継続的に集め、その経緯を示せるようにする。
- 14) コミュニティーを通じて、あるいはコミュニティーの一員として、特定の問題を提示し、あるいは意見表明を行える。
- 15) コミュニティーを通じて、寄付や出資を行うなど特定の解決活動を支持できる。

- 16) 希望に応じて匿名による投稿を認める。
- 17) 政治的問題も含めて、問題のある発言がなされた場合には、表現そのものを認めた上で、閲覧者の評価に基づいた非表示設定で対応する。
- 19) 閲覧者は登録さえすれば、誰でも「解決活動」を評価する権利があり、寄付行為も行えるものとする。
- 22) 「解決行動」に対する評価だけでなく、「解決行動の行為主体」に対しても、閲覧者のコメントや要求に迅速かつ適切に対応しているかどうかを評価できるようにする。
- 23) 活動評価や、コメントへの対応評価が高いものは、積極的にとりあげて紹介する。
- 24) 問題提示や解決活動について、他のメディア情報（ユーチューブやブログ、新聞サイト等）や、当事者、関係者、その他の一般人など、多様な立場や多様な国からの情報提供や批評がなされることが望ましい。
- 25) 情報提供者、批評を行う人々の国籍や職種、年齢、性別など、社会的立場が分かるようにする必要がある。
- 26) 1つの「解決活動」に対する評価は1度しか行えないものとする。
- 27) 時間の経過とともに評価が変わった場合には変更ができる。
- 28) 一般人が行うコメントへの評価、共感ポイントの付与も1度しか行えない。
- 29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示する。
- 32) 自らが興味のある他者の意見や視点を通じて、関心をグローバルに広げていく。

### <経済的支援について>

- 6) 様々な解決活動の内容や、解決活動主体の行動は、専門家や一般人の見解に縛られない。それは活動行為に対するスポンサーシップや寄付行為等の経済的支援が行われた後であっても変わらない。
- 11) 「解決活動」のうち、評価が高いものを積極的に取り上げることで、批評に基づいた企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為がなされるようにする。
- 15) コミュニティーを通じて、寄付や出資など解決活動の支援ができる。
- 19) 情報の受け手は、誰でも登録さえすれば「解決活動」を評価する権利があり、寄付や出資といった資金提供活動を行える。

### <新制度全般について>

- 5) 評価の高い解決活動を積極的に取り上げて、各国に普及、応用され易いようにするのが望ましい。
- 6) 様々な解決活動の内容や、解決活動主体の行動は、専門家や一般人の見解に縛られない。それは活動行為に対するスポンサーシップや寄付行為等の経済的支援が行われた後であっても変わらない。
- 11) 「解決活動」のうち評価が高いものは積極的に取り上げ、批評に基づいた企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為がなされるようにする。
- 13) コミュニティーを形成してディスカッションを行えるようにすることで、コミュニティとしての要求形成ができるようにする必要がある。
- 15) コミュニティーを通じて、寄付や出資など解決活動の支援ができる。
- 17) 政治的問題も含めて、問題のある発言がなされた場合には、削除するのではなく、表現そのものを認めた上で閲覧者の評価に基づいた非表示設定で対応することとする。

- 18) 新制度において不平等な扱いがなされた場合に、不当な状況を訴える表現の自由を、制度的に確保しておく。
- 21) 「解決行動の行為主体」が積極的にプロモーション活動を行えるようにする。
- 22) 「解決行動」に対する評価だけでなく、「解決行動の行為主体」に対しても、閲覧者のコメントや要求に迅速かつ適切に対応しているかどうかを評価できるようにする。
- 23) 解決活動に対する評価も、活動主体に対する評価も、評価が高いものは積極的にとりあげて紹介する。
- 29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示する。
- 32) 自らが興味のある他者の意見や視点を通じて、関心をグローバルに広げていく。

#### 4.4. ソーシャルメディアの役割と重要性

前節では、「グローバルな経済・社会基盤を構築」するために必要な、新しい制度のデザイン条件を考えた。以下ではそうした新しい制度のデザイン条件を具現化する上で、ソーシャルメディアが果たし得る役割とその重要性について述べる。

ソーシャルメディアとは冒頭で述べたように一般に双方向性を重視した主にインターネット上のメディアのことを指している。特にユーザーが情報を発信しながら、ユーザー同士の社会的なつながりを深めていくことに重点が置かれているため「ソーシャル」と呼ばれている（前島 2010）。

前節で述べた新しい制度のデザイン条件では、国籍も立場も大きく異なる人々が情報提供者となり、議論を行い、批評・評価し合うことになっている。そうした情報の発信方法やユーザーの関わり方はまさにソーシャルメディアが想定する場面であるといえる。そこで本章で述べたデザイン条件を具現化するためには、ソーシャルメディアを用いるのが良いと考える。

ところでこれまでにソーシャルメディアが政治的に利用された例としては、2008年のアメリカのオバマ大統領の大統領選挙キャンペーン時のユーチューブの利用（前島 2010）や、中東や北アフリカでのフェイスブックを利用した革命運動への利用が有名である（西尾 2011）。そこで共通しているのは、一国の政権に対する支持や批評を通じて、政治を介して経済・社会基盤を改善しようとするアプローチである。

しかし既に述べたように近年では政府のみならず国内外の企業や非営利団体、個人が各国の経済・社会基盤事業を行っている（Torrance, 2009, CPD, 2010）。そこで本論では、政府のみならずそうした非政府主体も含んだ様々な主体による経済・社会基盤の改良を促すことを目的としたアプローチを採用する。また、一国内ではなくグローバルな経済・社会基盤の構築を目指すものとする。

ところで、国内で民主主義を実現しようとするとき、ソーシャルメディアが果たす役割は補完的である。そこには既に議会が存在し、輿論を形成する主要メディアも存在している。アメリカにおけるソーシャルメディアの政治的利用の例からもよくわかるように、ソーシャルメディアは民主主義にとって中心的装置である議会や主要メディアの補完装置として機能している。また、中東や北アフリカの例から分かるように、議会や主要メディアが民主的に機能しない

場合には、ソーシャルメディアは議会や主要メディアが汲み上げない民衆の声を拾い議会や主要メディアに変貌を迫るものとなっている。この事例においてもまたソーシャルメディアは民主主義の補完装置として機能しているといえる。

しかしグローバルなレベルで民主主義を実現しようとする場合には中心機能を果たす民主的議会に相当する国際機関がそもそも存在していない。また国際輿論を形成する主要メディアも存在していないと考える。なぜなら既存の主要メディアの場合、限られた地域の視聴者の要望に合わせて情報提供を行うため内容の偏りを避けられず、国際輿論を形成するには中立性に欠けるからである。

そうした状況でグローバルな民主主義の実現を目指すソーシャルメディアは、国内における議会と主要メディアの双方の役割を担い、グローバルな民主主義の主要装置として機能するものであると考える。

次章では、そうしたスタンスを踏まえながら、本章で提示した「新しい制度」のデザイン条件を具現化する、ソーシャルメディアの具体的なデザイン要件を検討する。

## 5. ソーシャルメディアのデザイン要件

本章では、前章で抽出した「グローバルな経済・社会基盤を構築するための新制度のデザイン条件」を具現化するような、ソーシャルメディアの具体的なデザイン要件を検討する。その際に、新制度の基本構造のパートごとに、既存のソーシャルメディアの参考例を採り上げながら検討していき、最後に全体を通じた検討を行う。

### 5.1. 問題提示パート

#### 5.1.1. 基本コンセプト

問題提示パートでは、3) 誰でも、どのような問題でも提示でき、また 14) コミュニティーを通じて、あるいはコミュニティーの一員として特定の問題を提示し、あるいは意見表明を行える必要があるとする。

そうした情報プラットフォームの参考事例として、2011年現在、日本最大級規模の SNS (ソーシャルネットワークサービス、以下単に SNS と呼ぶ) である、mixi のコミュニティサービスを取り上げる。mixi は 2004 年 2 月に開始されたサービスで、日本で最も早い時期からサービス展開している SNS の 1 つである。mixi は既に登録されたユーザーからの招待を受けないと利用登録できない完全招待制を採用して、安心して快適な交流の場を提供することを目的として普及してきた。2010 年からは招待なしでも利用登録が可能になったが、現在でも引き続き招待制は行われている。(Wikipedia/mixi)

mixi のコミュニティ・トップページを開くと「コミュニティを作成する」ボタンがあり (図 2)、誰でもコミュニティ作成、すなわちテーマを定めてコミュニケーションを行う場を作成できるようになっている。「コミュニティを作成する」ボタンを押すと、コミュニティの名前を決めたり、カテゴリーを選択し、コミュニティの趣旨や独自のルールを決めるなど、コミュニティの詳細設定を行えるようになっている (図 3)。



図 2 : コミュニティ作成ボタン (mixi)



図 3 : コミュニティの詳細設定画面(mixi)

この設定には、「参加条件と公開レベル」の設定が含まれ、誰でも参加できる

のか、管理人の承認が必要なのかを決めることができる。また管理人の承認が必要な場合には、内容を公開するか非公開にするかを決めることができる。

本論が目指す SNS では、2) 各問題に関して、複数の専門家が問題の解説、何が問題で、解決策としてどのような考え方が存在するのかを示し、受け手がそれらの見解を選択的に取り込みながら、自らの政治意思を形成し易いようにする必要があるとす。また 7) 専門家の解説や見解を複数のせるだけでなく、それを踏まえた一般人の議論をとりあげ、8) どのような意見がより多くの共感を得ているか、輿論のあり方を示す必要がある。

そこで本論の SNS では、mixi のように「コミュニティを作成して、作成者が管理人になる」というよりは、「フォーラムを開催して、開催者が議事進行役（ファシリテーター）になる」という状況を想定することにする。開催者は、問題となるテーマをタイトルに設定し、フォーラムの独自ルールを決定の上、パネリストとなる人々にそのフォーラムへの参加依頼をメールする。これは、mixi でコミュニティを作成した後、「マイミクをコミュニティに招待する」ボタンを押して、マイミクという mixi 上で友人設定された人々に一斉にコミュニティへの参加を呼び掛けるのに対応している。

参加依頼に応じたパネリストは、そのフォーラムのパネリスト一覧に名前を連ねる。これは mixi のメンバー一覧に対応する表示である。そしてパネリストはフォーラムのテーマに沿って活字で議論を展開し、その模様は公開される。一般人は、フォーラムでのパネリストの発言に対して自らの考えや質問を投げかけ<sup>44</sup>、またどの見解により共感したかポイントを加算して示すことで与論をしめしていくものとする。

### 5.1.2. ディスカッション対応

フォーラムを想定するのでパネリストの発言のためのフォーマットは、独白に対応しながらも、場合によってディスカッション形式になり得る必要がある。その点で mixi のコミュニティの形式は、メンバーのコメントが時系列に並ぶだけなので不向きである（図 4）。

---

<sup>44</sup>通常のフォーラムのようにフォーラム終了後に一般人が質問や考えを述べるのではなく、該当箇所であノテーションのように質問やコメントを差し込めるため、リアルタイム性が確保できる。

コメント (850件)	
[ 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 ]	
<a href="#">全てを表示</a> 最新の20件を表示	
831	2011年08月07日 00:32
<a href="#">めりい</a>	ブラックサンダーのアイスを2日連続食べました いつ食べても最高です！
832	2011年08月07日 00:37
<a href="#">みいペダ</a>	ブラックサンダーアイスのモナカが食べたいのに、最近見かけません 😞💧  BLACKいつも買いだめしてます 😊
833	2011年08月07日 11:45
<a href="#">ちよこ。</a>	チョコボールアイス美味しかったですー。(*´▽`*) クッキー安東クリームも見付けちゃったんで買わなきゃです!!!
834	2011年08月07日 12:21
<a href="#">mn.68</a>	31のボックスオブチョコレートとカプチーノビスコッティ❤️ 雪だるまで頂きました ++ 特にボックスオブチョコレートはやりい です 🍪  チョコづくしで幸せ〜 😊
835	2011年08月08日 14:07
<a href="#">ろっち</a>	チョコバールは食感もすきです♥

図 4 : コメント表示 (mixi)

そこでディスカッションに対応した形式をもつ SNS の参考例として、まず TED Conversations を取り上げる。TED Conversations とは、TED<sup>45</sup>が online 上に配信する講演を閲覧する毎月 15,000,000 人いるといわれる TED ユーザーを対象に提供されているインターネット上のサービスの 1 つで、ユーザー同士が複数人でオープンに意見交換できるプラットフォームサービスのことである (TED2011)。意見交換の種類には IDEA, QUESTION, DEBATE の 3 種類があり、それぞれ「アイディアをより良くするため」、「コミュニティから知識を学ぶため」、「議論を通じて世界をより理解するため」と目的が分かれている。

TED Conversation では、ある発言にコメントを返すと、それらが階層表示されるようになっている。そのためディスカッションの様子を視覚的にも整理して理解することができる (図 5)。本論の SNS でも、この形式を採用するものとする。

<sup>45</sup> TED (Technology Entertainment Design) はアメリカのカリフォルニア州モントレイで年一回 TED Conference と呼ばれる講演会を行っている団体である。1984 年に仲間内でサロンの行われる講演会として始まったが、後に TED GLOBAL 等の姉妹講演を行い、2006 年から講演内容をネットで無料配信するようになると、急速に世界にその名が知られるようになった。スローガンとして ideas worth spreading を掲げている。

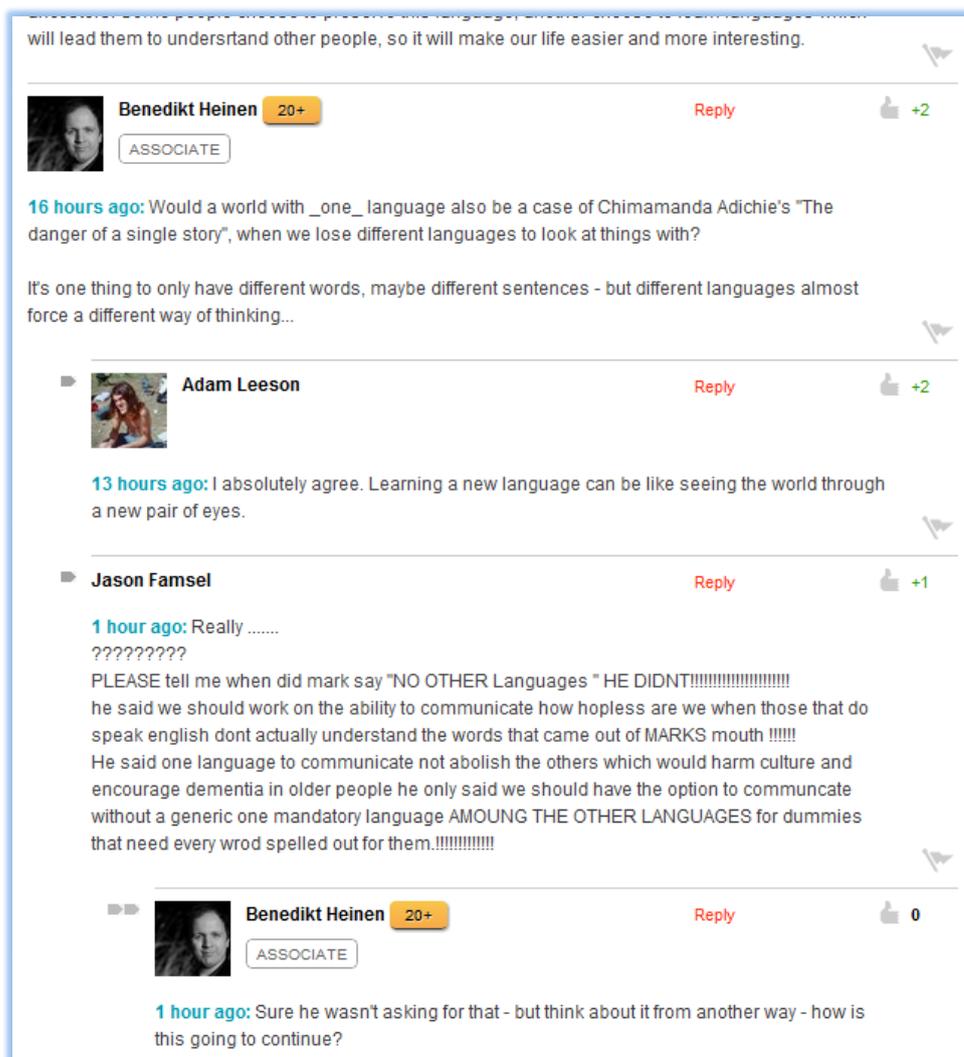


図5：コメントの階層表示（TED Conversations）

ところで本論の SNS では、一般ユーザーがパネリストの発言に対してコメントや質問を投げかけ、どのパネリストの見解がより共感できるかポイントを与えることになっている。そうしたやり取りはパネリストのディスカッションの流れを妨げずに表示する必要がある。そこでパネリストの発言に対するコメントは、一般的ブログで見られるように、コメント件数のみを表示するものとし（図6）、クリックしてはじめてコメント内容が見えるものとする。

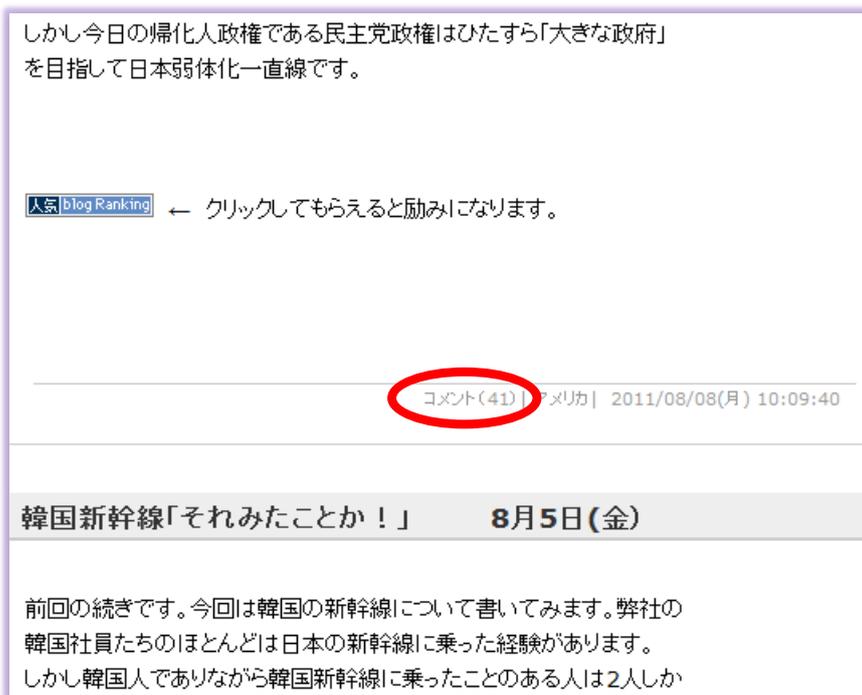


図6：ブログのコメント件数表示  
 (「中韓を知りすぎた男」 <http://kkmyo.blog70.fc2.com/>)

そしてクリックして一般ユーザーのコメントを見る際の形式については YouTube<sup>46</sup>を参考にするものとする。Youtube とは、2005年に始まった online 上の動画共有サイトである。設立のきっかけは、友人にパーティーのビデオを配るための方法を使って、皆で簡単にビデオ映像を共有できないかということであった (Cloud2006)。そのため YouTube におけるコメントは提供された映像に関する気楽で短い感想を述べたものが多い。

本論の SNS のフォーラムにおいては、パネリストの発言と一般人のコメントを視覚的に区別するためにも、一般人のコメントや質問については YouTube の形式を参考例にすることにする。

YouTube ではコメントに対する返信が投稿されると、その返信の冒頭に「@」マークと対象コメントの投稿者ネームが表示され、そのあとに返信コメントが続くようになっている。それにより、そのコメントが誰の発言に向けられたものなのか、分かるようになっている (図 7)。

<sup>46</sup> Youtube の表示は PC の場合とスマートフォン等の場合で大きく異なるが、ここでは PC での表示について取り上げる。

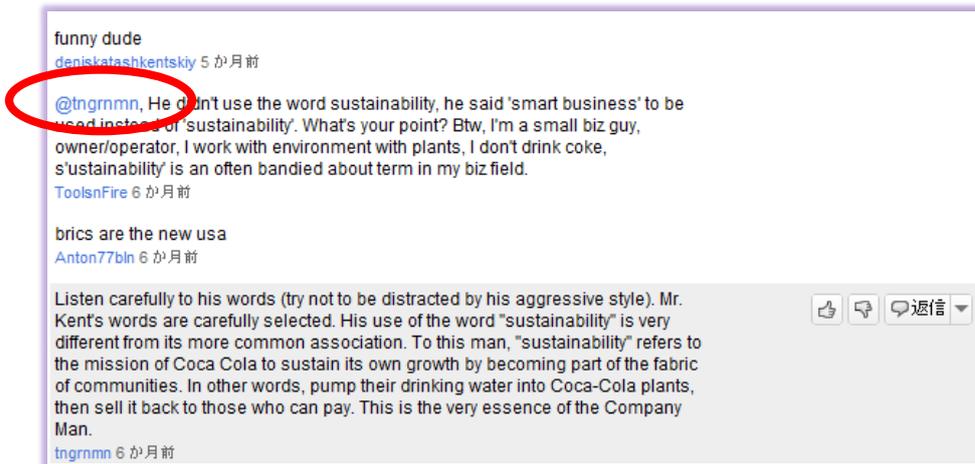


図 7 : 返信コメントの表示方法 (YouTube)

またコメント上にマウスをあてると、図 7 のようにコメントの背景に色がつき、右側に返信ボタンと並んで、「ナイス」「イマイチ」ボタンが現れ、感想をワンボタンで表現できるようになっている。

ナイスボタンを押すとナイスポイントが加算され、コメント投稿者の名前の脇には、「ナイス」ポイントの総数が表示されるようになっている (図 8)。

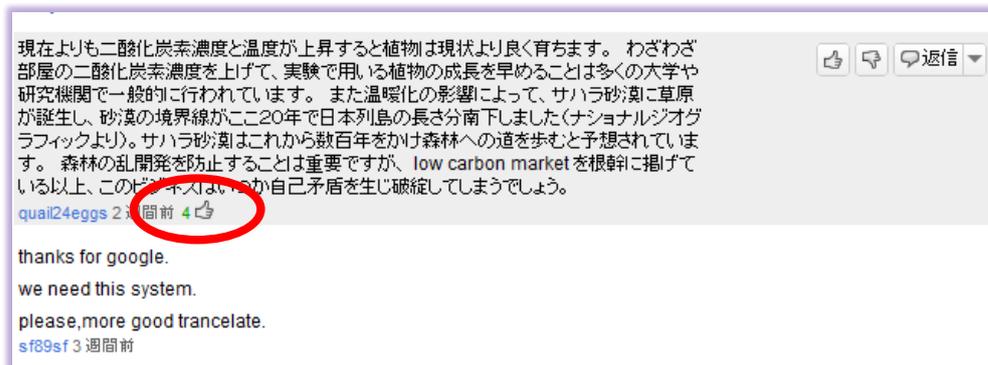


図 8 : 「ナイス」ポイントの総数表示

本論の SNS においては、パネリストの発言に対してユーザーが共感できた場合には「ナイス」ポイントに当たる「共感」ポイントを与えるものとしている。一方で「イマイチ」ポイントに当たるものは用意しないものとする。これは、本論の SNS では 8) どの様な見解がより多くの共感を得ているのか示すことで、輿論の傾向を示すことが目的なため、共感できない見解を積極的に示す必要性

は乏しいと考えるからである。こうしたポイント評価方式は、先に示した TED Conversations における評価方式と同様である (図 5)。

### 5.1.3. コメント非表示制度

ところで本論の SNS では表現の自由を最大限に尊重するために、17) 問題のある発言がなされた場合にも、表現そのものを認めた上で、受け手の評価に基づいて非表示にするなどの方法で対処する、としている。

YouTube では問題のある発言はスパムとして運営側に通知され、運営側がその発言を非表示にすることができる (図 9)。ユーザーは非表示の箇所を表示して読むこともでき、スパムでないと思えば、それを報告できるようになっている

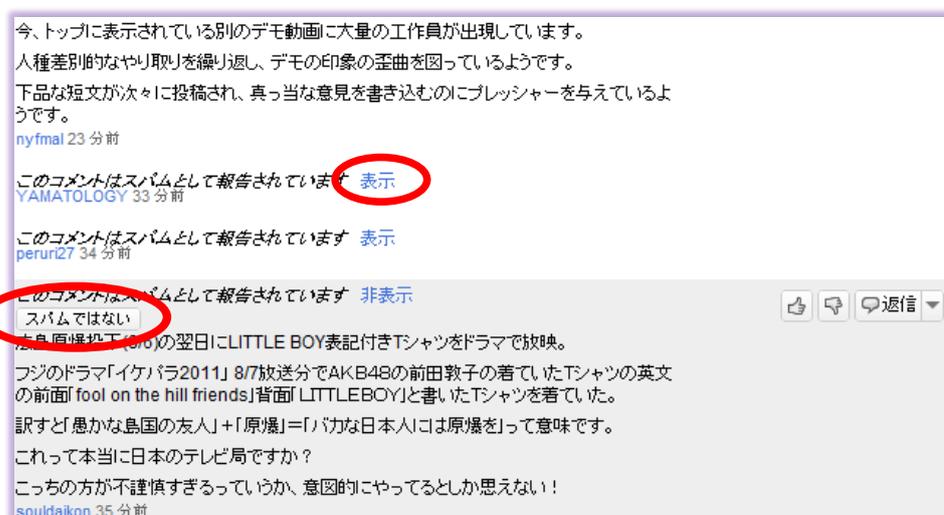


図 9：スパム報告を受け非表示になったコメント (YouTube)

本論の SNS でも発言は削除されず、非表示になるものとする。そこで基本的には YouTube と同様の手法を採用する。ただし本論の SNS では、ファシリテーターが独自ルールを設定するなど大幅な自由裁量権をもつため、フォーラム内のパネリストの発言や一般ユーザーのコメントは、ファシリテーターがそのルールにのっとして非表示にできるものとする。

ただしそうした非表示が不当である場合もあるので、事前に対抗措置を制度化しておく必要があると考える。そうした対抗措置については本章の 5 節で検討する。

#### 5.1.4. 開催者が設定する独自ルール

本論の SNS の問題提示形式はフォーラムである。TED Conversations ではテーマを議論する際に、期限を設定することができ<sup>47</sup>、残り時間がテーマの脇に表示される（図 10）。本論の SNS の問題提示パートでも、そのフォーラムとしての性格から、そうした手法を採用するのが望ましいと考える。

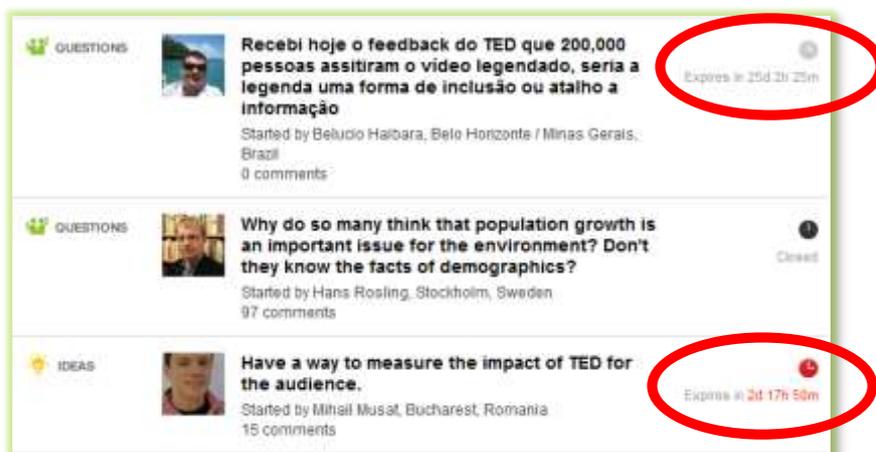


図 10：ディスカッション終了までの期限表示（TED Conversations）

TED Conversations ではそれ以外に Conversation を開始する者が設定する独自ルールは多くない。コメントのやり取りの目的タイプが何かを示すために、最初に IDEAS か QUESTIONS か DEBATES かを選び、あとはタイトルの設定を通じてテーマを決め、簡単な説明を書く程度である（図 11）。そして不適切な発言があった場合には、Conversation をはじめた者ではなく、TED Conversation の運営者が介入して発言の削除を行っている。

<sup>47</sup> 1 日、1 週間、2 週間、1 か月、を選択して設定できるようになっている。

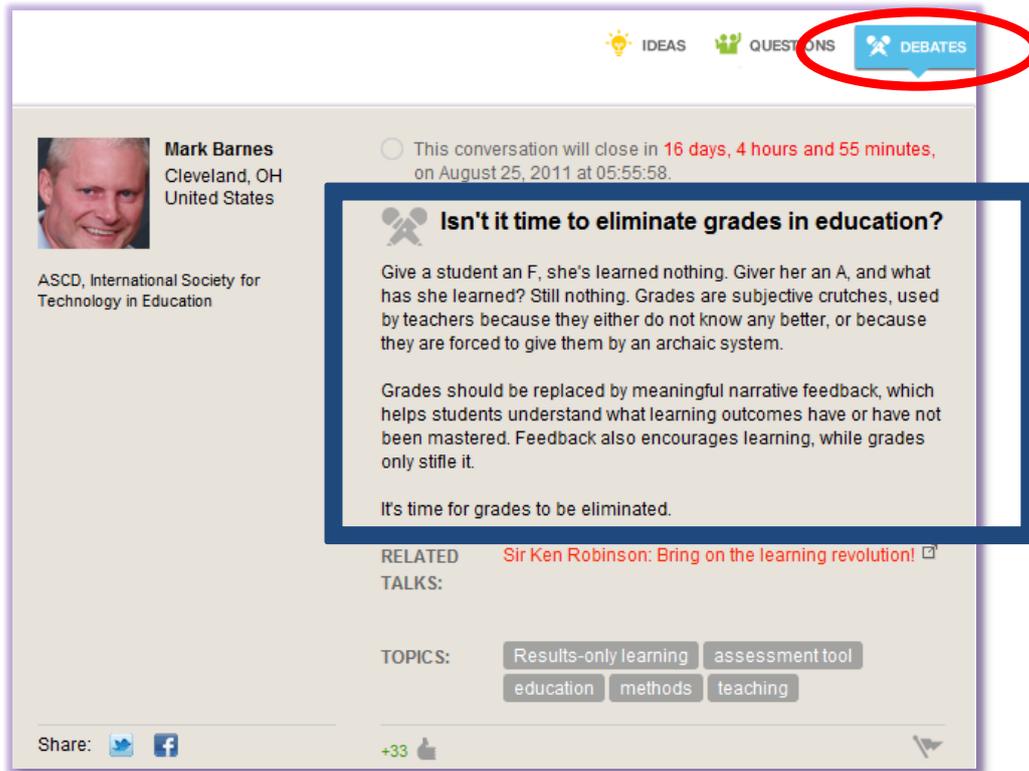


図 11 : Conversation の冒頭説明 (TED Conversations)

これに対して **mixi** の場合には、コミュニティーの作成者はコミュニティーの独自ルールを自由に決め (図 12)、管理人として発言の削除などを行っている。

本論の SNS では、ファシリテーターはフォーラムの独自ルールの詳細設定を行い、それに基づいてパネリストの発言の管理を行い、必要に応じて非表示にできるものとする。またファシリテーターとして、パネリストの発言が常にテーマに沿うように、あるいは一部の見解に偏り過ぎないように、議事進行のためのコメントを随時投げかけるものとする。

＊書き込みについて＊

書き込む際は、コミュのトップと各トピのトップをよく読んでから書き込みをお願いします。

後で、『知らなかった』は通用しません。

色んな方が見えています。

言葉遣いに気を付け、皆さんが見やすい書き込みをお願いします。

#### 🚫禁止事項🚫

- ・ギャル文字、不必要な小文字の使用
  - ・タメ口
  - ・メディア解禁前の情報やマガなどの情報の書き込み
  - ・噂や未確認情報の書き込み
  - ・プライベートに関する話題
  - ・ダビング依頼&録画依頼や、それを思わせる書き込み
  - ・絵文字や顔文字の乱用
  - ・トピ違いの書き込み
  - ・不快に思う書き込み
  - ・外部サイトのURL貼り付け
  - ・外部サイトの宣伝
  - ・mixi規約違反
  - ・管理人、副管理人をアクセスブロックにする(強制退会になります)
- 🔊 上記以外にも、管理人・副管理人の判断で削除する場合あり。  
公開してる、と言う事もあり、少し厳しめに対処します。

違反書き込みを繰り返す方は、強制退会となります。

悪質な場合、一度の違反で強制退会となるので、ご注意下さい。

違反書き込みを見つけた場合

- ・違反者のmixi名
- ・違反者のID
- ・トピ名
- ・違反内容

(出来ればコピペで)

を書いて、連絡をお願いします。

ルールを守ってのご利用をお願い致します。

皆さん仲良く、二人を応援しましょう ✨

図 12 : コミュニティーのトップ画面 (mixi)

ここでいうフォーラムの詳細設定とは、既に述べたようにテーマ決定やパネリスト選定、期限の設定のほか、言語を英語に限るのか、一度に投稿できる時間の制限はどのくらいか、反対意見を提示する際には必ず代替案を出すなどの条件提示、ポジティブな発言に限るなどの主観的な方向性の提示をも含むものとする。

### 5.1.5. 国際輿論の状況把握

問題提示パートにおいては1) 世界で現在どのような問題が存在しているのかわかり易くみせることが求められている。これは議会の最も重要な機能の1つが争点明示機能であるため、それを視覚化する必要があるということである。そして問題には必ず、0) 財産権保障の問題（個人レベルでの保障、そのグローバル化、国際法レベルでの保障）と議会制民主主義の普及の問題（搾取を抑止する機能、経済・社会基盤の構築機能の双方の普及）が含まれる必要がある。

そうした問題の全体像をどう表現できるか、参考例としてここでもまずTED Conversations を取り上げる。TED Conversations では Conversation を始める際に、そのテーマがどのような Topics に当たるのか自由に複数設定ができるようになっている。そして Conversations の多くに共通して含まれている Topics は、数の多さに比例して文字の大きさが変わるように設定されていて、どのような Topic が人気なのか一目でわかるようになっている（図13）。ただし、Topics は自由に設定ができるため、他の Conversation と全く共通しないものが沢山あり、それらは一覧表示の場合にのみ掲載されている（図14）。



図13：人気トピックスの表示（TED Conversations）

<p><b>A</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• A gene that kills (1)</li> <li>• Abilities (4)</li> <li>• Abortion (3)</li> <li>• About you (1)</li> <li>• Abroad (1)</li> <li>• Abstinence (1)</li> <li>• Academic (1)</li> <li>• Acampada (2)</li> <li>• Acceptance (2)</li> <li>• Access (3)</li> <li>• Accidents (1)</li> <li>• Accounting (4)</li> <li>• Accumulat... (4)</li> <li>• Achievement (3)</li> <li>• Acoustic (1)</li> <li>• Action (9)</li> <li>• Activism (15)</li> <li>• Activists (1)</li> <li>• Actor (1)</li> <li>• Adaptive ... (1)</li> <li>• Add adhd (2)</li> </ul>	<p><b>G</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Gadaffi (1)</li> <li>• Gadget (1)</li> <li>• Gambling (1)</li> <li>• Game (2)</li> <li>• Game theory (1)</li> <li>• Gameful.org (1)</li> <li>• Games (10)</li> <li>• Games as ... (4)</li> <li>• Games for girls (1)</li> <li>• Gaming (5)</li> <li>• Gaming industry (2)</li> <li>• Gangs (1)</li> <li>• Garr Reynolds (1)</li> <li>• Gas (1)</li> <li>• Gay (1)</li> <li>• Gdp (1)</li> <li>• Gender (9)</li> <li>• Gender equality (7)</li> <li>• Gender roles (5)</li> <li>• Gene (2)</li> <li>• General ethics (2)</li> </ul>	<p><b>Q</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• QR Code (1)</li> <li>• Quality of life (5)</li> <li>• Quantified self (1)</li> <li>• Quantum mechanics (2)</li> <li>• Quantum physics (14)</li> <li>• Queer theory (1)</li> <li>• Questions (8)</li> <li>• Quotes (4)</li> <li>• Quran (3)</li> <li>• Qwerty (1)</li> </ul> <p>.....</p> <p><b>R</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• R2p (1)</li> <li>• Race (1)</li> <li>• Races (1)</li> <li>• Racism (7)</li> <li>• Radiation (4)</li> <li>• Rain forest (1)</li> <li>• Raise (1)</li> <li>• Randomness (1)</li> </ul>
--	---	---

図 14 : トピック一覧 (TED Conversations)

ここでの特徴は **Conversations** のテーマの上層に **Topics** だけが存在していて、いわば 2 層構造になっていることである。本論の SNS の場合、フォーラム形式を想定している。一般にフォーラムの場合、メインのテーマがあり、その下に複数のサブテーマが存在する。またメインテーマの上層にはカテゴリーが認識されている。そうだとすれば、フォーラムは全体として 3 層構造になっているのである。そこで **TED Conversations** の 2 層構造は、本論の SNS には不向きであると考ええる。

一方 **mixi** の構造をみると、最上層にカテゴリー (図 15) があり、その下に各コミュニティーのテーマ、さらにその下にトピックスが存在している (図 16)。本論の SNS ではこうした 3 層構造を採用するものとする。

カテゴリ	
娯楽	: <a href="#">音楽</a> <a href="#">映画</a> <a href="#">スポーツ</a> <a href="#">ゲーム</a> <a href="#">本、マンガ</a> <a href="#">旅行</a> <a href="#">車、バイク</a> <a href="#">占い</a> <a href="#">趣味</a> <a href="#">動物、ペット</a>
知識	: <a href="#">PC、インターネット</a> <a href="#">学問、研究</a> <a href="#">ビジネス、経済</a> <a href="#">アート</a>
生活	: <a href="#">地域</a> <a href="#">グルメ、お酒</a> <a href="#">ファッション</a>
グループ	: <a href="#">学校</a> <a href="#">会社、団体</a> <a href="#">サークル、ゼミ</a> <a href="#">同年代</a>
芸能	: <a href="#">芸能人、有名人</a> <a href="#">テレビ番組</a> <a href="#">お笑い</a>
その他	: <a href="#">震災関連</a> <a href="#">その他</a> <a href="#">イベント</a> <small>コミュニティ全体からイベントだけを検索することができます。</small>

図 15 : カテゴリ一覧 (mixi)

トピック	
08月08日	... <a href="#">美しい食べ物</a>
08月08日	... <a href="#">パステルシャインアート</a>
08月08日	... <a href="#">自己紹介 #7</a>
08月08日	... <a href="#">美しい花や植物 10</a>
08月08日	... <a href="#">～美しい花火が好き♪～</a>
08月07日	... <a href="#">美しい虫 #2</a>
08月07日	... <a href="#">美しい空 #3</a>

図 16 : トピックス一覧 (mixi)

また mixi では最上層のカテゴリ設定は予め運営側によって決められている。本論の SNS では、グローバルに取り組むべき（人類益という観点からみた）問題を最上層に据え、その中に財産権保障と議会制民主主義の問題を含めるとしている。そこでこの点も mixi の構造を採用して、最上層のカテゴリは SNS の運営側で予め定めておくものとする<sup>48</sup>。

ただし mixi のカテゴリ表示は項目が並んでいるだけで、どのカテゴリが国際輿論の中で際立っているのか全く分からない（図 16）。この点では TED Conversations の Topics の表現手法（図 13）が優れている。そこで本論の SNS のカテゴリ表現方法については TED Conversations の手法を採用して、より多くのフォーラムが開催されているカテゴリほど、字を大きく表示し、国際輿論の傾向が一目でわかるようにするものとする。

<sup>48</sup> あくまでも必要な項目を含むことと全体像の把握を行い易くするための数の調整が目的であり、ユーザーの要望に応じて項目を増やし、変更を行うことは積極的になされるのが良いと考える。

またカテゴリーを選択して、開催フォーラムのテーマ一覧を表示する際にも、どのフォーラムがどのような感じなのか一目で分かるよう、次項で述べるような評価マトリクスやパネリスト数を表示するものとする。さらにフォーラム内の Topics 一覧を見る際にも、どの Topics が活発なのか一目で分かるように、それぞれにおける発言数を表示するものとする。そうした一覧表示により国際輿論の中でどのテーマがより活発なのか把握し易くなると考える。

また本論の SNS では、4) 解決活動の紹介が紐付けされていない問題の場合には、それを積極的に示して、解決活動が現れ紹介されるのを促していく必要があるとしている。そこでフォーラムのテーマ一覧においては、フォーラム内の発言数だけでなく紐づけ紹介された解決活動の数も表示し、ゼロの場合にはそれを強調する。そうすることで解決活動を促すと同時に、国際輿論の実効性の状況も伝えることができると考える。

ところで、そうした俯瞰的なアプローチとは全く異なる国際輿論の状況把握アプローチの参考事例として、Twitter の「トレンド」機能を取り上げる。Twitter とは 2007 年に開始された、個々のユーザーが「ツイート」と呼ばれる短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーションサービスである。自分専用ページである「ホーム」のタイムラインには、自分の投稿とあらかじめ「フォロー」したユーザーの投稿が、時系列順に表示されるようになってきている (wikipedia/Twitter)。Twitter には「トレンド」と呼ばれる機能があり、いま最も多く投稿されている「キーワード」を知ることができる (図 17)。トレンド機能では、範囲を国別、主要都市別に絞り込むことができる。



図 17 : トレンド画面 (Twitter)

本論の SNS においてもこうした「トレンド」機能備えて、フォーラムでいま最も多く投稿されている「キーワード」、一般ユーザーがいま最も多く投稿している「キーワード」を理解できるようにするのが良いと考える。ユーザーは、トレンド機能により「キーワード」を理解し、それらを含むフォーラムに参加することで、国際輿論の把握をさらに進めることができると考える。

#### 5.1.6. フォーラムの評価制度

本論が目指す SNS では、24) 問題提示や解決活動について他のメディア情報（ユーチューブやブログ、新聞サイト等）や、当事者、関係者、その他一般人など多様な国や立場からの批評や情報提供がなされることが望ましく、特に 29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示することが求められている。また 31) 専門家による問題の解説は、親しみやすく、情感に訴えるもので、分かり易いものである必要がある、としている。

こうした要請に応じ易いよう、各フォーラムは「国際性・専門性・当事者性・分かり易さ・面白さ」の 5 つの評価軸で、一般ユーザーから評価を受けるものとする。それによりフォーラムの開催者は自然にパネリストの国籍を多様にするよう努め、専門性を高め、当事者を招くよう意識すると考える。また開催者はパネリストの説明が分かり易く面白くなるようにルールを設定して議事進行を行うものとする。

#### 5.1.7. プロファイル制度

本論の SNS では、表現の自由を保障するために 16) 希望に応じて匿名による投稿を認めるが、できる限り 25) 情報提供者、批評を行う人々の国籍や職種、年齢、性別など、社会的立場が分かるようにするのが望ましいとする。

そのためパネリストもコメントを行う一般ユーザーも、公開用プロフィールを用意し、希望に応じて匿名にできるとするのが良いと考える。そうした未知の国籍が異なる人々とのディスカッションを支えるためのプロフィールの参考例として、TED Conversations のプロフィールを取り上げる。Facebook のプロフィールは一般的なプロフィールの参考例として優れているが、原則的に想定しているのが既知の人々との交流なので、本論の参考例には適さないとする。

TED Conversations のプロフィール画面をみると（図 18）、写真を投稿し、国籍や性別、使用言語やキャリア情報などの他、自分を社会的に表現して、自己の存在を未知の他者に伝えるための項目が充実している。ただしそれぞれの項目は書き込まなければ表示されない。また表示範囲の設定も可能になって

いる。本論の SNS もそうしたアプローチを採用するものとする。

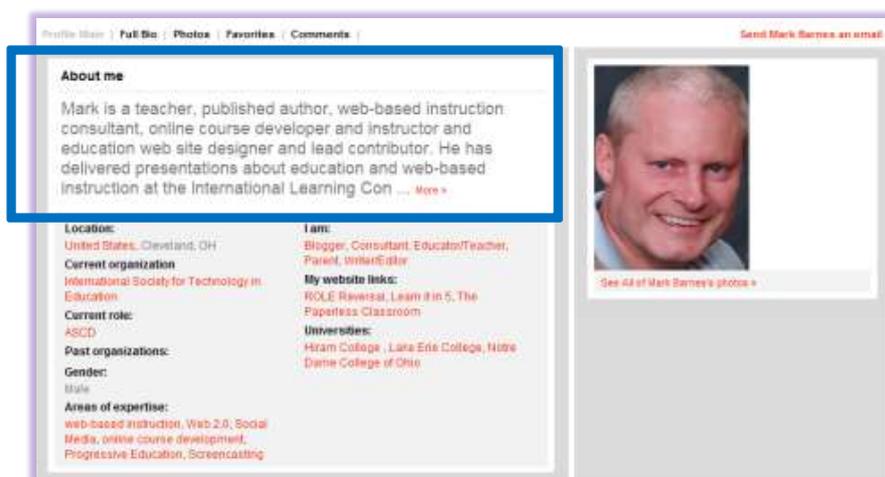


図 18 : プロファイルの冒頭 (TED Conversations)

またプロフィールにはそうした情報の他に、情熱を感じることは何かという項目や、TED Conversations でその人がこれまでに行った発言や返信の一覧が表示されている (図 19)。それにより他者にもその人の考えがよく伝わるようになっていく。本論の SNS のプロフィールでも同様に、そうした内面を記述する項目や、その人の発言や返信の一覧を表示させるものとする。

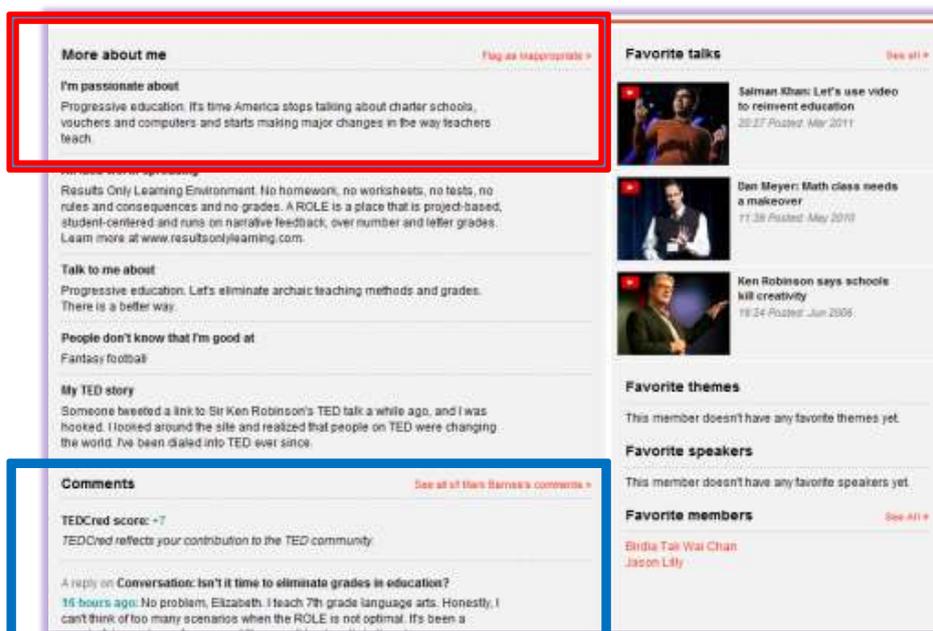


表 19 : プロファイルの後半部① (TED Conversations)

また同様の理由でその人の発言だけでなく、その人が共感ポイントを与えた他のメンバーのコメントも掲載するのが良いと考える。これは Twitter のリツイート機能<sup>49</sup> (図 20) に対応するものである。

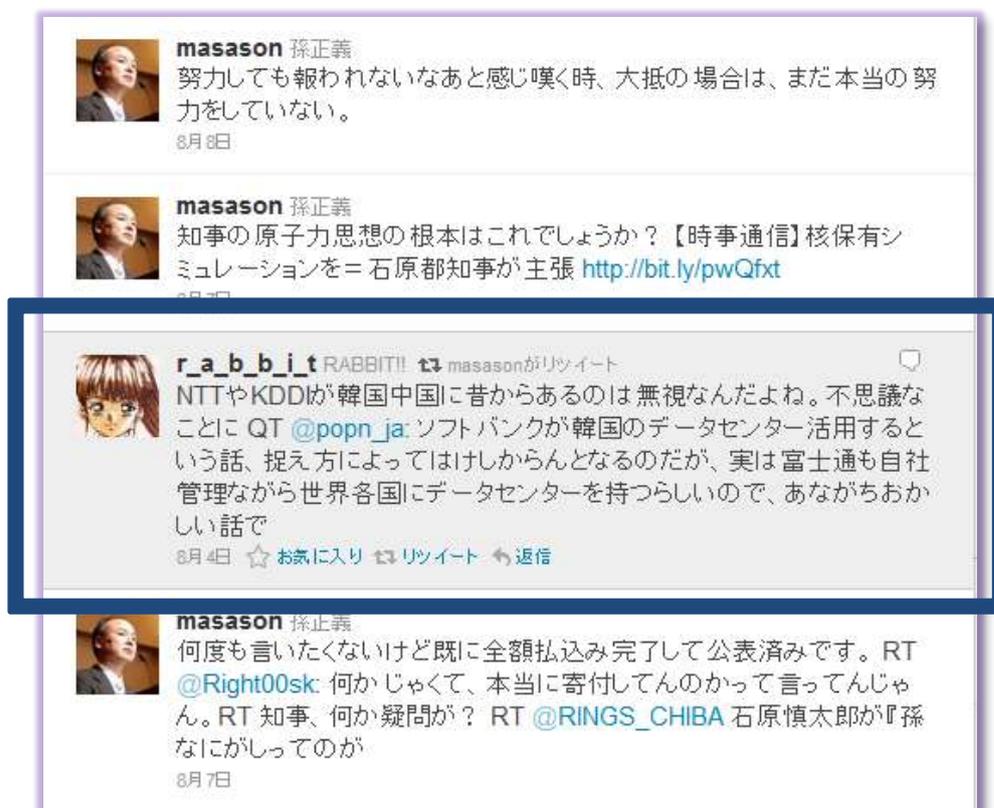


図 20 : リツイート画面 (Twitter)

さらにプロフィールには Favorite talks, Favorite themes, Favorite speakers, Favorite members という項目があり、選択からその人の嗜好が表れるようになっている (図 21)。Favorite talks とは TED がネット上に配信した講演のうち、その人が気に入った講演を指している。Favorite themes とは TED Conversations の運営側が予め決めた、包括的ではない<sup>50</sup>切り口のテーマから、興味のあるテーマを選ぶものである。Favorite speakers はその人が気に入っている講演者であり、Favorite members はその人がコメントをみて気に入った TED Conversations のメンバーを指している。

<sup>49</sup>リツイートとは他のユーザーの投稿を再投稿する機能のことである。

<sup>50</sup> Talks from TED fellows, A taste of TED 2011, A taste of TED India, A taste of TED Global, Best of the Web, The rise of collaboration...といった具合である。

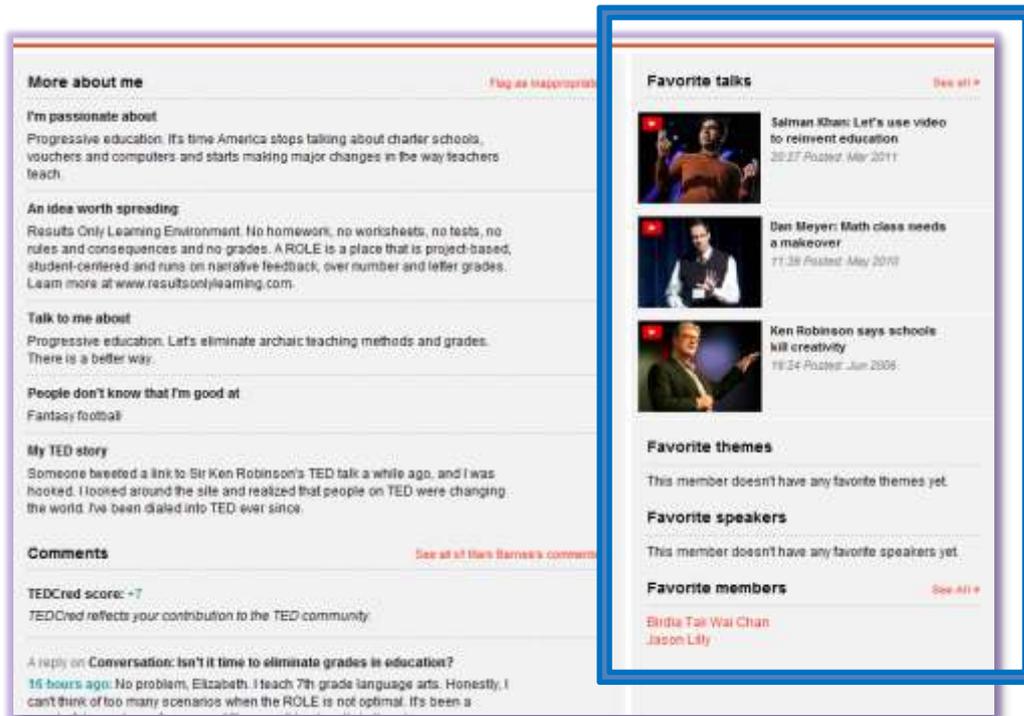


図 21 : プロファイルの後半部② (TED Conversations)

本論の SNS では Favorite talks は Favorite forums に変えるものとする。Favorite themes という項目は、本論でいえば、開催された数多くのフォーラムのうち、好みのもに共通している傾向などを伝えるものであり、フォーラムの数が揃わない初期においては不要であると考え。Favorite speakers は Favorite panelists に当たるもので、Favorite members は Favorite users に当たるが、本論の SNS では一般ユーザーもパネリストになる場合が多いと考えられるので、呼称を纏めて Favorite members として表示する。

### 5.1.8. グローバルな問題への関心拡大

本論の SNS では、グローバルな民主主義を実現するために個人主義化を防ぐ必要があり 32) 個人の関心をグローバルな問題へ広げるための工夫が必要であるとしている。

関心が拡大されるとは、興味のある他者への共感から、その人の問題意識を共有するプロセスであると考え。そこでグローバルな問題への関心を広げるには、「問題意識を共有できる興味深い他者をグローバルなレベルで見つけたための支援」と、「問題意識を実際に共有するための支援」、さらに「そうした他者への共感をより深めるための支援」が必要になると考える。

### 5.1.8.1. 問題意識を共有できる個人を見つけだすための支援

まず、「問題意識を共有できる興味深い個人をグローバルなレベルで見つけ出すための支援」については、そうした興味深い個人はフォーラムを通じて発見できるので、フォーラムそのものを紹介する工夫が考えられる。例えば人気の高いフォーラムを紹介する、新たに開催されるフォーラムを紹介する、参加しているフォーラムと関連性の高いフォーラムを紹介する、などである。

mixi では、コミュニティーページを開くとまず注目コミュニティーが並んでいる (図 22)。またコミュニティーに参加すると、そのコミュニティーと関連するコミュニティーの紹介も行われている (図 23)。本論でもその様にフォーラムの紹介を積極的に行うものとする。



図 22 : 注目のコミュニティ画面 (mixi)



図 23 : コミュニティリンク一覧の画面 (mixi)

またそれと全く異なるアプローチをとるものとして、興味をもてそうな個人を、直接グローバルに紹介する手法が考えられる。そうした事例の参考例として、再びTED Conversationsのプロファイルを取り上げる。プロフィールでは、自分をよく表現するキーワードを選択して表現する機能が存在している(図24)。プロフィールの中で選択されたキーワードをクリックすると、同じキーワードを自分の表現として選んだ他のメンバーがグローバルに紹介される(図25)。

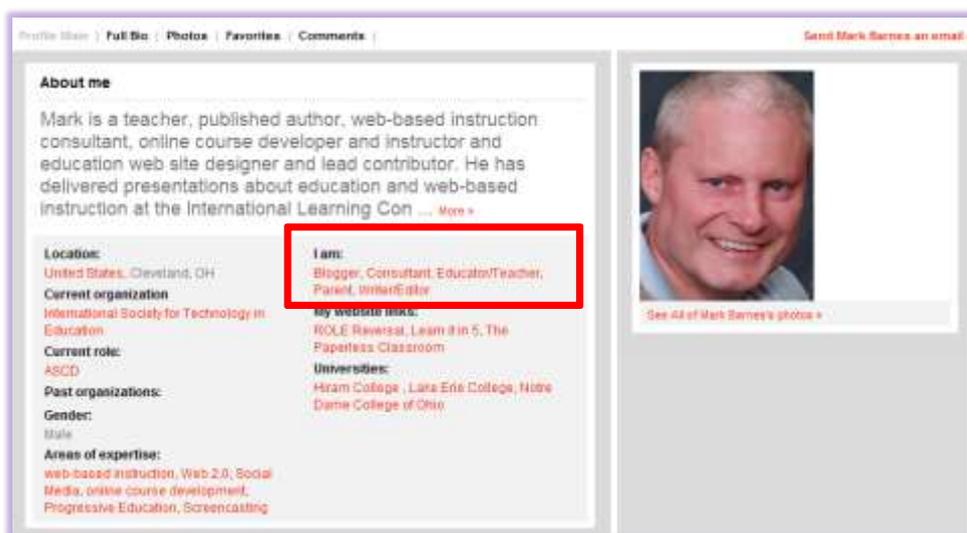


図 24 : 自己表現キーワードの選択表示 (TED Conversations)

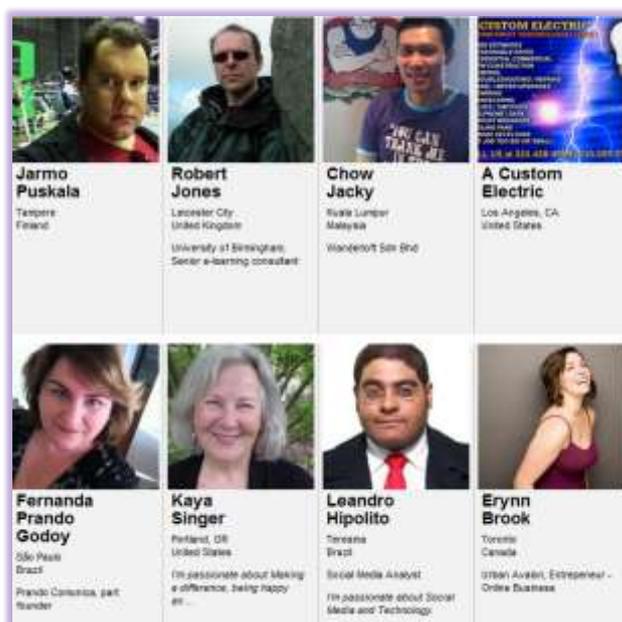


図 25 : キーワードによる紹介画面 (TED Conversations)

こうした手法は自分と感覚が近い、すなわち共感し易い人間をグローバルに探し出す上で、非常に効果的であると考えられる。ただし **TED Conversations** では検索キーワードが 1 つに限られている。本論の SNS では複数キーワードで検索できるようにすることで、感覚の近い人間をより絞り込んで探せるようにするのが良いと考える。

また同じように直接的に個人を紹介するアプローチとして、特定の解決活動を支持したユーザーを、サポーター一覧として表示して紹介する手法が考えられる。支持感覚が近い他者は、一般に興味の対象になり易いと考えられるからである。解決活動を支持する具体的な仕組みについては、「批評・評価パート」で詳しく述べる。

### 5.1.8.2. 問題意識を実際に共有するための支援

次に、「問題意識を実際に共有するための支援」について検討するが、その際に参考事例として **Twitter** のリツイート機能とフォロー機能を取り上げる。リツイートとは、自分専用ページである「ホーム」のタイムラインに自分の投稿と並べて他のユーザーの投稿を再投稿することである (図 20)。またフォローとは、他のユーザーの投稿を自分のタイムラインで表示できるようにユーザーを登録することである (**Wikipedia/Twitter**) (図 26)。これらはいずれも他者の考えを、自分の考えの表示場所に取り込んで表示する点で、他者の考えを共有する状態を正に視覚化したものといえる。



図 26 : 他のユーザーをフォローしている画面 (Twitter)

本論の SNS でも、ユーザーがログインすると、そのユーザーの専用ページであるホームページが立ち上がるものとする。そしてそこには自分がこれまでに SNS 内で行った発言や返信の一覧が時系列で表示されており（ツイートに対応）、その中に自分が共感ポイントを与えた他のユーザーのコメントが表示されるものとする（リツイートに対応）。また共感できるユーザーを見つけ **Favorite person** に登録すると、そのユーザーのコメントも表示されるようになるものとする（フォローに対応）。

そうした機能性の類似点から、発言やコメントは **Twitter** から投稿可能にすることで、ユーザーの利便性が向上されると考える。

#### 5.1.8.3. 共感を深めるための支援

最後に、「他者への共感をより深めるための支援」について検討する。共感を深めるための工夫として、本論の SNS では 30) ドキュメンタリームービーを情報提供の手段として活用できるようにする必要がある、としている。現在のほとんどの SNS ではそうした動画による情報提供も普通に行われており、本論の SNS でもそうした機能を備えるものとする。

また本論では共感を深めるために、29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示する必要があるものとする。本論の SNS ではフォーラムのパネリストに当事者が多く含まれるように、フォーラムの評価軸に「当事者性」を入れることは既に述べた。

さらにフォーラムの評価軸には「分かり易さ」「面白さ」という評価軸もあり、フォーラムでは、開催者は他者への共感を深めるために、独自ルールを設定を進めるなど様々な工夫を積極的に行うように促している。そこで開催者の工夫を支えられる、オプション選択によって工夫できるプラットフォームサービスを提供するのが良いと考える。

以上、本節では新しい制度の「問題提示パート」に関して、要請されている全てのデザイン条件を満たすように SNS のデザイン要件を検討した。次節では、同様の手法で「解決活動の紹介パート」に関するデザイン要件を検討する。

## 5.2. 解決活動の紹介パート

### 5.2.1. 情報採取の方法

まず 4) 問題提示に解決活動の紹介が紐付けされていない場合には、そのことを積極的に示して解決活動が現れて紹介されるのを促していくとする。そこでフォーラムの一覧表示ではそれぞれのフォーラムに紐付けられている解決活動の件数を表示し、ゼロの場合にはそれを強調することは既に述べた。

ところで紹介される解決活動の行為主体は政府機関や企業、非営利団体など、個人でない場合が殆どである。そうした個人でない主体の情報提供を扱う SNS の参考例として、ここでは Facebook の Facebook ページを取り上げる。

まず Facebook の概説を行うと、2004 年にハーバード大学の学内限定の交流支援サービスとして始まった SNS である。2006 年に一般に開放されると瞬間にシェアを拡大し、2011 年 1 月の時点でユーザー数はほぼ 6 億人を達成し、世界最大の SNS となっている（井上・佐藤 2011）。Facebook の機能は、プロフィール公開、日記、メール、アドレス帳、コミュニティー、カレンダーなど多岐に渡り、この点では他の SNS と変わりはない。最大の特徴は mixi や Twitter と異なり実名主義を採用していることである。これは Facebook が現実の人間関係を深めることを目的としているためだといわれる（井上・佐藤 2011）。

この Facebook が提供するサービスに、企業や団体、ブランド、製品が情報を発信でき、ファンが交流を行える Facebook ページがある。Facebook ページは他の SNS のコミュニティーサービスと違い、Facebook にログインしなくても閲覧することができる。また Facebook ページでは、ページ右上の「いいね！」ボタン（図 27）を押すと、ユーザーは投稿情報に対してコメントを書き込み、交流参加ができるようになる。そして管理人による更新情報や投稿を、自分専用のホームページ上にあるニュースフィードに表示できるようになる（図 28）。一方、Facebook ページの管理人は、ページのアクセス数やファンの属性、利用動向を解析する「インサイト」という機能やアンケート機能を利用者の増加に応じて利用できるようになっている。（井上・佐藤 2011）。



図 27 : 「いいね！」ボタン (Facebook ページ)



図 28 : ニュースフィード上の表示 (Facebook)

本論の SNS では、フォーラムも解決活動も、参加民主主義の立場からできるだけ多くの人々が閲覧するのが良いと考える。そのため Facebook ページのオープン特性は、本論の SNS の解決活動の紹介パートに適しているといえる。また Facebook ページの「いいね！」ボタンは何人に押されたかが表示されるため、解決活動の評価を同様の手法で行えば、評価比較する際に便利である。さらに継続的に評価の推移を把握するためには、「いいね！」ボタンを押せば更新情報や投稿がホームページ上に表示されることや、利用動向解析の機能を利用できることは、本論の SNS の解決活動紹介パートにも適しているといえる。

しかし本論の SNS の解決活動紹介パートでは、9)「解決活動」や「解決活動の行為主体」に関する詳細で多様な情報が求められている。また 24) 問題提示や解決活動について、他のメディア情報（ユーチューブやブログ、新聞サイト等）や、当事者、関係者、その他一般人など多様な立場・多様な国からの情報提供や批評がなされることが望ましいとする。そこで Facebook ページのように、単一の主体が情報を投稿してファンがコメントを返す、という形式は本論の SNS の解決活動の情報提供には不向きであると考えられる。

また本論の解決活動紹介パートでは、関係当事者が解決活動の問題情報を伝えたい場合や、活動を支持するほどではないが建設的な示唆を行いたいような場合にも対応できる必要がある。その点、「いいね！」ボタンを押さないとコメントが投稿できない Facebook ページは適さないといえる。

そこで本論の SNS の解決活動の紹介パートでは、Facebook ページ機能の中で適したものを取込みながらも、最初に誰か個人が特定のフォーラムに紐付けて解決活動を紹介した後は、あらゆる人々が同じ立場で解決活動に関する情報を投稿し続けられるものとする。その際には、批判的な情報も投稿できるものとする<sup>51</sup>。

そのように情報提供の中心に行為主体を置かない場合、行為主体が全く関与しない情報提供もあり得る。ただし、本論の SNS の解決活動の紹介パートでは 21)「解決行動の行為主体」が積極的にプロモーション活動を行えるようにして、22)「解決行動」に対する評価だけでなく、「解決行動の行為主体」に対しても、コメントや要求に迅速かつ適切に対応しているか評価できるようにするとある。

そこで行為主体がもしも関与する場合には、積極的にその存在を知らしめ、ユーザーの批評に応え、プロモーション活動も積極的に行うものとする。そし

---

<sup>51</sup> その様に批判的情報を受け入れるとしても、最初の投稿は優れた解決活動の紹介なので、批判のみを目的として紹介されるものはないといえる。

てユーザーもそうした行為主体の批評への対応や、プロモーション活動を積極的に評価に取り込むものとする。

### 5.2.2. 解決活動の表示方法

集められた解決活動に関する情報から、ユーザーは解決活動全体を評価して、5) 優れた解決活動については積極的に取り上げて、各国で普及、応用され易いようにする必要がある。そのため解決活動は、評価の高い順に並べて分析でき、また拠点国や活動主体のタイプ別にフィルタリングして比較検討できる必要があると考える。

様々な解決活動を、フォーラムという主要なコンテンツと紐づけて、並べて紹介する場合の参考例として、ここでは YouTube の関連動画紹介を取り上げる。

この YouTube の関連動画紹介では、主要なコンテンツである「動画とコメント」の右脇に、関連動画を縦一列に並べ紹介している (図 29)。そこでは、動画冒頭の静止画像、画像の持ち時間、動画のタイトル、投稿した人のユーザー名、再生回数が情報提供されている。



図 29 : 関連動画紹介画面 (YouTube)

本論の SNS の解決活動の紹介一覧も、YouTube と同じように主要コンテンツであるフォーラムの右脇に縦一列に並べて紹介するものとする。そして活動のイメージ画を並べ、活動の名前、活動の拠点国、行為主体のタイプ<sup>52</sup>、獲得した評価ポイント、投稿コメント数といった情報を提供するものとする。

ところで YouTube の関連動画紹介の一覧においては、それらを評価順に並べ、あるいはフィルタリングをかけ、検索するサービスが存在しない。しかし本論の SNS における解決活動の紹介一覧においては、評価順に並べ、国別あるいは活動主体のタイプ別にフィルタリングして表示できるものとする。

また YouTube では紹介されている関連動画を選択すると、その動画が主要なコンテンツとして左側中央に表示されるようになる。しかし本論の SNS の解決活動の紹介一覧から活動を選択した場合、主要コンテンツであるフォーラムの上に「新たなページ」が立ち上がり、活動紹介がなされるものとし、その画面を消すと元のフォーラムと解決活動の紹介一覧画面に戻るものとする。

解決活動の紹介ページの中では、既に述べたように、様々な立場の人々からそれぞれの活動に関する情報が様々な形で提供され続けている。そうした情報は、共感を高めるため、30) ドキュメンタリームービーを情報提供の手段として活用できるようにする必要がある。

そして 32) 他者への関心を高めて、その意見や視点を通じて、関心をグローバルに広げていくこととされている。そこで、後述するように活動紹介ページ上にある、Facebook ページの「いいね！」ボタンに相応する「Support」ボタンを押すと、他者が投稿した活動情報や批評が、自分専用のホームページ上に表示されるようになるとするのが良いと考える。

### 5.2.3. ホームページ上での扱い

解決活動に関しては、6) 様々な行為主体の行う解決活動は、専門家や一般人の見解に縛られず、それは活動行為に対する評価や、スポンサーシップ提供、寄付行為などが行われた後であっても変わらない、とされている。

そうした重要な基本的ルールに関しては、自分専用のホームページやフォーラムのトップページなどで、明記しておく。

また、23) 評価が高い解決活動や、活動主体も積極的にとりあげて紹介する、

---

<sup>52</sup> 政府系組織なのか、企業か、非営利団体か、個人か、といったタイプの違いを指す。

とあるので、そうした情報も自分専用のホームページやフォーラムのトップページ、個人的にチェックする他者のホームページなどで、紹介するものとする。

以上、本節では新しい制度の「解決活動の紹介パート」に関して、要請されている全てのデザイン条件を満たすように、SNS のデザイン要件を検討した。次節では、「批評・評価パート」に関するデザイン要件を、同様な手法を用いて検討する。

### 5.3. 批評・評価パート

#### 5.3.1 批評・評価の主体性

本論の SNS ではユーザーは登録さえすれば、19) 誰でも「解決活動」を評価する権利があり、寄付行為も行えるとしている

また、14) コミュニティーを通じて、あるいはコミュニティーの一員として、特定の問題を提示し、あるいは意見表明を行えるとしている。そこで個人だけでなく、コミュニティーを外部の SNS で形成して登録すれば、そのコミュニティーを通じて本論の SNS で批評を行えるものとする。また個人で批評する際も、コミュニティーの一員であることを示しながら行うことができるものとする。さらに 15) コミュニティーを通じて、寄付や出資を行うなど、特定の解決活動に対して経済的支援もできるとする。

#### 5.3.2. 批評・評価の基本形式

12) 批評や評価は継続的に集め、その経緯を示せるようにする必要がある。そこで情報収集方法については既に前節で述べた通り多様な人々が平等な立場で情報を提供し続けるものとする。そして解決活動への批評も様々なユーザーによって提供される個々の情報に対して継続的に行うものとする。

そうした批評に関しては 8) どのような意見がより多くの共感を得ているか輿論のあり方を示す必要がある。また、24) 多様な立場や多様な国からの情報提供や批評がなされることが望ましいとする。さらに、25) 情報提供者、批評を行う人々の国籍や職種、年齢、性別など、社会的立場が分かるようにして、意見

が多様になっているかチェックできるようにする必要がある。

そこでまずユーザーは互いのコメントで共感できるものにポイントを与え合い、どの批評が多く支持を受け国際与論に通じているのか分かるようにする。この際に 28) ポイント提供はコメントに対して 1 度だけ行えるものとする。これは一人のユーザーが何度もポイントを与えると、コメントが国際輿論においてどれほど支持されているのか分からなくなるからである。

また多様な立場や多様な国からの情報提供が行われるように、フォーラムの評価軸に「多様性」「国際性」を含むことは既に述べた。フォーラムのユーザーが、そのまま紹介される解決活動の批評を行うため、フォーラムの開催者が、当該フォーラムのパネリストやユーザーが多様で国際的になるように努力を行えば、そのまま批評する人々も多様で国際的になると考える。

そしてユーザーの社会的立場を明らかにする制度として、プロフィール制度を採用することも既に述べた。パネリストだけでなく、情報提供者、批評者、全ての本論の SNS ユーザーは、コメントを投稿する際には、必ずこのプロフィールを作成するものとする。そうすることで批評者の多様性がどの位か理解することができるようになる。

ところで批評者に求められるのは多様性や国際性だけではない。29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示し、10) 関係者による、事後的批評を活発化させる必要があるとしている。これにより批評が適切に行えるだけでなく、ユーザーは共感を深め易くなり、問題への関心を高めることができるからである。そのことが 32) 他者の意見や視点を通じてグローバルな問題への関心を広げていくことにも繋がると考える。

フォーラムの評価軸に「当事者性」が含まれることはこの点に対応していると考え。またコミュニティーを通じた参加を認めることで、利害関係が絡むため発言を控えがちな当事者も、積極的に事後的批評を行い易くなると考える。

ところでユーザーは、22) 「解決行動」だけでなく「解決行動の行為主体」に対しても、ユーザーのコメントや要求に迅速かつ適切に対応しているか、批評を行うものとしている。これは情報提供者に行為主体が含まれる場合に、行為主体はそれを明らかにして、ユーザーとコミュニケーションを行い批評に対応

する。そうした際にユーザーは、その対応に対して謝意を表明したり、新たな要望を提示したり、不足を唱えたりできるということである。

そうした解決活動の個別情報への批評や、解決活動の行為主体の対応に対する批評を元に、ユーザーは最終的には、解決活動全体に対して評価を下すことになる。その際の参考例として、再び Facebook ページを取り上げる。

Facebook ページでは既に述べたように、ページ右上の「いいね！」ボタンを押すと、ボタンを押した人の総数が表示されて、そのページの人気度が分かるようになっている。また「いいね！」ボタンを押すことで、更新情報や投稿が自分専用のホームページ上にあるニュースフィードに表示されるようになる。本論の SNS の批評・評価パートでも同様の機能を備え、「Support」ボタンを押すと、自分専用のホームページに自分が支持した解決活動の投稿や批評コメントが表示されるようになるものとする。

その際に 26) 1つの「解決活動」に対する評価は1度しか行えないが、27) 時間の経過とともに評価が変わった場合には変更ができるものとする。ホームページに表示される自分が支持した活動の最新動向をチェックして、時にコメントを投稿し、支持を取消したい場合には Facebook ページと同様に「いいね！」に当たる「Support」を取り消せばよいと考える。

そして「Support」総数の時間的推移も視覚化するものとする。そうした推移も解決活動の評価する上での重要な判断材料になると考える。

また評価を行った解決活動のうち、5) 評価の高いものは積極的に取り上げて、各国に普及、応用され易いようにするのが望ましいとする。そのため解決活動の評価順に並べ、あるいは国別や、行為主体のタイプ別にフィルタリングして表示できるようにする必要があることは既に述べた。解決活動の表示の仕方についても前節で述べた通りである。

ところで 23) 評価の高い解決活動や、ユーザーの批評への対応が良い高評価な行為主体は、積極的にとりあげて紹介することとしている。そして 11) 企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為などの経済的支援は、できるだけそうした評価に基づくことが望ましいとする。

そこで、フォーラム一覧やホームページなど常に目に触れ易い画面において、そうした評価の高い活動や活動主体を取り上げて注目を集め、寄付行為やスポンサーシップ提供と繋がり易いようにするのが良いと考える。

### 5.3.3. 表現の自由への配慮

本論の SNS では、16) 希望に応じて匿名による投稿を認めている。ユーザーの中には母国で政治的に表現の自由が許されていない者も多い。そこで本論の SNS においても実質的に表現の自由を保障するために、匿名を希望に応じて認めることが欠かせないと考える。

また、17) 政治的問題も含めて、問題のある発言がなされた場合には、削除するのではなく、表現そのものを認めた上で閲覧者の評価に基づいた非表示設定で対応することとしている。フォーラム内の発言はファシリテーターにより独自ルールに応じて非表示措置が行われることになっている。一方、解決活動の紹介においては、提供情報もそれに対するコメントの場合もスパムであるという報告が 3 件を超えた場合には自動的に非表示になるものとする。そうした非表示が不当である場合について本章の 5 節において述べる。

上記は積極的に表現を行う自由への配慮であるといえる。他方、表現の自由には表現をコントロールする自由、事後的に変更を加えたり、削除したりする自由も含まれると考える。

これまでのメディアにおいては、ラジオや、テレビ、新聞、雑誌でも、一度表現されると事後的に表現内容をコントロールすることはほぼ不可能であった。しかし SNS などネット上の表現では事後的に変更が行い易いという特徴がある。そこで表現の自由への配慮から、本論の SNS では本人が希望すればどのような情報も、批評コメントも、評価も、削除または変更ができるものとする。その場合に、変更日時が示され、変更後の内容、または削除された旨の記載だけが残るものとする。ただしその情報に関連した批評などはそのまま残るものとする。

以上、本節では新しい制度の「批評・評価パート」に関して、要請されている全てのデザイン条件を満たすように SNS のデザイン要件を検討した。次節では、同様の手法で「経済的支援パート」に関してデザイン要件を検討する。

## 5.4. 経済的支援パート

### 5.4.1. 経済的支援の主体性

議会制民主主義においては、税金を納めた後、その使い道を決めて監督行為を行う政治家を選挙によって選ぶ。一方、本論の SNS では使い道にあたる解決活動を先に選び、その先で経済的支援を行う。そこで経済的支援を行うパートとは、議会制民主主義における選挙と納税行為を合わせたものに相当するものであり、社会システムを制度的に保障する上で決して欠かすことのできない、極めて重要なパートであると考えられる。

そこでユーザーは 19) 登録さえすれば誰でも「解決活動」を評価する権利があり、寄付や出資といった資金提供活動を行えるとする必要がある。また個人に限らず、15) コミュニティを通じて、寄付や出資を行うなど解決活動の支持ができるとする。

### 5.4.2. 経済的支援が評価に基づく必要性

また上記の趣旨から、企業のスポンサーシップや寄付などの経済的支援は、解決活動に対する評価に基づいていることが望ましい。そこで 11) 「解決活動」のうち、評価が高いものは積極的に取り上げて注目を集め、企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為に繋がり易くすることは既に述べた。

### 5.4.3. 経済的支援の基本的なルール

さらに、6) 様々な解決活動の内容や、解決活動主体の行動は、専門家や一般人の見解に縛られず、それは活動行為に対する評価や、スポンサーシップ、寄付行為等の経済的支援が行われた後であっても変わらない、とされる。こうした基本ルールに関して、ホームページやフォーラムのトップページで明記することも既に述べた。

以上、本節では新しい制度の「評価・批評パート」に関して、要請される全てのデザイン条件を満たすように、SNS のデザイン要件を検討した。次節では、新制度全体で要請される条件を満たすように、SNS 全体に通じるデザイン要件を検討する。

## 5.5. SNS 全般

### 5.5.1. コミュニティーの登録

本論の SNS では、13) コミュニティーを形成してディスカッションを行えるようにすることで、コミュニティとしての要求形成ができるようにする必要がある、としている。また 15) コミュニティーを通じて、寄付や出資を行うなど解決活動の支持ができるとしている。

コミュニティを形成するサービスは mixi や Facebook など他の様々な SNS が提供している。一方、本論の SNS はフォーラムを形成して、そこで提示された問題に関して解決活動を紹介し、新たに解決活動が生み出されるのを促し、そうした活動に経済的支援を行うことを目的としている。

そこでコミュニティの形成活動は他の SNS を利用してもらい、形成されたコミュニティを本論の SNS に登録紹介すれば、コミュニティとして、あるいはコミュニティの一員としてコメントを行い、経済的支援も行えるようになるものとする。

具体的には、参加コミュニティ一覧というページを設け、それぞれのコミュニティについて名前やメンバー数、目的などの概説紹介をして、活動拠点の SNS は何で、参加条件や参加方法が何であるかを明記する。そしてコミュニティを代表する権限のあるメンバーを予め定めることで、その者がコミュニティのイメージアイコンを投稿時に用いれば、コミュニティとしてコメント投稿ができるものとする。また個人のイメージアイコンの脇にコミュニティアイコンを重ねて投稿すれば、コミュニティの一員としての発言投稿もできるものとする。

このようにコミュニティの形成と参加を促すことで、本論の SNS が全体として目指す 29) 問題の当事者や関係者のコメントをできる限り多く提示することも、できるようになると考える。当事者の場合、個人での批評は、どんなに建設的であっても利害が絡んで難しい場合も多い。コミュニティを形成して、多数が共感する指摘であると分かっているならば、公に発言し易くなると考える。またコミュニティに参加することで、32) 自らが興味のある他者の意見や視点を通じて、関心を広げていくこともできると考える。

### 5.5.2. スポンサーシップにより生じる危険性への対策

本論の SNS では、21)「解決行動の行為主体」が積極的にプロモーションを行えるようにする、としている。それは被選挙活動の自由に対応するもので、解決活動の主体が一般大衆の支持を獲得していく自由を認めるものである。そうした趣旨からは、本論の SNS では運営側の独自の意図や企業からの依頼で、特定のプロモーション活動だけを取り上げるのは問題がある。しかし解決活動の行為主体から依頼を受けた場合に、その全てについて<sup>53</sup>、個人のホームページなど一般性の高いページでプロモーション情報を告知することは、寧ろ本論の SNS の趣旨に沿うといえる。

また本論の SNS では、11)「解決活動」のうち、評価が高いものは、積極的に取り上げて、批評に基づいた企業のスポンサーシップや、個人、団体による寄付行為と結びつき易いようにするとしている。こうした経済的支援を促進すると、特に企業のスポンサーシップの場合には、解決活動の内容や批評に対して、企業側から圧力がかかる恐れが生じる。ただし既に述べたように、本論の SNS においては支持する解決活動に経済的支援を十分に行うことが極めて重要である。そこで、企業のスポンサーシップを否定するのではなく、代わりに、そうした圧力への対抗措置を予め講じておくことが必要であると考えている。

そうした対抗措置の一例として本論の SNS では、6) 様々な解決活動の内容や、解決活動主体の行動は、専門家や一般人の見解に縛られず、それは解決活動に対するスポンサーシップや寄付行為等の経済的支援が行われた後であっても変わらない、とする基本原則を設けている。そうした基本ルールへの理解を確実にするためにホームページなどで基本ルールを明記することは既に述べた。

一方、批評に対する圧力を避けるためには、17) 政治的問題も含めて、問題のある発言がなされた場合に、削除するのではなく、表現そのものを認めた上で閲覧者の評価に基づいた非表示設定で対応することとしている。さらにそれでも不当な非表示設定などが行われた場合に備えて、18) 不平等な扱いがなされた場合には、不当な状況を訴える自由を、制度的に確保しておく必要があるとしている。

この点に関する参考例として TED Conversations のフラグ機能を取り上げる

---

<sup>53</sup> ただし内容が公序良俗に反するような明らかに問題を抱えている場合は、その理由を明記の上、依頼を受け付けられないものとする。そうした拒否が不当であると思われる場合には、後述のように公に訴えることができ、一般ユーザーの批評を仰ぐことができるとする。

54. TED Conversations では、ユーザーのコメントが公序良俗に反するような場合、コメント右下にあるフラグマーク（図 30）をクリックすることで、TED Conversations の運営側に削除を求めることができるようになっている。



図 30 : フラグマーク (TED Conversations)

しかし本論の SNS では、フォーラム内においてはファシリテーターがルールに応じてコメントを非表示にするだけで削除はされない。また解決活動の紹介においてもスパムの報告に応じて運営側が情報を非表示にするだけで削除は行わない。そこで非表示になっていることが不当であると感じられたときには、フラグのような抗議マークをクリックすると、フラグとは逆に SNS の運営側に非表示禁止の措置を求めることができるものとする<sup>55</sup>。運営側はフォーラム内においては、非表示措置がファシリテーターのルールにのっとったものかどうかを判断し、解決活動紹介においては自身の非表示措置が不当でなかったか再考し、不当と判断すれば、非表示禁止マークをつけてコメントの公開表示を行うこととする。

その様な運営側の判断にも不当な圧力がかかっている、あるいは判断が誤っている場合も考えられる。そうした場合には、当事者でも第三者であっても、非表示対応が不当であることをパブリックに直訴でき、他のユーザーから批評を受けることができるものとする。そうしたユーザーの批評動向から非表示が不当であると運営側が再考した場合には、非表示禁止マークがつけられ、コメントは表示公開される。一方、再考がないまま非表示が続き、実際には非表示が不当であったとしても、パブリックな直訴やユーザーの批評過程を通じて、コメントはユーザーにより手動で開示される機会を多く得るので、投稿の意図は十分に果たされ得ると考える。

<sup>54</sup> YouTube には同様の機能としてスパム報告機能があることは既に述べた。

<sup>55</sup> YouTube の場合には非表示コメントを表示すると、読んだのち、スパムでない、という報告ができるボタンが存在する。(5.1.3. 図 9 参照)

### 5.5.3. 多言語への対応

本論の SNS では、22) 「解決活動」だけでなく、「解決活動の行為主体」に対しても、閲覧者のコメントや要求に迅速かつ適切に対応しているか評価できるとしている。また、23) 解決活動に対する評価も、活動主体に対する評価も、評価が高いものは積極的にとりあげて紹介するとしている。そのように評価を行って、高評価のものを積極的に伝える理由は、5) 評価の高い「解決活動」が、各国に普及、応用され易いようにするためである。

しかしそれを実現するには、まずユーザーが評価を行う前提となる情報が、多言語対応している必要がある。そしてそれは評価の高い解決活動に関する情報の場合に、特に強く要請されるといえる。

そこで「広めるべき価値あるアイデア」という、同じ様に抽象情報を世界に伝えること目的としている SNS の多言語対応の参考例として、TED の **Open Translation Project** を取り上げる。この Project は 2009 年に開始されたもので、TED がネット上で無料配信する英語の講演を、世界中のボランティアが多言語翻訳して字幕をつけ再配信するプロジェクトである。開始時に既に 200 人以上のボランティアが参加している (TED H.P.)。

ボランティアの要件に言語資格などはないが、その言語を流暢に話せ、直訳ではなく話し手の意図を汲み取って翻訳できる能力が求められている。そして翻訳のスピードや件数は決められていないが、依頼から 1 か月以内に翻訳し、翻訳の質を確保するために、選定されたパートナーと共同作業することが要件になっている。

手順としてはまずボランティア翻訳を希望する者が、**Translator Dashboard** というページ (図 31) で翻訳したい講演を選択する。

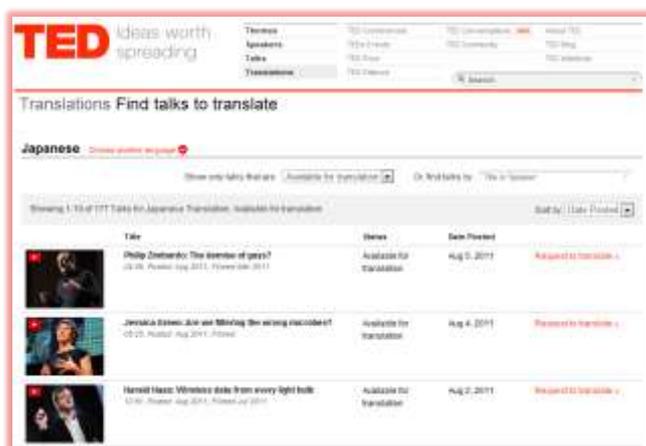


図 31 : Translation Dashboard (TED Conversations)

次に運営側から 1 週間以内に連絡がきて、英語で幾つかの質問に答える翻訳能力の確認テストが行われる。それをパスすれば運営側から正式に翻訳依頼があり、ユーザーは dotSUB というページで翻訳作業を行うことになる。そして作業が終了したらそのページで「Complete」マークをクリックして、運営側に通知する。その後、パートナーとなる翻訳家が選定され、翻訳内容のチェックを行い、場合によっては共同で翻訳内容の改善にあたる。

翻訳後はその言語で講演を観る際に、ページ上に翻訳家の名前が掲載されることになる。最初の名前は最初の翻訳者で、次の名前は翻訳チェックを行ったパートナー翻訳者となる(図 32)。また個人のプロフィールページには、「翻訳」というカテゴリーが作成され、そこには翻訳した講演の一覧が表示されるようになる。さらに翻訳に関するページのトップでは、多くの翻訳を行ったユーザーを積極的に取り上げて称えている。



図 32 : 翻訳者の名前の掲載 (TED Conversations)

本論の SNS も、多言語翻訳の対応としてこのような手法を採用するのが良いと考える。ただし 1 つのフォーラム全体を翻訳の単位とすると、翻訳者の負担が重くなり過ぎるので、1 つのトピックスを単位として翻訳を行うものとする。またフォーラム開催中に翻訳を始めると全体の負担が把握できないので、開催終了されたフォーラムのみを翻訳対象とする。開催中の翻訳を必要とする場合には、開催者が独自ルールの設定の中で、英語を併記することや、英語や他の言語への翻訳を一般ユーザーがコメントの中で行うことが奨励されること、などを定めるものとする。

ユーザーはフォーラムのトピック画面の左側にある翻訳希望ボタンを押すと

専用の画面が現れて翻訳ができるようになるとする。そして翻訳を終えた通知を SNS の運営側に行うと、登録済のボランティア翻訳者の中から翻訳チェックを行う者が選定され、チェックを行う。場合によっては最初の翻訳者と翻訳チェックをした者は共同作業をしながら翻訳内容の改善を行い、双方が納得して最終チェックが終了したのち、翻訳文は一般公開されるものとする。

翻訳後は、トピックスの画面の左側にある対応言語にその言語が加えられ、翻訳者として名前が掲載される。最初の名前が最初の翻訳者で、次の名前がチェックを行った翻訳者とする。また翻訳者の個人ページには翻訳実績を紹介するカテゴリーが設けられ、翻訳したトピックスの一覧が表示されるようにする。また翻訳に関するページのトップにおいて、登録済みボランティア翻訳者と、実際に翻訳を行った翻訳者リストを積極的に取り上げて、称賛するものとする。

以上、本節では新しい制度の全般で要請される条件を満たすように、SNS のデザイン要件を検討した。

次章では本章で検討したデザイン要件を満たすように、SNS のより具体的なデザイン提案を行う。

## 6. 具体的デザインの提案—Infrastructure of Nations—

本論の SNS のタイトルは **Infrastructure of Nations** とする。「各国の基盤」、「国民達の基盤」の二つの意味をもち、主権国家体制を前提としていることと、主権国家の枠を超えたグローバルな国民達の基盤を志向していることの二点を示唆している。

**Infrastructure of Nations** は **Facebook** 等と同様に、ホームページはユーザー個人の専用ページとなっている。またそこで表示される、**Favorite members** や **Support** している解決活動などの設定管理を行うアカウントページ、個人情報情報を公開するプロフィールページが存在するのも **Facebook** 等と同様である。

一方で **Infrastructure of Nations** は **Facebook** 等と違いコミュニケーションそのものを目的としていない。主目的はフォーラムを開催して、様々な問題を国際的に議論し、解決活動を紹介し合い、そうした活動を経済的に支援し合うことである。そこでそうした中心機能を表示するフォーラムページも存在する。



図 33 : トップバーの項目

**Infrastructure of Nations** の中心機能は既に述べたようにフォーラムページであるので、本章ではそのフォーラムページから解説していく。

## 6.1. フォーラムページ

フォーラムページは Facebook ページと同様に、ログインしていなくても閲覧できる (5.2.1.参照) が、コメントや評価をするにはユーザー登録を済ませて、ログインしている必要がある。ユーザー登録の手順はアカウントページの解説箇所で行う (6.3.参照)。以下、フォーラムページの各部について解説していく。

### 6.1.1. フォーラムページ・トップ

トップバーの「フォーラム」をクリックするとフォーラムページのトップが開かれる。フォーラムページのトップでは、グローバルな問題の 카테고리一覽が、其々の 카테고리一覽中に含まれているフォーラムの数に応じて大きさを变えて表示されている (5.1.5.参照)。

その表示の下にはフォーラムの一覽が、その解説とともに表示されており、新着順、評価順に並べ替えられるようになっている。 카테고리一覽を選択していない状態では全てのフォーラムが表示され、 카테고리一覽を選択した後は、その 카테고리一覽内のフォーラムが一覽表示されるようになっている (5.1.5.参照)。



図 34 : フォーラムページ・トップ画面

フォーラム一覧には、フォーラムのタイトル、開催予定期間、既に開催されている場合には閉会までの残り時間、概要説明、パネリストの数、評価、関連活動の紹介件数が記載されている。

またフォーラム一覧は新着順、評価順に並べ替えることができる。評価順に並べ替える際には、総合評価か、国際性や専門性といった5つの指標のどれかで評価基準を選択することができる。

そしてフォーラム一覧の右下には「フォーラムを開催する」ボタンが存在し、誰でもフォーラムを開催できるようになっている。



図 35 : フォーラム一覧

「フォーラムを開催する」ボタンを押すと、フォーラムの詳細設定画面が現れる。そこではフォーラムのタイトルや趣旨、トピックスのタイトル、パネリストの他、開催期間や一度の投稿を何字までにするのか、その他の独自ルールの詳細を定めることができる (5.1.4.参照)。



図 36 : フォーラムの詳細設定画面

最後段の「確認する」ボタンをクリックすると詳細設定の確認画面が現れる。その画面でも「OK」をクリックすると、パネリストへの参加依頼メール画面が現れる (5.1.1.参照)。

デフォルトでは、ルールの詳細設定に応じて定型句の依頼文が自動的に書き込まれている。開催者は、そのままでも良いが、加筆修正して、全員分一斉に依頼メールを送信することができる。あるいはパネリスト一人ひとりに応じて内容の加筆修正を行った上で、個々に依頼メールを送信することもできる。



図 37 : パネリスト参加依頼メール画面

パネリストへの参加依頼メールが配信されると今度は招待メールの作成画面が立ち上がる。開催者は招待したい人のアドレスを直接入力しても良いし、**Gmail** などのメーリングリストから知人のアドレスを取込み、招待したい人を選択した後、招待メールを送信することもできる。

このときもメールの内容は、デフォルトで開催日や開催趣旨などが定型句として既書き込まれている。そのまま、あるいは加筆修正して一斉に送信しても良いし、個々に加筆修正を行って送信することもできる。

参加依頼を受けたパネリストが依頼を受ける場合には、依頼メールの勧めに従って、記載されたアドレスからそのフォーラムのトップ画面に入り、左側のパネリスト一覧メニュー上部にある「パネリスト登録」ボタンをクリックする。そうするとパネリスト登録画面が現れ、パネリストはパネリスト紹介ページに表示されることになる自身の情報を記入する。

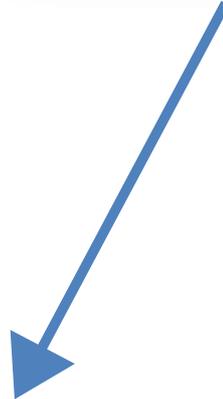


図 38 : パネリスト登録画面

最後に登録ボタンを押すと、パスワードと登録者の氏名、メールアドレスの3点が開催者のもつリストと照合され、合致するとパネリスト登録が完了する。

パネリスト登録が完了すると同時に、招待メール配信画面が立ち上がる。これは開催者の場合と同じ手順のものとなる。

### 6.1.2. 各フォーラムページ

フォーラムを選択したページの中央には、フォーラムを開催するに至った動機、フォーラムの特徴、フォーラムの独自ルールが解説されている(5.1.4.参照)。



図挿入 39 : 各フォーラムのトップ画面

フォーラム選択ページの左側にはメニューバーがありフォーラムのタイトル、開催期間の情報、フォーラムに含まれるトピックスの一覧が表示され、其々のトピックス内の発言数も分かるようになっている(5.1.5.参照)。その下には、ファシリテーター紹介、パネリスト一覧が表示されている。またフォーラムの評価マトリックスも表示されている。さらに「人気のフォーラム」が複数紹介されているが、この内容は数十秒ごとに「新着フォーラム」「関連フォーラム」に変わっていくものとする(5.1.8.1.参照)。そしてカテゴリも表示されているがこれも数十秒ごとにホットなキーワード一覧に変わっていくものとする(5.1.5.参照)。



図 40 : 各フォーラムのメニューバー

ファシリテーターやパネリストの項目をクリックすると左側のメニューバーはそのままだに、右側にパネリスト一覧ページが表示され、それぞれの名前と国籍、職歴や開催理由、参加理由等のコメントが書き込まれたリストが表示される。

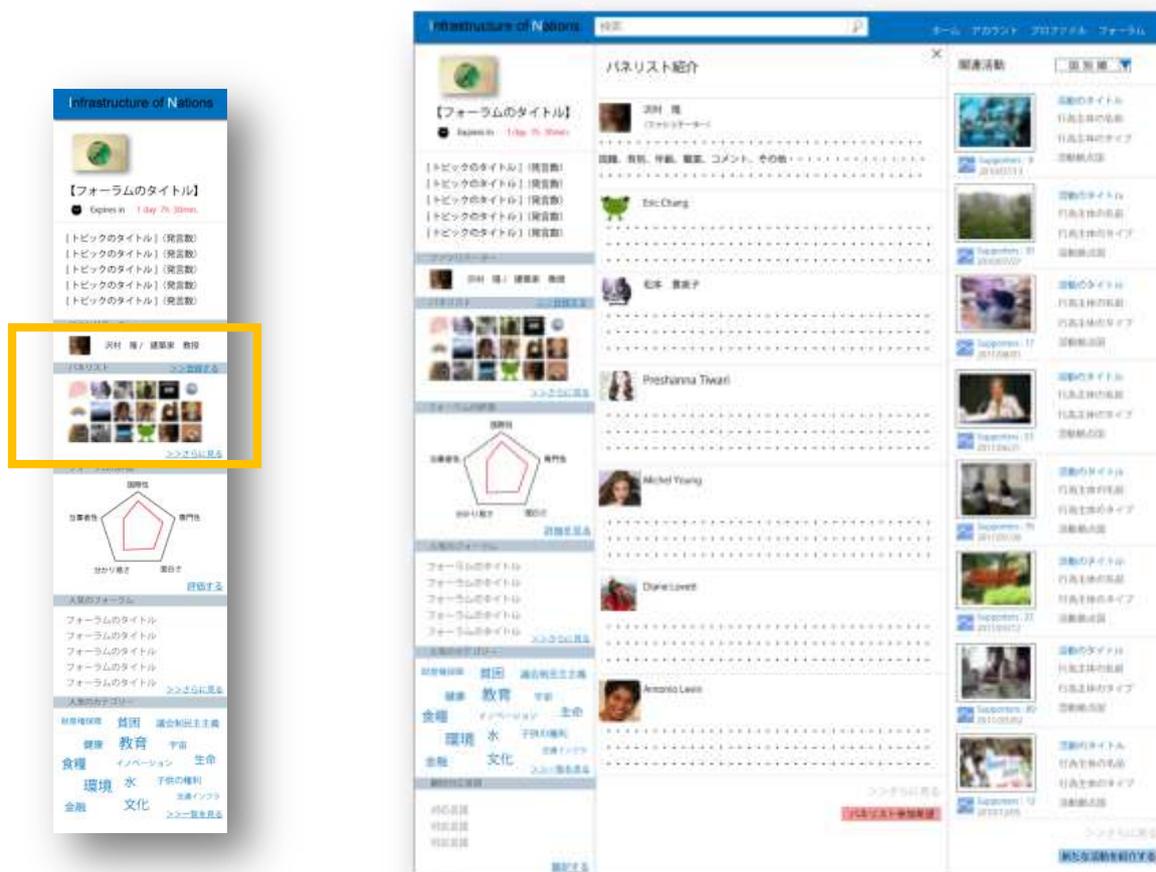


図 41：パネリスト紹介画面

ファシリテーターが参加希望者を外部から受け付ける場合には、パネリスト紹介一覧の右下に「パネリスト参加希望」ボタンが表示されることになる。そうでない場合には何も表示されない。これはファシリテーターの意向で決まる。右上の×印をクリックするとページは消えてフォーラム画面に戻る。

パネリストメニューの下にあるフォーラムの評価マトリクスでは、ユーザーがそのフォーラムを評価するまで、項目は「評価する」となっているが、一度評価を行うと「評価を見る」に変更される。



図 42 : 評価マトリクスメニュー

その項目をクリックすると、これから評価を行う場合には評価を行うための白紙のマトリクスが現れ、既に評価したことがあればその際の評価が現れて、変更できるようになっている。そしてそのマトリクスの下には他のユーザーが行った評価結果とコメントが時系列順に並んでいる(5.1.6.参照)。

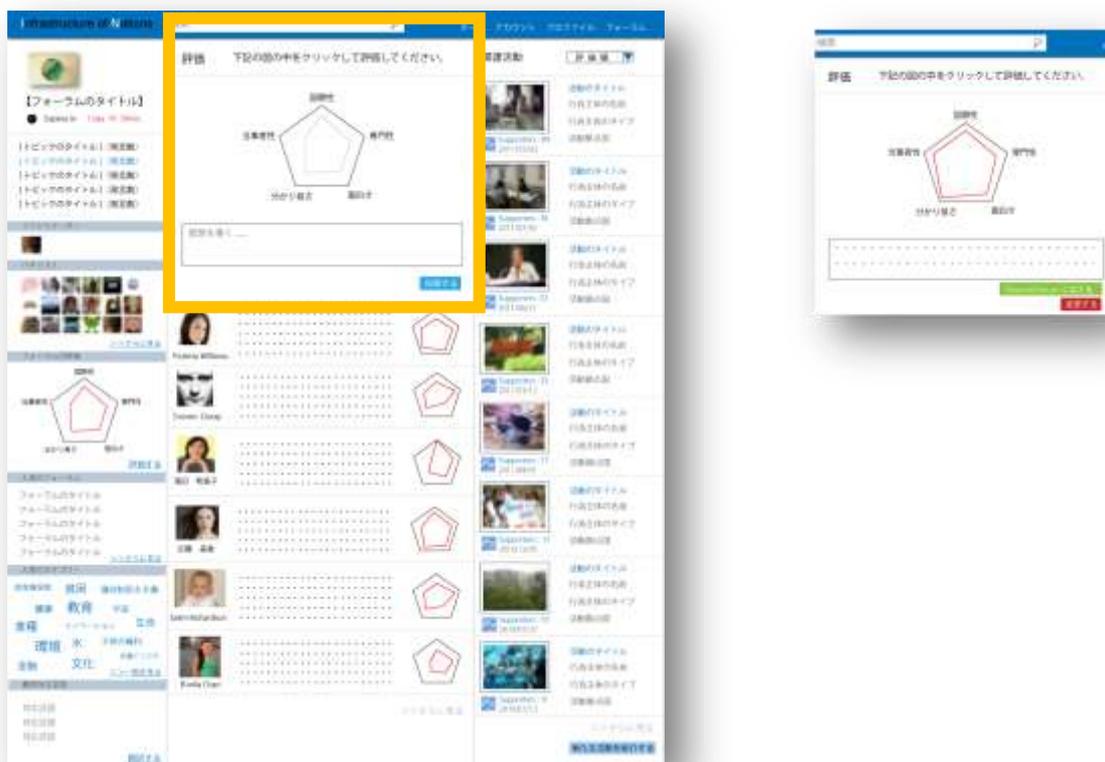


図 43 : 評価マトリクス

評価マトリクスの下にあるフォーラム紹介メニューでは、フォーラムのタイトルをクリックすると、そのフォーラム選択ページへ移行できるようになっている。また「さらに見る」をクリックすると、「関連」「新着」「人気」といったそのテーマごとにフォーラムの一覧が表示される。

このページも右上の×印をクリックすると消えて元の画面に戻る。

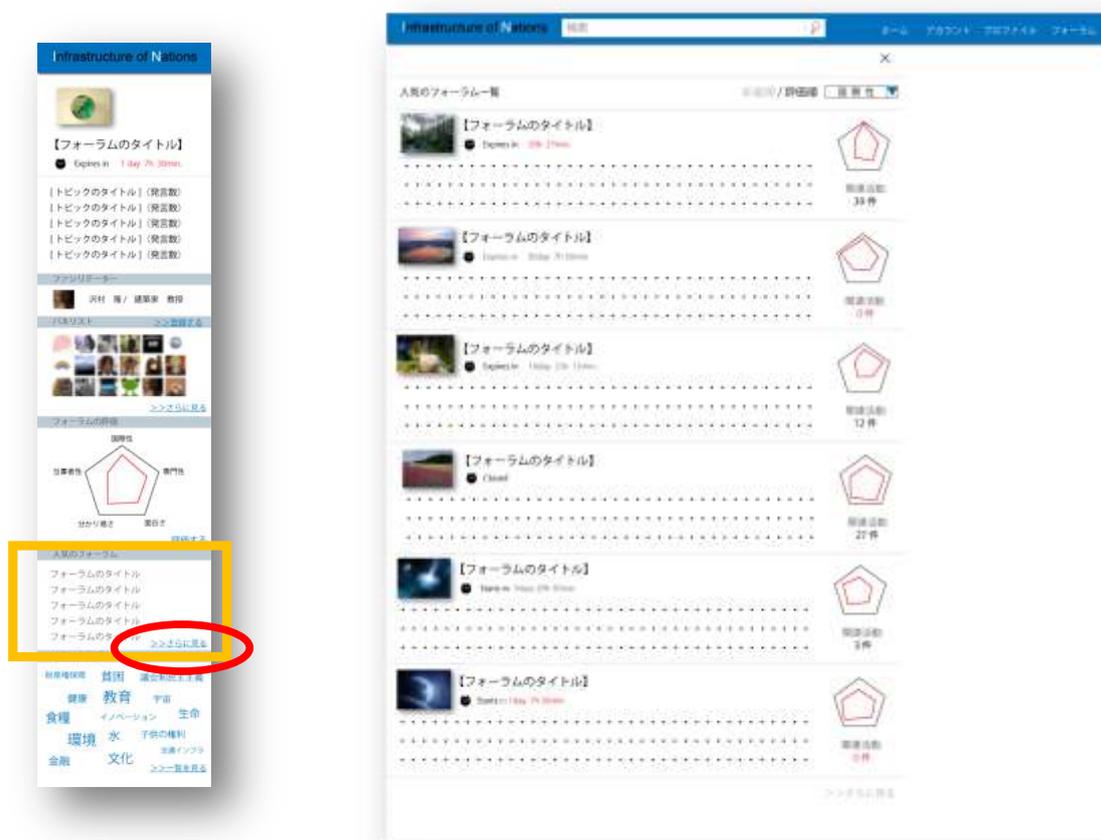


図 44 : テーマごとのフォーラム一覧

カテゴリーメニューでは特に人気の高いカテゴリーを、人気の高いものほど大きな字で表示している。その中の1つを選択すると、フォーラムのトップページが、そのカテゴリーを選択した状態で現れる。また「一覧を表示する」をクリックすると、フォーラムのトップページが、何も選択されていない状態で現れる。

ホットワードメニューでキーワードの1つをクリックすると、そのホットなキーワードを含んだフォーラムの一覧が右側に表示される。

### 6.1.3. トピックページ

各フォーラムページでトピックを選択するとトピックページが現れる。



図 45 : トピックページ

トピックページの左側にあるメニューはフォーラムページとほぼ同一である。但し選択しているトピックが一目で分かるように色が変更されている。また、最後段には対応言語の一覧が表示されている。そのうち1つの言語を選択してクリックするとトピックページ全体がその言語に翻訳される。

またユーザーがボランティアで、リストにない言語への翻訳作業を希望する場合、ユーザーは「翻訳する」ボタンをクリックすることになる。そうすると翻訳ページが右側に現れる（5.5.3.）。但し翻訳作業を行うには事前にボランティア翻訳者としての登録を行いログインする必要がある。



図 46：翻訳者登録ログイン画面

「翻訳者登録」ボタンを押すと、言語を選択する画面が現れ、母国語と翻訳可能な言語を選択することになる。



図 47：翻訳言語の選択画面

そして「翻訳希望」ボタンをクリックすると 1 週間以内に運営側から、母国語以外の言語で 10 ほどの質問状が送られてくる。その質問状に該当言語で答えると、その言語で既に登録している翻訳家が言語レベルチェックを行い、それにパスすれば希望者はボランティア翻訳家として登録されることになる。

翻訳者登録を行ったら、翻訳者作業ページにログインする。そして翻訳可能言語が複数ある場合には、どの言語の翻訳を行うか選択する。選択した言語が既に翻訳済み、もしくは他の翻訳家により翻訳中の場合には、その旨を伝えるメッセージが表示される。

続いて新たに立ち上がる翻訳画面で翻訳作業を 1 週間以内に行い、完了したら、「完了」ボタンを押して運営側に通知する。その後、運営側はボランティア翻訳家を他にも選定し、その翻訳家が内容のチェックを行い、最初の翻訳者に結果を連絡する。チェックを行う翻訳家は、場合によって翻訳画面上で最初の翻訳家と共同で修正作業を行い、翻訳完了の合意に達した時点で双方が「翻訳完了」ボタンをクリックする。両者のクリックが揃うと、正式に翻訳は終了となり、翻訳画面は自動的に公開されるものとする（5.5.3. 参照）。



表 48：翻訳作業の画面



表 49 : 翻訳チェック画面

翻訳作業が終了すると、トピックページの対応言語一覧にその言語が表示され、最初の翻訳者とチェックを行った翻訳者の双方の名前が明記される。さらに翻訳者のプロフィールページには、翻訳者実績として、その仕事が明記されることになる。

翻訳対応言語		
対応言語	翻訳者①	翻訳者②
対応言語	翻訳者①	翻訳者②
対応言語	翻訳者①	翻訳者②

[翻訳する](#)

図 50 : 翻訳対応言語の表示法

またホームページのメニューから見る事ができる翻訳者紹介ページでは、翻訳件数の多い者がより上位で紹介されることになる (5.5.3.参照)。



図 51 : 翻訳者紹介画面

一方、トピックページの中央ではフォーラムが展開されている。最上部にはなぜそのトピックを採り上げるのか、トピックの趣旨が記載されている。その下にファシリテーターの問いかけやパネリストの発言が、ディスカッションに対応する形式で表示されていく (5.1.2.参照)。ファシリテーターの問いや発言は、他のパネリストの発言よりも濃い色で表示されるものとする。



図 52 : フォーラム画面

またそれぞれの発言に対して一般ユーザーは共感できるかどうか評価ポイントを与え、質問やコメントを投稿する。パネリストは、パネリスト同士のディスカッションに対応すると同時に、一般ユーザーの質問やコメントに対しても、一般ユーザーの投稿枠の中で随時、対応していく(5.1.2.参照)。

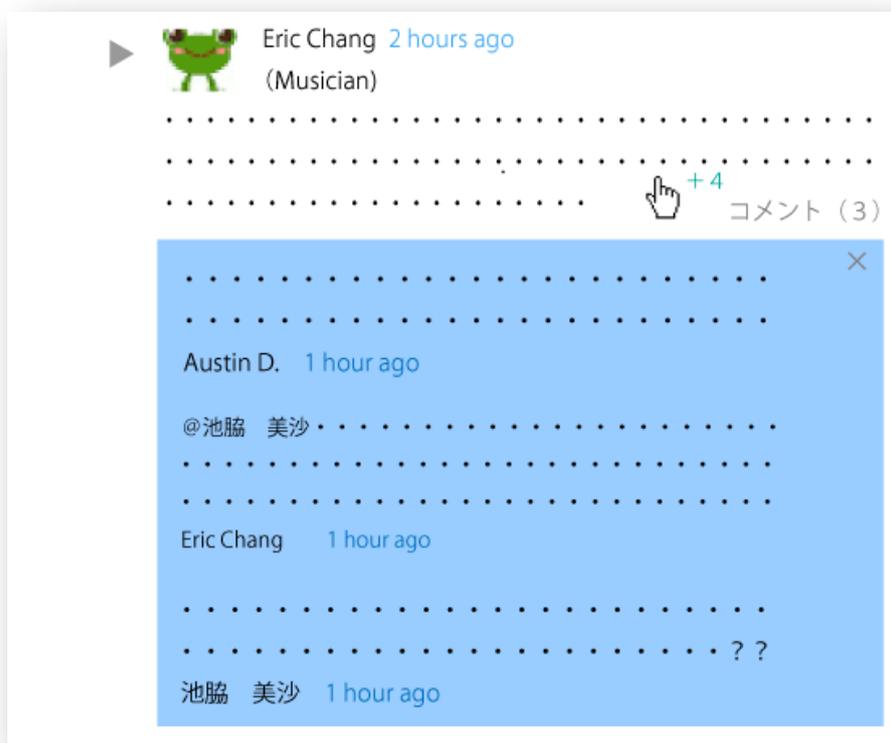


図 53 : フォーラムの表示形式

パネリストの投稿数が増えると、トピック内の発言数の表示は上がっていく(5.1.5.参照)。

ところで開催者とパネリストはそれぞれ特殊なフォーラム画面をもっている。ファシリテーターも含めパネリストは全員、トピック概説部分の下にコメントや動画などを投稿する投稿スペースをもつようになる。



[トピックのタイトル]

なぜこの問題が提起されているのか、何を議論したいのかについての説明  
 なぜこの問題が提起されているのか、何を議論したいのかについての説明

添付する： リンク 写真 動画

投稿する

図 54 : パネリスト用の投稿画面

さらにファシリテーターは独自ルールに基づいて全てのパネリストの発言や一般ユーザーのコメントを非表示にすることができるため、非表示ボタンのついた画面をそのフォーラムページに関してもっている (5.1.3.参照)。



図 55 : ファシリテーター用の画面

一方で、トピックページの右側には解決活動紹介として「関連活動」の一覧が表示されている(5.2.2.参照)。



図 56 : 関連活動の一覧

一覧にはそれぞれ、イメージ画像、最初に投稿された日にち、サポーター数、サポーター数が一定を超えた場合にその推移を知るためのグラフを立ち上げるボタン、活動のタイトル、行為主体の名前、行為主体のタイプ、活動の拠点国といった情報が記載されている(5.2.2.参照)。



図 57 : 関連活動紹介のメニュー画面

また関連活動は拠点国順、新着順、サポーターが多い順、行為主体のタイプ別順に並べ替えて表示できるようになっているので、様々な角度から関心のある活動を探ることができるようになっている。(5.2.2.参照)。



図 58 : 関連活動の並び替え法

関連活動一覧の中で、グラフボタンをクリックすると、サポーター数の推移をグラフで見ることができ、さらにサポーターの国籍や性別などの傾向も分析できるようになっている。

活動のタイトル  
行為主体の名前  
行為主体のタイプ  
活動拠点国

Supporters: 53  
2011/06/21

Infrastructure of Nations 検索

ホーム / アカウント / プロフィール / フォーラム

Supporters: 53人

2011/6/21 2011/8/25

分布状況

女性	20代	13人
男性	20代	7人
女性	30代	10人
男性	30代	4人
女性	40代	6人
男性	40代	3人

Supporterが多い地域

関連活動

- 活動のタイトル: 行為主体の名前, 行為主体のタイプ, 活動拠点国

図 59 : サポーター分析画面

関連活動一覧の中でサポーター数をクリックすると、サポーター一覧が表示されるようになっている(5.1.8.参照)。一覧では、サポーターのイメージ画像と名前の他に、Support ボタンをクリックした際に投稿したサポート理由などのコメントが記載されている。



図 60 : サポーター紹介画面

関連活動一覧の中で、イメージ画像もしくは活動のタイトルをクリックすると、その活動の紹介画面が立ち上がる。



図 61 : 関連活動の紹介画面

活動紹介画面は左側にイメージ画像、行為主体が参加登録している場合には行為主体からのコメントやプロモーション活動の告知、その下にはスポンサー企業やサポーター一覧が表示されている(5.2.1.参照)。また基本ルールの解説という項目が存在している。それぞれの項目をクリックすると、より詳細な説明や一覧が中央に表示される。

活動紹介画面の中央には、通常は活動に関する情報とそれに対する評価ポイント、コメントが表示されるようになっている(5.2.1.参照)。そしてこれらの情報を総合して、その活動をサポートしたいと思った場合には左上の「Support」ボタンをクリックする。すると Supporters の総数が増えるとともに、その活動に関する新たな投稿情報やコメントがユーザーのホームページにも表示されるようになる (5.2.2.参照)。



図 62 : 「サポート」 ボタンとホームページの表示対応

ところで情報やコメントにカーソルをあてると、右上に「共感！」ボタンと「コメント」ボタン、「スパム報告！」というボタンが表れる。「共感！」ボタンを押すとポイントが加算されて表示されるようになる。一方、スパムと思われる情報を見つけた場合にはユーザーはスパムボタンをクリックして報告を行い、クリック数が3回を超えると自動的に情報やコメントは非表示になるものとする。



図 63 : 「共感！」「コメント」「スパム報告！」ボタン

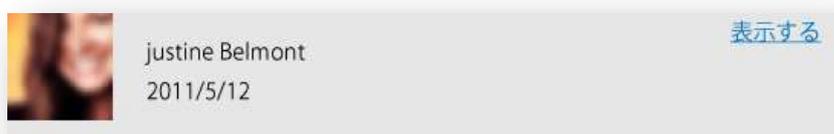


図 64 : 非表示画面

フォーラム内においても、活動紹介内においても非表示措置が取られた場合は、「表示する」をクリックして内容を確認すると、自動的に「スパムではない」という抗議マークが表れ、非表示が不当だと思えば非表示禁止措置を運営側に求めることができるようになっている (5.3.3.参照)。



図 65 : 非表示に対する抗議法

運営側はコメント内容を確認し、非表示希望者の背景などと照らして非表示が不当であると判断した場合には「非表示禁止」措置をとることができる。



図 66 : 非表示禁止措置画面

ところで、活動紹介画面の右側には関連活動紹介の一覧が残っているので、現在どの活動を閲覧しているのか一目で分かるようになっている。他の複数の活動をクリックしながら見ると、活動内容を比較検討し易いようになっている。

特に一覧表示の順番は国別や、行為主体のタイプ別、評価順などに並べ変えて表示できるので、各国比較やタイプ比較ができるなど、多角的な分析がし易いようになっている(5.2.2.参照)。



図 67 : 関連活動の比較法

## 6.2. ホームページ

Infrastructure of Nations に登録すると、次回にログインするときにはまず、ユーザー専用のホームページが立ち上がることになる (5.1.8.2.参照)。



図 68 : ホームページ

ホームページでは左側にユーザーのイメージ写真と名前、その下には「新着コミュニティ」という項目が存在する。新着コミュニティの中の「さらに見る」をクリックすると、中央には、Infrastructure of Nations に参加しているコミュニティの一覧が表示される(5.3.1. 5.3.2. 5.4.1. 5.5.1. 参照)。

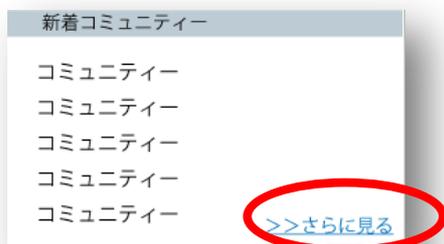


図 69 : コミュニティ紹介メニュー

一覧にはコミュニティの名前、アイコン、方針などの概説、メンバー数、コミュニティの発言としてコメント投稿できる代表者、活動拠点となっている SNS、入会基準、などが記載されている。



図 70 : コミュニティ一覧画面



図 71 : コミュニティー紹介画面

コミュニティー一覧の下には、「参加中のフォーラム」一覧、そして「新着フォーラム」一覧が並んでいる。「新着フォーラム」一覧は数十秒ごとに「人気フォーラム」一覧と入れ替わる (5.2.3.参照)。その下にはカテゴリーが表示され、これも数十秒ごとにホットワード一覧と入れ替わる (5.1.5.参照)。それらをクリックした際の反応については、フォーラムページで述べた内容と同様である。

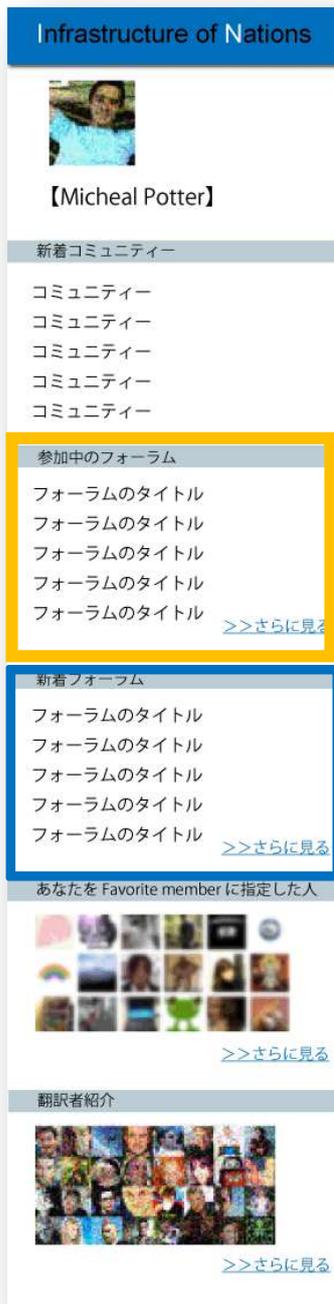


図 72 : ホームページメニュー

さらに下には自分を **Favorite members** に指定してくれているユーザー一覧が表示されている。「さらに見る」をクリックするとそのユーザーの紹介リストが並ぶようになっている。

そして最後段には、翻訳者一覧メニューが表示されている。「さらに見る」をクリックすると中央には翻訳者紹介の一覧が表示される。右上の×印でページは消えて元のホームページ画面に戻る。



図 51：翻訳者紹介画面

既に述べたように翻訳者は翻訳件数の多い者から順に紹介されていく。

ホームページの中央部分には、自分が投稿した発言と共感ポイントを与えたパネリストの発言、あるいは共感ポイントを与えた活動情報やコメントが時系列順に並んでいる(5.1.8.2. 5.2.2.参照)。

また「Support」ボタンをクリックした活動がある場合には、その活動に関する活動情報やコメント、行為主体によるプロモーション情報が表示されるようになっている(5.2.2.参照)。

さらに **Favorite members** に登録したユーザーがいる場合には、そのユーザーの投稿発言やそのユーザーが共感ポイントを与えた発言も表示されるようになっている(5.1. 8.2.参照)。



図 73 : ホームページの画面

それらの情報は、自分の発言や、**Support** 活動に関する情報、**Favorite members** の情報という風にフィルタリングがかけられるようになっている。そうしたフィルタリングの設定はアカウントページで行うものとする (6.3.参照)。

ホームページの右側には、全活動の紹介の一覧、活動行為主体によるプロモーション情報が表示されている。ここではフォーラムの内容に関係なく、様々な活動の比較検討を行うことが出来る。



図 74 : 全活動の紹介メニュー

プロモーション情報については公平を期すためにも、数十秒ごとに無作為にピックアップされたものが万遍なく紹介されていくものとする (5.5.2. 参照)。

### 6.3. アカウントページ

Infrastructure of Nations への新規登録手続きは、このアカウント取得を通じて行われる。アカウントを取得するには、Infrastructure of Nations のログイン画面において、「新規登録」をクリックする。



図 75 : ログイン画面

そのあと名前とメールアドレス、パスワード、性別、生年月日などを入力し、さらにセキュリティーチェックを行う。(5.3.3.参照)。



図 76 : セキュリティーチェック画面

次にプロフィール画面が立ち上がるので、プロフィール情報を入力していく。まず名前や性別、年齢を確認した後、国籍、職業、経歴、著書などの活動紹介を書き入れる。さらに自分を表現するキーワードを70項目の中から複数選択して記入する(5.1.8.1.参照)。また自己紹介文も自分で考えて記入する。さらに、情熱を感じる事は何か、など個人の信条に関する事柄も書き入れる(5.1.7.参照)。ただし名前、生年月日、国籍、性別、職業以外は書き込まなくてもアカウントは取得できる。最後に自身のイメージ画像をアップロードする。

The screenshot shows the 'Infrastructure of Nations' website's registration page. At the top, there is a navigation bar with 'Infrastructure of Nations' and '検索' (Search) on the left, and 'ホーム' (Home), 'アカウント' (Account), 'プロフィール' (Profile), and 'フォーラム' (Forum) on the right. Below the navigation bar is a blue bar with 'ログインする' (Login). The main content area is titled '新規登録画面' (New Registration Page). The registration form is a yellow-bordered box containing several sections: '国籍 / 都市' (Country / City) with two input fields; '自己紹介' (Self-introduction) with a large text area; '情熱を感じること' (Things you are passionate about) with a large text area; '自分を表現するキーワード' (Keywords to express yourself) with a note '10個まで選択してください。' (Please select up to 10 items); '職業' (Occupation) with an input field; '活動紹介' (Activity introduction) with an input field; and '写真' (Photo) with a 'ファイルを選択' (Select file) button. At the bottom right of the form area is a blue button labeled 'アカウント登録' (Register account).

図 77 : アカウント登録画面

以上でアカウント登録は終了する。Facebook 等と比べて登録に必要な内容が多いが、それは Infrastructure of Nations がフォーラムを中心機能としているため発言者の国籍、年齢、職業といった情報が、発言の背景を知り輿論を理解する上で不可欠と考えるためである。

常時表示されているトップバーのアカウントをクリックすると、プルダウンメニューには、上記のアカウント設定を変更する項目の他に、登録した **Favorite members** や **Support** 表明している活動を編集する項目、ヘルプやログアウトといった項目が存在する。非表示措置が改善されないなどの抗議に関する情報はヘルプに含まれる。またホームページ中央に表示される情報のフィルタリング設定もアカウントで行う。



図 78 : アカウントのプルダウンメニュー

#### 6.4. プロファイルページ

トップバーのプロファイルをクリックするとプロフィールページが開かれる。

プロフィールページの左側にはユーザーのイメージ画像と名前が表示され、その下にはそのユーザーが参加中のフォーラムの一覧が表示され、次に **Favorite forums** が紹介されている (5.2.3.参照)。さらにその下には、**Favorite members** が表示されている。

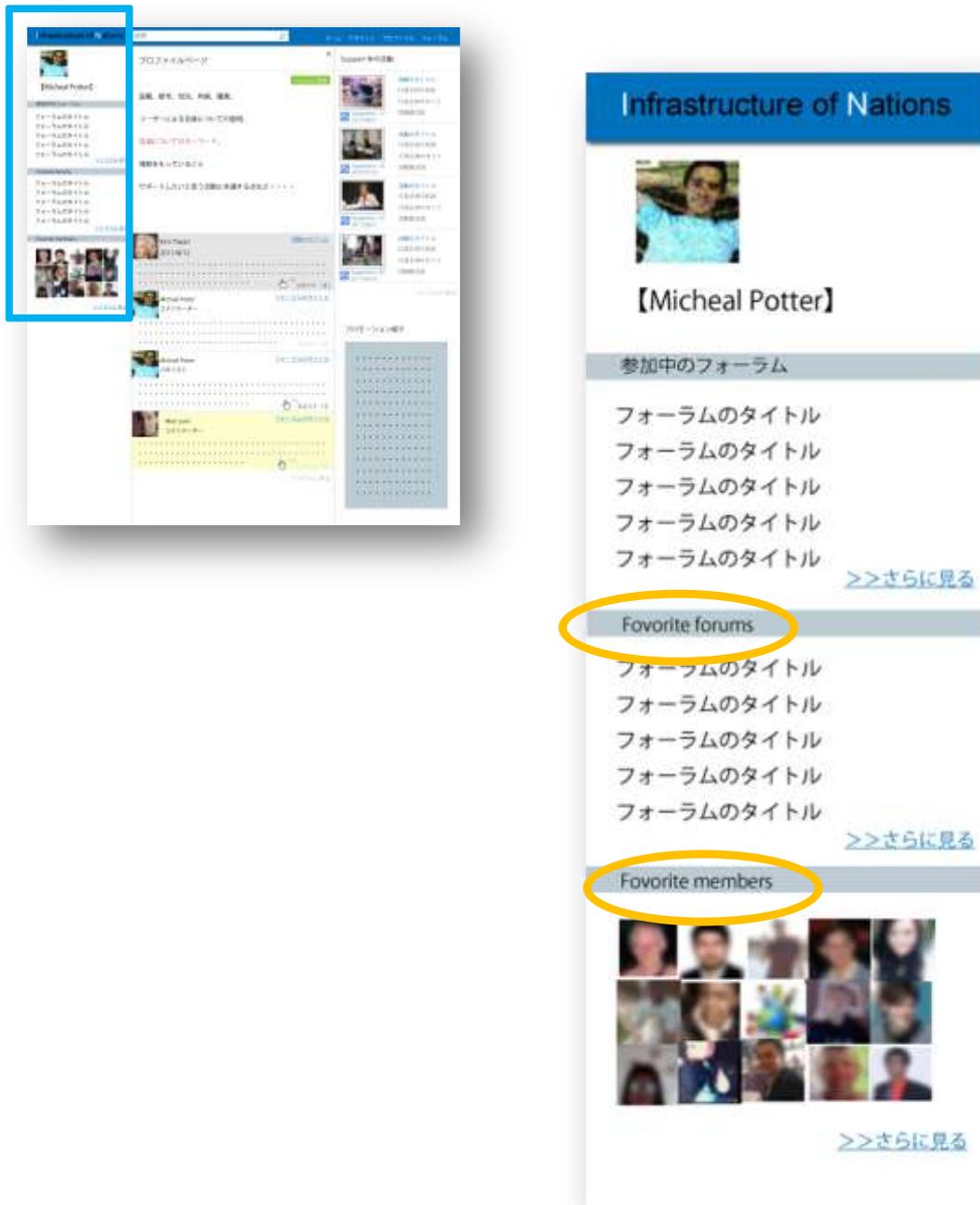


図 79 : プロファイルページのメニュー

Favorite forums や Favorite members はアカウント登録後に、フォーラムに参加し、他のユーザーの発言をチェックしながら、見つけてリスト化していくものである。

フォーラム評価後の画面と、プロフィール画面の中央右上には、Forum や他の Members を Favorite リストに加えるための「Favorite 登録」ボタンが存在する。クリックすると自動的にリストが作成される。

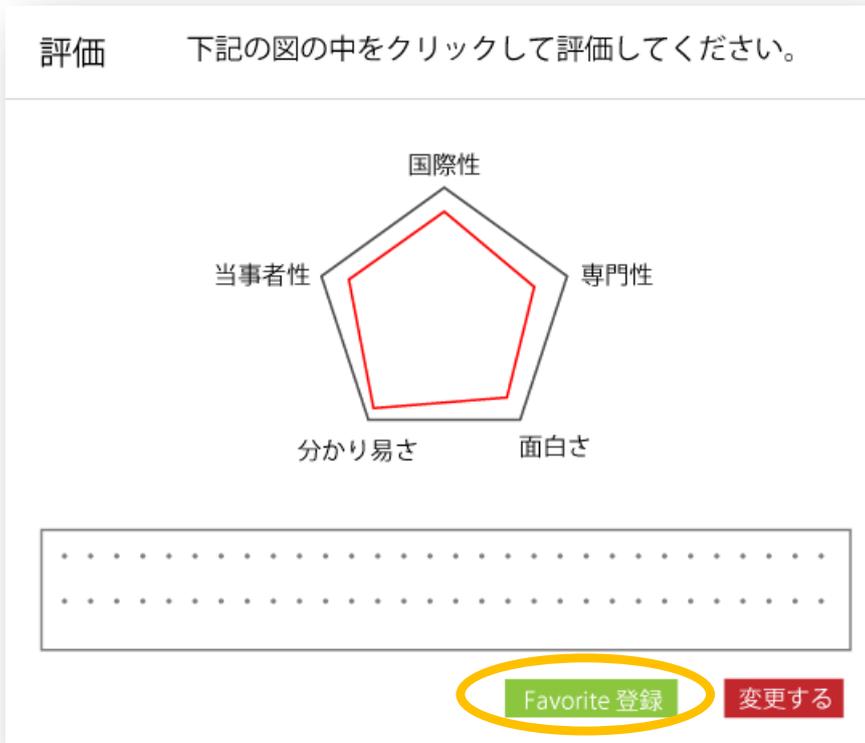


図 80 : フォーラム評価後の「Favorite 登録」ボタン

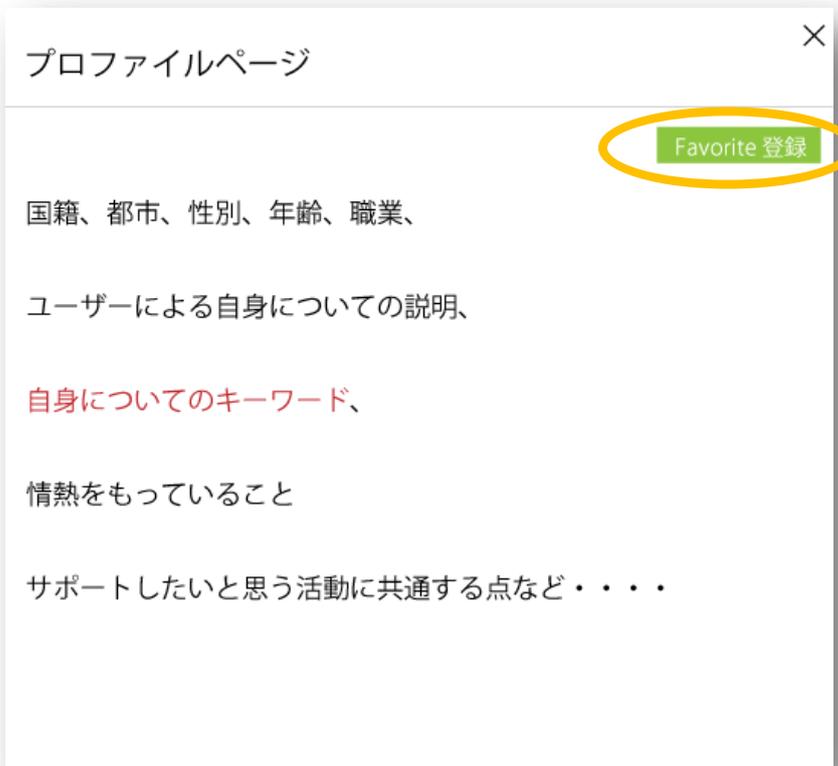


図 81 : プロファイル内の「Favorite 登録」ボタン

続いてプロフィールページの中央には、国籍、年齢、職業、ユーザーによる自身についての説明、自身についてのキーワード、情熱をもっていること等のユーザー情報が続いている（5.1.7.参照）。

さらにその下にはそのユーザーがこれまでに投稿した発言と、共感ポイントを与えた他のパネリストの発言、活動情報やそれに対するコメントが並んでいる（5.1.8.2.参照）。



図 82 : プロファイル中央画面

ユーザーが自己表現として選んだキーワードの 1 つをクリックすると、そのキーワードを同じように自己表現に選んだほかのユーザーの一覧が表示される (5.1.8.1.参照)。

プロフィールページの右側には、ユーザーが **Support** している活動の一覧が並んでいる (5.2.2.参照)。その下には **Support** している活動の行為主体が行っているプロモーション活動があれば、それが表示されるようになっている。



図 83 : Support 活動の紹介

そうした一覧において、あるいは **Infrastructure of Nations** 内のどこであっても、ユーザーのイメージ画像または名前をクリックすると常にそのユーザーのプロファイル画面へ移行するものとする。

## 7. 考察

近年では、グローバル市場が拡大し深化する中で、国内および国際的な経済格差や国際金融危機、国際テロリズムなどの問題が生じ、グローバルシステムの構築が望まれている。しかし現在の国際関係は主権国家体制をとっており、そこから必然的に導かれるグローバルなビジョンは存在しない。本論ではそうした状況で今後のビジョンを得る最も有効な方法は、現代のグローバル社会の出現に決定的に影響を与えた社会システムの歴史を振り返り、過去から現在へ繋がる展開の延長線上に、グローバルシステムを描き出すことであると考えた。

メイヨールは、「国際レベルを含むすべての社会関係で驚くべき継続性があることを、われわれは無視してはならない。・・・変化に耐えて存続するものこそが、真に注目すべきものではないか。われわれはこのことを直感的に知っている。」(Maya112000)と述べ、新たな千年紀の国際関係論における指針として、古典的思想家ヒュームが注目した正義に関する3つの基本ルール、自然法の中から、財産権保障の基本原則にあたる規定をとり上げた。

本論では同様の立場に立って、財産権保障こそが、現代のグローバル社会へ繋がる社会システムの根幹にあるものだと仮定した。そして財産権保障の起源を辿って古代ローマの誕生に遡り、そこから財産権保障が築く「市場に基盤を置いた社会システム」が現代に至る歴史的展開を概観した。その結果、現代のグローバル社会は「市場に基盤を置いた社会システム」のグローバル化の過程に出現しており、グローバルガバナンスの問題とは、「市場に基盤を置いた社会システム」のグローバル化問題に等しいと考えるに至った。

そして「市場に基盤を置いた社会システム」のグローバル化要件を歴史の中から抽出し、それらの要件を満たすような機能条件を基に新しいグローバルな制度のデザイン条件を考えた。(さらにそうしたデザイン条件を具現化するソーシャルメディアのデザイン提案を行った。)

ところで本論ではグローバル化を前提にグローバルガバナンスの問題を論じたが、そもそもグローバル化による様々な問題を受けて、グローバル化そのものを批判する人々や、財産権保障を含めたグローバルな共通ルールの設定に、強い心理的抵抗を示す人々が存在する。そうした批判や抵抗の背景には社会学的配慮から生じる不安感、文化的均質化への恐怖心が存在するものと思われる<sup>56</sup>

---

<sup>56</sup> 「文化帝国主義」に関する議論では、アングロサクソン型の経済制度が世界中に押しつけられていると主張されている。そしてグローバル化した資本のヘゲモニーによって、世

(妹尾 2003)。

しかしロバートソンが述べたように、現代のグローバル化とは、「普遍主義の個別化と個別主義の普遍化」であり<sup>57</sup> (Robertson1992)、そこで生じていることは、文化の均質化や単純化といったような一元的作用ではなく、多元的作用なのである<sup>58</sup>。またそもそも均質化への懸念は、生物としての生存本能によるところが大きいと思われる<sup>59</sup>。しかし社会の組織化と技術適用を通じて環境適応する人類にとって、技術的發展を齎す、資本主義経済と調和する安定的グローバルシステムを構築することは、生物としての至上命題の一つであると思われる<sup>60</sup>。

そこで今後グローバルなソーシャルメディアを実装するにあたっては、そうした人々のもつグローバル化や共通ルール設定への先入観、心理的抵抗などを和らげて、適切な問題意識を持ち得るような心構えを整える作業というものも必要になるのではないかと考える。そうした作業は本来はアート<sup>61</sup>が本分とする領域である。

本論では主に機能的観点からソーシャルメディアのデザイン提案を行った。今後の課題としては、そうしたアートの観点をも考慮したアーティスティックなソーシャルメディアのデザインというものを検討していく必要があるのではないかと考えている。

---

界の文化が均質化し、多様性が損なわれていると指摘されている。

<sup>57</sup> Robertson はグローバル化について、グローバルなローカル化という意味で、「グローカリゼーション」という概念を提唱している。

<sup>58</sup> たびたび文化的均質化の象徴とされるマクドナルドの商品調査によれば、商品はグローバルに普及する過程で、実際にはローカル性が付与されていると指摘されている (Watson1997)。またマクドナルドが普及していく過程で、各国のローカル・カルチャーは逆に活発化しているといわれる<sup>58</sup> (妹尾 2003)

<sup>59</sup> 均質化へ向かうということは、生命現象としてはエントロピーの増大、死へ近づくことを意味しているためである。

<sup>60</sup> 技術発展にとって不可欠な、知識・資本・技術の集約的發展は、資本主義経済と調和した社会システムの拡大によって可能になる。

<sup>61</sup> ここでアートとは、社会的緊張感を昇華させるものと捉える。

## 8. おわりに

民主主義という概念には論争がある。しかし古典的民主主義であれエリート民主主義であれ、参加民主主義や、直接民主主義、討議民主主義であっても、共通しているのは議会を中心機能に据えているという点である。これまで主権国家を単位に民主主義を追求してきて、それが一定の成果をみせ現代のグローバル社会は出現している。そこで現代のグローバル社会においても民主主義を追求しようとしたとき、そこには中心機能となるはずの議会が存在しないのである。それでは国際議会を設置しなければ世界的民主主義は実現できないのだろうか。それには非常なリスクが伴う。

現代のグローバルガバナンスの問題が難しいのは、この民主主義の連続性の問題（国内レベルから世界レベルへどうしたら移行できるか）があるからだと思われる。本論では参加民主主義の立場に立つが、議会を民主主義の中心機能には捉えていない。議会は、財産権保障が築く「市場に基盤を置いた社会システム」を補完・補強する一装置だと捉えている。民主主義（現代の民主的議会が志向する民主主義）を議会機能そのものではなく、「市場に基盤を置いた社会システム」が志向するビジョンであると捉えるのである。本論は、そう解釈することで、民主主義が国際議会を伴わずともソーシャルメディアという新しい制度的装置を活用することで、国内レベルから世界レベルへ移行できる可能性があることを示したともいえる。

ところで、これまで民主主義がその様に解釈されてこなかった原因として、西洋中心主義思想があると思われる。財産権保障は古代ローマでローマ法として発展し、社会システム構築機能を獲得していった。しかし後に自然法、人間本性に由来する法と呼ばれるようになり、絶対視されるようになったのである。相対的な機能分析を許さないそうした絶対視は、議会制度を伴ってヨーロッパ外へ普及される際にも如実に表れていた。日本の独立事情からも分かるように、財産権保障と議会制度とは、ただ「文明国の条件」であるとされたのである。

そうした機能分析を伴わない絶対視のもとに議会制民主主義を普及させようとするれば、圧倒的な武力や経済力を背景に行うよりはない。これまでの議会制民主主義の普及にはそうした面が少なからず見られた。そうした普及の下では、議会制民主主義が上手く機能しなかった場合に、何が問題なのか分からない。また圧倒的な武力や経済力といった圧力がなくなれば、議会制民主主義を採用すべき理由も分からない。近年の世界的な民主化低迷傾向の背景にはそうした事情があるように思われる。

一方で、本論で既に述べたように現代のようなグローバル社会を出現させた社会システムを人類は他に持ち合わせていないのである。そうであるならば、今後は議会制民主主義を西洋中心主義思想から切り離して、機能性の観点から再評価し、その先では本論で述べたような民主主義の世界化を推進する必要があるのではないだろうか。

その際に日本は極めて特殊な立場に立っていると見える。西洋文化から完全に独立した国として初めて議会制民主主義を取り込み、第二次世界大戦に向け一度は完全に機能不全を経験しつつも、その後改良を重ねて現在に至っている。その点で日本ほど議会制民主主義を機能的に語るに相応しい国はない。今後は日本人として、議会制民主主義の機能を伝え、世界的な民主主義の普及に貢献したいと考えている。

## 謝辞

本論文の作成にあたり、構成段階から非常に自由に取り組みさせて下さって、いつも温かくご指導くださいました稲蔭正彦教授、また精神的に辛い時期にも、いつも変わらずご対応下さり、適格で創造的な助言を下された加藤朗教授に、心より深くお礼を申し上げます。

先生方がおられなければ、この論文を書き上げることは決して出来ませんでした。先生方が割いて下さった貴重なお時間と、そこで触れることのできた、先生方の豊かな人間性や人生観を、論文とともに今後の糧としていきたいと思えます。

また大変な時期にご指導くださいました佐倉統教授に心からお礼を申し上げます。先生のご指摘がなければ、論文の作成を継続することは難しかったです。

そして卒業間際に副査を引き受けて下さった岸博幸教授、ありがとうございました。論文のテーマを興味深く捉えて下さったことが、とても励みになりました。

最後に、精神的に最も辛い時期に支えになってくれた家族と友人に、心から感謝を捧げます。

## References

- 石部雅亮編（1999）「ドイツ民法典編纂史概説」『ドイツ民法典の編纂と法学』九州大学出版会,3-62
- 井上真花、佐藤新一（2011）：『これ1冊で完全理解 Facebook』日経BP社
- TED HP：<http://www.ted.com/pages/287>
- 妹尾裕彦（2003）「グローバリゼーション論争の『第四局面』に向けてーグローバリゼーション研究の現状と方法をめぐる一考察ー」『*相関社会科学*』第13号, 20-33.
- 岩崎正洋（2002）『*議会制民主主義の行方*』一藝社
- 内田貴（2009）『*債権法の新時代「債権法改正の基本方針」の概要*』商事法務
- 加藤秀治郎、水戸克典（2009）『*議会政治*』慈学社
- 河上倫逸（2009）『*ヨーロッパ法と普遍法ー諸世界システムの共存*』未来社
- 岸上晴志（1997）：「ボアソナード時代」『*日本民法学史・通史*』信山社, 51-81
- 北村一郎（2006）『*フランス民法典の200年*』有斐閣
- 金観濤・劉青峰（1983）『*在歴史的表象背後ー対中国封建社会超穩定結構的探索*』、四川人民出版社（若林正丈、村田雄二郎訳『*中国社会の超安定システム*』研文出版, 1987年。）
- 小柳春一郎（1998）：「民法典の誕生」『*民法典の百年 I ー全般的観察*』有斐閣,3-40
- 佐々木隆生（2010）「国際公共財の政治経済学ー危機・構造変化・国際協力」岩波書店
- 塩野七海（2001）『*全ての道はローマへ通ず<10>*』新潮社
- 柴田光蔵（1976）「ローマ法学」『*法学史*』東京大学出版会, 25-50.
- 杉浦功一（2010）『*民主化支援ー21世紀の国際関係とデモクラシーの交差*』法律文化社
- 西尾 哲夫（2011）「中東政変 新生アラビア語が生んだ“フェイスブック革命”」『*エコノミスト*』第89号, 38-39.
- 前島 和弘(2010) 「オバマ政権とソーシャルメディア：新しい政治コミュニケーションが動かす政策運営」『*言語と文化*』第22号, 99-114,
- 宮崎市定（1963）『*科举 中国の試験地獄*』中央公論社
- 民法（債権法）（2009）改正検討委員会編『*債権法改正の基本方針*』商事法務
- 村上淳一（1999）「ドイツ法学」『*法学史*』東京大学出版会
- 山口俊夫（1976）「フランス法学」『*法学史*』東京大学出版会 177-213
- Acemoglu,A.Jonson,S.Robinson,J(2002): “An African Success Story:Botswana”, C.E.P.R. Discussion Papers,3219 (online) available: <http://www.cepr.org/pubs/dps/DP3219.asp>
- Bernard Crick(2002): *Democracy A Very Short Introduction*, Oxford.Oxford University Press,1(添谷育志、金田耕一訳『*デモクラシー*』岩波書店 2004年。)
- Budge,I.(1996) .*The New Challenge of Direct Democracy* , Blackwell Publishers. (杉田敦ほか

- 訳『直接民主制の挑戦－電子ネットワークが政治を変える』新曜社、2000年。）
- C.C.(2008): *Transnational Terrorism*, Copenhagen Consensus 2008, Challenge Paper(6 March 2008) (online) available from: [www.copenhagenconsensus.com](http://www.copenhagenconsensus.com)
- C.I.A.(2002): *The World Factbook 2002*. Central Intelligence Agency.
- Cloud, J (2006) : “The Gurus of YouTube”, *Time*, (online) available from : <http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,1570795,00.html>
- CPD(2010) : Delivering Social Infrastructure through PPP, Centre for policy dialogue. (online) available from: <http://www.oecd.org/dataoecd/35/22/46236515.pdf>
- Dahl,R.(1971) : *Polyarchy : Participation and Opposition*, Yale University Press. (高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981年。)
- Diamond,L,(2008) : *The Spirit of Democracy: The Struggle to Build Free Societies Throughout The World*, New York ,Times Books.
- E.I.U.(2010): *Democracy index 2010 Democracy in retreat A report from Intelligence Economist Unit*.(online) available from: [http://graphics.eiu.com/PDF/Democracy\\_Index\\_2010\\_web.pdf](http://graphics.eiu.com/PDF/Democracy_Index_2010_web.pdf)
- Engels.F (1980): “Engels to Conrad Schmidt In Berlin abstract” *Marx-Engels Correspondence 1890* (online), available from [http://www.marxists.org/archive/marx/works/1890/letters/90\\_10\\_27.htm](http://www.marxists.org/archive/marx/works/1890/letters/90_10_27.htm)
- Gerald,P. O’Driscoll.L.Hoskins(2003):“Property Rights The Key to Economic Development” *Cato Policy Analysis* 482 (online), available from <http://www.scribd.com/doc/13673021/-Property-Rights-The-Key-to-Economic-Development-Cato-Policy-Analysis-No-482->
- Hansen, N.M. (1965) : “The structure and determinants of local public investment expenditures” *Review of economic and statistics* 2: 150-162.
- Hernando de Soto(2001) : *The Mystery of Capital*, London, Black Swan.
- Habermas.J.(1998) : *Fakitizitat und Geltung*, Shurkamp Verlag. (河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性』未来社、2003年。)
- Kahn,J. and T.Weiner,(2002) : “World Leaders Rethinking Strategy on Aid to Poor”, *The New York Times*, 18 March 2002.
- Kimberly,A. and E. Kar, and J. Richardson(2004) : “Assessing Globalization’s Critics: “Talkers Are No Good Doers?””, *Challenges to Globalization: Analyzing the Economics*, University of Chicago Press. (online) available from: <http://www.cepr.org/meets/wkcn/2/2316/papers/elliott.pdf>
- Knutel,R(2000)「日本民法典とローマ法」『日本民法典と西欧法伝統』109－167（石川真人訳）

- Livius,T.(32): *Ab Urbe Condita*,(鈴木一州訳『ローマ建国史』岩波書店, 2007年。)
- Maitland,W.(1950[1908]): *The Constitutional History of England*,Cambridge, Cambridge University Press.(小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, 1981年。)
- Marx,K. (1867) : *Das Kakpital* , Berlin, Deutsch. (向坂逸郎訳『資本論』岩波書店、1969年。) 23章,
- Marx,K. Engels,F.(1848) : *Manifest der Kommunistischen Partei*, Berlin, Philipp Reclam Jun Verlag GmbH. (向坂逸郎訳『共産党宣言』岩波書店, 1971年。)
- Mayall,J.(2000) : *World Politics: Progress and its limits*, Cambridge, Polity Press. (田所昌幸訳『世界政治—進歩と限界』勁草書房, 2009年。)
- Michel Sheehan(1996): *The Balance of Power:History and Theory*,London, Routledge
- Myers,R.(1975): *Parliaments and Estates in Europe to 1789*, London, Thames and Hudson.(宮島直機訳『中世ヨーロッパの身分制議会』刀水書房, 1996年。)
- Nancy Birdsall(2005) : “Rising Inequality in the New Global Economy” *WIDER ANGLE* 2:1-3 (online) available from:  
<http://www.unhistory.org/readinglist/WiderAngle2005-2.pdf>
- OECD (2001) : “Growth and human capital : good data, good results” *Technical Papers* No.179 OECD Development Centre.
- Pateman,C.(1970) : *Participation and Democratic Theory*, Cambridge University Press. (寄本勝美訳『参加戸民主主義理論』早稲田大学出版部、1977年。)
- Piazza,J.A.(2004) : “Rooted in Poverty? Terrorism, Poor Economic Development and Social Cleavages,” *Terrorism and Political Violence*.
- Polsby,W.(1975) : “Legislatures” in : F. I. Greenstein and N. W. Polsby (eds.) *Handbook of Political Science*, Vol.5, Reading : Addison Wesley, pp.257-310. (加藤秀治郎・和田修一訳「立法院」『議会政治』慈学社、2009年。)
- Poverty, Political Freedom, and the Roots of Terrorism
- Regina Titunik (2006) 「国際関係理論序説」『国際関係理論』(吉川直人訳)2ー61 勁草書房
- Robert.B(1992) : *The Good Society*, Vintage (中村圭志訳『善い社会』みすず書房、2000年。)
- Rostovtzeff,M.(1926): *The social and economic History of the Roman Empire*. 出版地、Biblo-Moser (坂口明訳『ローマ帝国社会経済史』東洋経済新報社, 2001年。)
- Schumpeter, J. (1942) : *Capitalism, Socialism, and Democracy*, Harper and Row (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1962年。)
- SIPRI(2010); SIPRI Yeabook 2010 , Stockholm International Peace Research Institute. (online) available from:<http://www.sipri.org/>
- Stein,G.(1996): *ROMISCHERS RECHT UND EUROPA*, Fischer Taschenbunch Verlaag GmbH. (屋敷二郎監訳, 関良徳, 藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』ミネ

ルヴァ書房, 2003年。)

Suetone(1961-64): *Vies des douze Césars*, texte établi et traduit par Henri Ailloud, Les Belles Lettres, 1961-64, tome I, *Divus Augustus*, XXVIII.

(藤本武司訳「ラシーヌ『ブリタニキウス』の終結部に関する一考察—ヴェスタ聖女ジュニーをめぐって—」『Gallia』第41号、9—16)

TED(2011) : [http://www.ted.com/pages/conversations\\_about](http://www.ted.com/pages/conversations_about)

Torrance, M.(2009) : “The rise of a global infrastructure market through relational investing” *Economic Geography* 85: 75—97.

Watson, L. (ed.) (1997) : *Golden Arches East : Mcdonald's in East Asia* , Stanford : Stanford University Press.

WEF(2011) : *Global Risks 2011 Sixth Edition*, World Economic Forum

Wikipedia(mixi) : <http://ja.wikipedia.org/wiki/Mixi>

Wikipedia (twitter) : <http://ja.wikipedia.org/wiki/Twitter>